

# 拓殖大学 政治行政研究

第 8 卷 2017年2月

〈論 文〉

- 政治・社会システムにおけるエージェンシー ..... 眞鍋 貞樹..... 1
- 産業連関分析による消費税の価格転嫁に関する研究 ..... 白石 浩介..... 19
- 『平成 24 年就業構造基本調査』から見る  
育児休業利用率と出生率の関係 ..... 杉浦 立明..... 61
- 後藤新平と自治の理論..... 高橋 力..... 85

〈書 評〉

- 『市町村合併による防災力空洞化』 ..... 濱口 和久..... 97
- 「拓殖大学 政治行政研究」投稿規定 .....101
- 「拓殖大学 政治行政研究」執筆要綱 .....102

## 政治・社会システムにおけるエージェンシー

眞鍋貞樹

### 要約

本稿は、社会システムをコード化 (encode) あるいは脱コード (decode) して変容を進めていく役割や機能を担うエージェンシー (agency) の意味について、考察を加えるものである。考察の結果として本稿で示したいのは、機能的な社会システムの間におけるコミュニケーションにメディア (媒体) を駆使しながらシステム間に観察 (参与 observation) して、システムにおいて区分を指し示すことを通じた再組織化と合理化を担う機能的エージェンシーの姿である。その上で、エージェンシーがどのように作用して社会においてコード化 (encode)・脱コード化 (decode) していくのか、という点について考察を試みるものである。

エージェンシー (Agency) またはエージェント (Agent) とは、一般的に「代理」「機関」「庁」「行為媒介者」「行為者」あるいは「社会的行為者」などと和訳されている。それらは、エージェンシーの意味や機能の複雑さを物語っている。本稿で焦点とするエージェンシーとは、行政学上の「官庁」や「機関」という意味でのエージェンシー、財政学、経済学あるいは経営学で使われるプリンシパル・エージェンシー理論における「受託者」としてのエージェンシー、あるいは観光業や保険業で一般的に使われる「代理店」という意味でのエージェンシーではない。あくまでも社会システム論において語られるエージェンシーであり、それは、社会システムの再組織化と合理化を担うコミュニケーションによる「活動の表れ」であるとともに、主体から表象したところに存在する機能の集合という限定した領域のものである。このエージェンシーの定義は、一般的な法律行為である「代理」からも導きだされる。「代理」とは、言うまでもなく、本人になり替わって、本人が実行すべき事項を別の人物が行うことである。「代理」という意味でのエージェンシーは、本人から離れたところに表れる媒介的な機能である。

エージェンシーという概念を最初に取り上げたタルコット・パーソンズは、社会をシステム化させていく行為、すなわち言論や活動を行うことで社会に影響力を出している主体、すなわち自律的に言論や活動を行う個人や団体のことをエージェンシーとしている。エージェンシーの語源であるラテン語の *agere* は、「行為あるいは活動する者」である。それは、かつてはアントニオ・グラムシやエドワード・サイードなどの言う「有機的知識人」といった特権的な力を持つ者に限定されたものだったが、現在に至っては、特権的な知識人を含むものだけではない。システムにおいてコミュニケーション行為を媒介する「作用」「働き」「作因」であり、脱主体化した機能の集合を意味している。

一方、ハンナ・アレントは「活動」という概念においてエージェンシーを人間が人間であるための条件としての「活動の表れ」とした。アレントの定義は、存在者としての存在は自己の意思を表すことによって存在するというハイデガーの理論から導き出したものであると考えられる。さらに、ピエール・ブルデューはハビトゥスの概念を用いて、エージェンシーを特権的な人々だけの作用ではないことを示した。すなわち、社会を再生産というシステム化 (合理化、制度化あるいは組織化) させていこうとする諸主体による慣習的な諸活動の表れが、社会に顕現して社会をシステム化、すなわちブルデューで言うならば「界」を生成させているのである。

こうした議論で語られるエージェンシーとは、法典、規範、慣習などのコード (code) を道具として、権力、資本そして情報などのメディアを媒介させて、社会のシステム化を担う諸主体による活動が表れた機能の集合である。したがって、エージェンシーとは特定の個人や団体といった主体を直接意味するものではない。個人や団体といった主体による活動が、社会に表象され一般化された機能としての存在である。

この社会のシステム化におけるエージェンシーの意味と役割について、明確に論述された研究は多くない。そのため、本稿では、ニクラス・ルーマンの機能的社会システム論に依拠しつつ、彼の議論から導き出されるエージェンシーの機能について考察していくものである。それは、社会におけるシステム化つまりコード化と脱コード化のプロセスを担うエージェンシーの意味を、より一層明らかにすることになると考える。

つまり、本稿で示したエージェンシーとは、人格的な存在とは異なり、社会的行為者の活動が表れた象徴であり、かつ機能的システム間でのコミュニケーションに存在する機能の集合である。このルーマンの社会システム理論を加えた見方からすれば、個々の人格を持つ主体あるいは社会的行為者とは区分されて存在する、機能的に社会システムを自律的に変容させていく観察行為の集合なのである。それは、ブルデューが批判したように「機械的な法則にしたがって動く自動人形」ではない。むしろ、ブルデューが考察した人格的な社会的行為主体ではなく、社会的行為主体による行為的コミュニケーションから表象されたものである。すなわち、システムに組み込まれた法・規範・慣習コードなどによってプログラミングされた、観察（者）の持つ自律的な機能そのものなのである。

キーワード：社会システム論，メディア，観察（者），コード

## はじめに

本稿は、社会システムをコード化（encode）あるいは脱コード（decode）して変容を進めていく役割や機能を担うエージェンシー（agency）の意味について、考察を加えるものである。考察の結果として本稿で示したいのは、機能的社会システムの間におけるコミュニケーションにメディア（媒体）を駆使しながらシステム間に観察（参与 observation）して、システムにおいて区分を指し示すことを通じた再組織化と合理化を担う機能的エージェンシーの姿である。その上で、エージェンシーがどのように作用して社会においてコード化（encode）・脱コード化（decode）していくのか、という点について考察を試みるものである<sup>(1)</sup>。

エージェンシー（Agency）またはエージェント（Agent）とは、一般的に「代理」「機関」「庁」「行為媒介者」「行為者」あるいは「社会的行為者」などと和訳されている。それらは、エージェンシーの意味や機能の複雑さを物語っている。本稿で焦点とするエージェンシーとは、行政学上の「官庁」や「機関」という意味でのエージェンシー、財政学、経済学あるいは経営学で使われるプリンシパル・エージェンシー理論における「受託者」としてのエージェンシー、あるいは観光業や保険業で一般的に使われる「代理店」という意味でのエージェンシーではない<sup>(2)</sup>。あくまでも社会システム論において語られるエージェンシーであり、それは、社会システムの再組織化と合理化を担うコミュニケーションによる「活動の表れ」であるとともに、主体から表象したところに存在する機能の集合という限定した領域のものである。このエージェンシーの定義は、一般的な法律行為である「代理」からも導きだされる。「代理」とは、言うまでもなく、本人になり替わって、本人が実行すべき事項を別の人物が行うことである。「代理」という意味でのエージェンシーは、本人から離れたところに表れる媒介的な機能である。

エージェンシーという概念を最初に取り上げたのは、タルコット・パーソンズだと言われている<sup>(3)</sup>。パーソンズの段階では、社会をシステム化させていく行為、すなわち言論や活動を行うことで社会に影響力を出している主体、すなわち自律的に言論や活動を行う個人や団体のことをエージェンシーとしている。エージェンシーの語源であるラテン語の agere は、「行為あるいは活動する者」である。それは、

かつてはアントニオ・グラムシやエドワード・サイードなどの言う「有機的知識人」といった特権的な力を持つ者に限定されたものだったが、現在に至っては、特権的な知識人を含意するものだけではない<sup>(4)</sup>。システムにおいてコミュニケーション行為を媒介する「作用」「働き」「作因」であり、脱主体化した機能の集合を意味している。

一方、ハンナ・アレントは「活動」という概念においてエージェンシーを人間が人間であるため条件としての「活動の表れ」とした。アレントの定義は、存在者としての存在は自己の意思を表すことによって存在するというハイデガーの理論から導き出したものであると考えられる。さらに、ピエール・ブルデューはハビトゥスの概念を用いて、エージェンシーを特権的な人々だけの作用ではないことを示した。すなわち、社会を再生産というシステム化（合理化、制度化あるいは組織化）させていこうとする諸主体による慣習的な諸活動の表れが、社会に顕現して社会をシステム化、すなわちブルデューで言うならば「界」を生成させているのである。

こうした議論で語られるエージェンシーとは、法典、規範、慣習などのコード（code）を道具として、権力、資本そして情報などのメディアを媒介させて、社会のシステム化を担う諸主体による活動が表れた機能の集合である。したがって、エージェンシーとは特定の個人や団体といった主体を直接意味するものではない。個人や団体といった主体による活動が、社会に表象され一般化された機能としての存在である。

この社会のシステム化におけるエージェンシーの意味と役割について、明確に論述された研究は多くない。そこで、本稿では、ニクラス・ルーマンの機能的社会システム論に依拠しつつ、彼の議論から導き出されるエージェンシーの機能について考察していくものである。それは、社会におけるシステム化つまりコード化と脱コード化のプロセスを担うエージェンシーの意味を、より一層明らかにすることになると考える。

## 社会学上のエージェンシーの定義

前述のように、エージェンシーを社会学において概念として使用し始めたのはパーソンズではあるが、ブルデューによれば、最初にエージェンシーという概念を持ち出したのは、マックス・ヴェーバーとされているが、その際、日本語訳で「社会的行為者」とされていた。ヴェーバーによれば「社会的行為者は、規則に従う利益の方が従わない利益にまさるとき、規則に従う」<sup>(5)</sup> というように、合理的な選択を行う主体をエージェンシーと定義していた。

ヴェーバーの合理性に基づいた「社会的行為者」の選択は、政策主体としてのエージェンシーによる合理的選択という理論にもつながっていくものである。だが、ヴェーバー以降の社会学の発展の歴史の中で、エージェンシーは「社会的行為者」という意味だけではなく、多種多様な意味を持つものとして検討が加えられてきた<sup>(6)</sup>。そして、現象学や記号論、さらには社会システム論やコミュニケーション論の発展とともに、もはや「社会的行為者」という人格的かつ主体性を帯びた意味だけでは理解しがたい概念として議論されてきている。

そこで、以下では、社会学などで語られるいくつかのエージェンシーへの理論的アプローチを最初に

見てみたい<sup>7)</sup>。そして、「社会的行為者」という翻訳による用語と意味だけでは理解できないエージェンシーの機能について考察を加えていきたい。

## 社会的行為者（アクター）とエージェンシー

社会的に何らかの役割を担う主体的な行為者はアクター（Actor）と呼ばれる。アクターとは組織における政策決定過程において、政策の策定、決定そして実行を担う人格的かつ主体的な存在者という文脈の中で使用される。その際には、アクターとエージェンシーとの違いが明確には示されず、むしろ、同じ文脈で語られている中で、それぞれが同じように解釈されていたり、一方で別な意味として使用されていたりする。

例えば、ルーマンの『社会システム論』においても、社会的行為者をエージェンシーではなくアクターを用語として使用している場合がある。社会をコード化する時に選好における「決定」の役割を担っているのが、ルーマンにおいてもアクターである。ルーマンにおいては後述するように、社会システムにおけるコード化の機能は観察（者）が担うとされているが、社会において「決定」の役割を果たすのは、人格的な主体としてのアクターである。なおこの点について、ブルデューはこうした社会的慣習コードの「決定」という意味を考慮していないのだが、アクターの役割としてはほぼ同じ意味として使用している。

だが、エージェンシーとはもっぱら社会システムにおけるシステム化に媒介としての役割を担っている行為（者）という意味合いで使用されなくては理解できない。社会に表象し政治的、社会的に政策の決定や実践に活躍する主体をアクターと呼ぶならば、そのアクターが持つ社会の再組織化と合理化を媒介する役割や機能を、エージェンシーと定義しなくてはならない。あるいは、エージェンシーを主体による行為的コミュニケーションという活動の表れと定義すれば、アクターたちの集合的な機能的コミュニケーションによる社会のシステム化という機能を担うのがエージェンシーである。つまり、可算名詞的個人もしくは団体といった主体がアクターであり、アクターによる社会的な活動は行為システムにおいて役割を担っているのである。そして、機能システムにおける「作用」「働き」「作因」をもたらす機能の集合がエージェンシーである。

比喩を示すと、映画のスクリーンに登場し、聴衆を直接魅了するのはアクターである。彼らは、映画館から出た聴衆たちが自宅のインターネットで映画の評価をし、インターネットを通じて映画についてコミュニケーションする時、聴衆者たちの論評は社会において様々なコード化機能を持つことになる。その時、社会システムのコード化の機能を果たしているのはアクターというよりもエージェンシーである。あるいは、政治家、官僚、学者といったアクターは、特権的に自己の持つ言説（ディスコース）を社会に広く流布することができる。彼らは道具としてのメディアであるテレビ、新聞、ラジオ、インターネット、出版物などを通じて自己の持つ規範的コードを社会に浸透させていくことができる。つまりアクターは行為的コミュニケーションにおける情報の発信者であり、社会の組織化を促進していく役割と機能を持つ。一方で、彼らの表れた活動は、機能的社会システムの中において集合的にコミュニケーションされてコード化される。その時に表れる彼らのコミュニケーションは、アクターというよりもエージェ

ンシーによって担われるのである。

つまり、アクターという固有の人格的存在から離れた場所に表象され、社会におけるコミュニケーションの集合の中で、社会の自律的な再組織化をもたらす様々な機能、すなわち諸主体による活動の表れがエージェンシーなのである。

## 機関としてのエージェンシー

一方、エージェンシーを機関（ただし単純な政府機関というものではなく）として定義する議論もある。代表的なコミュニタリアンの一人であるウォルツァーが「原則的には、運動と国家は、独立性をもった機関（エージェント）である。もしもそれらが自己尊厳をもった市民たちの手の中にしっかりとあるならば、現実においても、独立した主体（エージェント）である」<sup>(8)</sup>としているように、エージェンシーの概念は、様々な人びとの共同体における機関としての活動の行為主体としてみる。同じくコミュニタリアンであるチャールズ・テイラーは、エージェンシーについて次のように定義を示している。

「グロティウスによれば、政治社会とは規範的な秩序によって支えられており、しかもこの秩序は構成員たちの自然本性に由来するという。人間とは互いの利益のために平和裡に協力し合う、理性的で社会的な行為者（エージェント）だということである」<sup>(9)</sup>

「このように水平的で世俗的な世界のなかにわれわれ自身がいると想像すること、ここに含意されているのは、世俗的な時間のなかの共同行為に立脚した行為主体（エージェンシー）、この新たな種類の集合的な行為主体に、われわれが帰属しているということである。しかし別の観点からみれば、社会というものを客体化されたものとして、つまりいかなる行為者（エージェント）の視点からも切り離された複数の過程の集積として把握できるということも、ここには同時に含意されている」<sup>(10)</sup>

同様に、サンデルは、米国で1960年代から試みられたコミュニティの再生プログラムについて、その主体（エージェンシー）となったコミュニティ開発団体（Community Development Corporation: CDC）が、地域の自律的な諸活動をもたらす民主主義的な行為媒体となれるかどうかを問うているように、コミュニティの再生・創造の主体とエージェンシーとは表裏一体のものとしての認識がある<sup>(11)</sup>。コミュニタリアンからはエージェンシーを政治社会領域と市民社会領域をパートナーシップとして結ぶ存在（媒介）として位置付ける。そしてエージェンシーによる活動が住民にとっての公共領域の創設になるという観点を採用するのである<sup>(12)</sup>。

こうした社会的行為媒体として語られるエージェンシーは、新しい統治形態（ガバナンス）を模索している様々な理論によって検討が加えられている。それは上記のコミュニタリアン的な共同体の思考と社会構造論の議論による概念研究の成果を踏まえたものと言えるが、今日、最も先鋭的に民主主義における新しい統治形態を模索しているボーマンらのデリバラティブ・デモクラシー（deliberative democracy）の理論である<sup>(13)</sup>。この理論からは、政治社会や市民社会の領域において様々に繰り広げら

れる言説あるいは討議のプロセスにおいて発生した個人の主体的な意思が、具体的に政策として、そして活動として表れる（representative）自由で平等的な場・機関としてエージェンシーを捉えるのである。

彼らは、民主政を単なる手続きや議会制度として還元することを避けるとともに、民主政を市民社会領域における実践の場として捉えた上で、さらに人びとが社会的に行動し発言する場としてエージェンシーを定義する。すなわち、これまでのリベラリズムや市民社会論などの統合困難な理論的枠組みを乗り越えて、政治社会領域の諸制度と、市民社会領域の実践を討議合理性（discursive rationality）によって統合（integrate）しようとする理論的試みである<sup>(14)</sup>。この試みの重要な点は、政治社会と市民社会との間に存在する断層をこのエージェンシーが人びとの言論と活動の場あるいは機関として断層を埋め込んでいく役割を担うことにあるのである。

デリバラティブ・デモクラシーにおいては、公共性（publicity）という概念は自由で平等的に人びとが集まって討議される場（公共圏 public sphere）において決定されることによって発生する価値を意味する<sup>(15)</sup>。したがって、公共性の概念は政治社会領域における集合的討議の場においても、市民社会領域における人びとの集合的な討議によっても成立する。この公共性の概念の広がりによって、実質的に人びとの集合的討議の結果による政策を実現していくための、新しい統治機関として位置づけられる行為媒体がエージェンシー（social agency）となるのである。

## 「活動の表れ」としてのエージェンシー

前述のようなエージェンシーを主体や社会的行為者あるいは機関として定義するのではなく、主体や社会的行為者の活動がシステム間のコミュニケーションに表れた存在とする見方もある。ブルデューなどの社会構造論では、エージェンシーを「活動の表れ」（express of activity）とする立場をさらに進めている。

「私は行為者 agent という言葉を用いており、主体 subject という言い方はしません。行為とは、単なる規則の実行、規則に従うこととは違います。社会的行為者は、古い社会においても今日の社会においても、時計のようにネジをまかれて、彼らの手に届かない機械的な法則にしたがって動く自動人形などではありません。たとえば婚姻という交換とか儀礼的慣行のような最も複雑な営みの中に、彼らは生成的ハビトゥスの身体化された諸原理を動員しているのです」<sup>(16)</sup>。

ブルデューはエージェンシーをコミュニタリアンのように「機関」として定義しているわけではなく、また機能的なコミュニケーション行為の集合体としてとらえているわけではない。エージェンシーは媒介的にシステム間のコミュニケーションを仲介するだけでなく、行政や政治の場のみならず様々な象徴的闘争における権力者そのもの、あるいは権力への非暴力的な「抵抗者」として表れた集団として捉えている。

「社会的行為者の集団が常時互いに交えている象徴的闘争は表象（この語のあらゆる意味において）のプロ集団の媒介を経由するのであって、しかもその経由はますます著しく、ますます可視的になっていく。表象のプロとは文化生産者やイデオロギー生産者、政治家、組合代表者などのことだが、彼らはみずからの特殊専門能力、象徴権力を用いて奉仕する集団の代弁者として活動しながらも、象徴生産界の内部でプロ同士で相争っているのである。（中略）こうしたプロたちは階層化を正統化ないし合法的（公式的）なものとして見せて信じ込ませ、こうした階層化をみずから生産しつつも認めさせること——認識と政治が分離不可能な形の野心である——に専従するのであるが、彼らが遂行するいわゆる政治的な労働はそれ固有の論理を有している。そしてその論理は、様々な生産者カテゴリーや区分や特殊な争点を持ったいわゆる政治的な界の自律性に結びついているのである」<sup>(17)</sup>。

ブルデューの立場からは、民主政の統治形態が様々な諸権力による妥協や強制的なものではなく、ハーバマスのように討議の実践によって人びとの合意（不完全なものの暫定的な合意）を得ることが可能とするならば、政治社会における討議というコミュニケーションは、政治・行政の機関に対する具体的な抵抗（者）すなわちエージェンシーとして表れることになる。市民社会における討議というコミュニケーションの表れは、エージェンシーという行為主体による抵抗として表れるのである。したがって、エージェンシーの概念は非常に広いものとなる。つまり、市民社会における様々な言論や活動によって発生する人びとの集合がエージェンシーである。

それは、社会に表象された自己としてのエージェンシーという意味でもある。表象された自己による自己言及性は、社会システム論において近代社会の変容をもたらすコミュニケーションの機能を考察する上では、基本となる概念である。

前近代と異なり、近代は不確実性と偶発性に満ちた社会である。その不確実性と偶発性による社会の変容をもたらす要因が、自己と他者とのコミュニケーションによって自己自身を再帰的に変容させるコミュニケーションの機能である。近代以降、個人の自我意識に目覚めた時から、私たちのコミュニケーション行為によって表象された存在としてのエージェンシーが、自己の変容を促進してきた。個人のみならず、個人の集合体である社会においても、コミュニケーション行為によって表象されたエージェンシーの働きによって、不確実かつ偶発的な変容が始まるのである。

すなわち、表象された自己というエージェンシーの持つ機能によって、自己自身が自己言及的に自己の変容を促進するのである。自我の意識に基づいて、自己反省という内省的な思索、あるいは自己観察行為を行う表象された非人格的な自己そのものが、社会の変容を促す機能を持ったエージェンシーということになる。つまり、主体によるコミュニケーションの「活動の表れ」がエージェンシーであり、そのエージェンシーが果たす社会の変容を促進する役割を自己言及性から説明できるのである。

したがって、近代社会における大きな問題である主体性の喪失と回復は、他者とのコミュニケーションによって他者による観察で表れた自己のみに、自己が従うことを意味する。つまり、自己の意思の喪失が主体性の喪失を意味するのではなく、他者による観察によって表れたエージェンシーとしての自己を、自己の意思によって無条件に受け入れることなのである。逆に言えば、主体性の回復とは、自己



の意思と活動の表れである自己のエージェンシーによる観察を、自己の意思で批判的に受け入れ、そして自己の変容を自律的に促進していくことなのである。

## 観察者とエージェンシー

以上のように、コミュニケーションの間で機能を果たすエージェンシーの多様な意味について考察してきた。本稿では冒頭に示したように、エージェンシーを主体や社会的行為者という人格的な存在として定義しては扱わない。本稿で扱うエージェンシーは、社会システム間に存在する社会のコード化を担う媒介的機能であるコミュニケーションの集合である。

この定義はルーマンによる独特な社会システム論に依拠するとはいえ、ルーマンはエージェンシーという用語をほとんど使用していない。だが、ルーマンは、エージェンシーと同様な作用すなわちシステムの作動をもたらす役割を担っている存在を、観察者（observer）という概念を用いて考察を進めている。観察（者）という概念は英国の数学者ジョージ＝スペンサー・ブラウンやチリの生物学者ウンベルト・マトゥラーナなどのオートポイエーシスに関する研究に由来するものであってルーマン独自のものではないが、ルーマンの定義は他の社会学者とは異なる独特のものである。

ルーマンは、社会のシステム化における再組織化や分化という関連付けを担う機能であり、セカンド・オーダーにおいていかに成すべきかを指し示す機能の作動を観察（者）と呼んでいる。つまり、ルーマンの観察（者）とは機能的な社会システム間のコミュニケーションに存在するコード化機能の集合である。

人格的な行為システムにおけるコミュニケーションを担う行為者（アクター）は主体としての観察者であり、経験的なファースト・オーダーにおけるコミュニケーション行為者である。しかしながら、ルーマンによる観察（者）とは自ら政策を実践する主体としての行為者自身ではなく、彼らのコミュニケーション行為を観察し、システムの区分コードを指し示す機能の集合あるいは連鎖なのである<sup>(18)</sup>。

ルーマンの社会システム論では、機能的な社会システム間のコミュニケーションには権力、資本、情報さらには情愛という媒介すなわちメディアが介在し、さらにそれらのメディアを駆使してシステムの自己言及的な再組織化を進めていく機能的な役割を担う存在が観察（者）とされている。ルーマンの観察（者）の役割は機能的なものであり、日本語の「見ること」「参与すること」ではなく機能的な社会システムにおける「区分・区別を指し示す機能」すなわちシステムの作動である。したがって、ルーマンの観察（者）とは、社会システムを区分・区別していくことと、観察（者）を観察することによってその社会の複雑性を表象させる役割、そしてまた逆に、社会の複雑性を区分することによって複雑性を縮減させるという相反した機能を同時に持っている社会に表象された機能として語られるのである<sup>(19)</sup>。

ただし、ルーマンは社会システムにおける自己観察において、主体者としての社会的行為者を観察者とすることは否定していない。否定はしていないが、彼の考察にとっては重要な意味を持たないとの判断を示している<sup>(20)</sup>。

このように、ブルデューなどによるエージェンシーとルーマンの言う観察（者）とは、まったく同じ意味や役割を持つものではないが、ブルデューの言うエージェンシーとルーマンの言う観察（者）の行為と機能は同じである。すなわち、観察（者）とは社会システムの機能分化を指し示すことによってシ

システムを作動させ、社会の変容を促進していくという媒介者としてのエージェンシーの機能そのものである。

## 表象と観察としてのエージェンシー

エージェンシーは様々なアプローチから、基本的には社会のコミュニケーション行為において表象される媒介的な役割を果たす行為（主体）として語られている。定義は多様なものであっても、エージェンシーとは「代理」という意味から由来して、媒体（メディア：medium）を駆使しながら、社会の再組織化と合理化を進める媒介的な機能（catalyst）を持っている点については共通している。そして、エージェンシーとは、単なる複数の主体の関係を媒介する道具的な存在ではなく、行為論からは主体的かつ表象されたコミュニケーション行為と実践が伴っているものである。さらに、ルーマンなどの機能的な社会システム論からは、社会の再組織化を進めるコミュニケーションの集合的行為（者）である観察（者）として理解されることになる。

エージェンシーあるいは観察（者）は、媒体あるいは媒介と同様に、自らは変化しない。ルーマンがメディアの一つに「金融」を挙げているように、金融は交換システムの変化を誘引し促進する機能がその役割であるが、自らは変化しない。あるアクターから表象されたエージェンシーは、表象される元のアクターが変化しない限り変化はしない。だが、アクターの変化とともに、表象されたエージェンシーの持つ機能は変化していく。金融のように、交換システムを変化させていくことにより、金融の持つ機能も変化させるのである。つまり、社会システムの再組織化に活躍するエージェンシーとは、社会システムの変容を媒介する役割を担うと同時に、アクターの変容とともに自らの役割も変容し続けていくという特徴を持つものである<sup>(21)</sup>。

本稿で示したいエージェンシーの多様な定義の一つの転回は、ルーマンによる観察（者）の定義で示したように、エージェンシーとは表象化されたアクターによる観察行為の集合的機能であることである。したがって、固有名詞を持った主体あるいは機関をエージェンシーとすることではない。さらに、観察（者）であるエージェンシーとは社会システムの分化というコード化機能であり、社会システムをより複雑なものへと変容を促進していく機能そのものであることである。

以上のように、多種多様な定義がされているエージェンシーであるため、それらを統合した最大公約数的な定義を示すことは困難であるし、また統合する意味はあまりないだろう。だが、それぞれの定義や用法にも一定の志向性がある。それらを整理したものを提示したい。

第一に、機能的エージェンシーとは、エリート層である政治家や官僚あるいは学者といった特別な専門的立場の個人や団体という人格的な意味を持つ存在ではない。もちろん、知識人や政治家あるいは官僚といったエリート層の活動が社会に与える影響は、メディアや出版物などを通じて、普通の人たちと比較すれば大きいことは否めない。しかしながら、普通の人たちが集合的に行為を行うことによって生まれる慣習コードを見ても、誰もが集団的にエージェンシーとしての役割を社会に表象させていることは明らかである。社会学の伝統的な認識論にあるように、「社会はたしかに主観的意味を表現する行為によって作りあげられている」<sup>(22)</sup> からである。これは、すべての存在は他者との媒介的関係性によっ

て条件づけられるとしたヘーゲルに始まった見方に依拠している。

第二に、機能的エージェンシーとは、個人や団体という人格的存在から社会にシンボルとして一般化された（すなわち表象された）存在がコミュニケーションを行うことによる機能、すなわち区分を指し示す行為の集合である。この点について、改めて社会システム論においても、二つの側面があることを前提にしていることを示しておかなくてはならない。人格的な個人やその集団によるコミュニケーション行為によって社会に表象された存在としてのエージェンシーと、人格的なコミュニケーションとは離れて機能的なシンボルとのコミュニケーションを担う観察（者）としてのエージェンシーである。

両者の区分は複雑な社会の側面を明らかにしようとするハーバマスとルーマンとの論争により明らかになった点であるが、現実の社会にも、人格的なコミュニケーションが交わされる場所と、人格から離れて機能的にコミュニケーションが交わされる場所が存在することは理解できよう<sup>(23)</sup>。また、その際、コミュニケーションが持つ意味も異なっていることに留意しておかなくてはならない。前者は、コミュニケーションによる行為によって、人格的な交流を通じた近代における理性の復活を目指すというハーバマスの観点からのものである。後者は、それとは切り離されて、コミュニケーションが社会に機能的にどのように作用するか、というルーマンの観点からのものである。この両者を明確に区分するとともに、どちらかを排除するのではなく、社会システムを理解する上では両者を均等に見ておかなくてはならない<sup>(24)</sup>。

それは、ルーマンが比喩として示した経済的コミュニケーションにおける「金融」に顕著に表れる。システム間の経済的コミュニケーションのメディアは「資本」である。そして、その「資本」をメディアとする銀行の金融システム、例えば、クレジット決済、電子マネー、FXなどの為替取引、証券取引などの経済的コミュニケーションは、今やすべてがコンピューターによって自動的に操作される。こうした巨大な金融システムにおけるプログラミングによって行われる自律的な経済的コミュニケーションは、経済システムを確実に「資本」を通じて再組織化している。その再組織化を進める機能が、経済システムにおけるエージェンシーなのである。

## 機能的社会システムの再組織化におけるエージェンシーの機能

機能的社会システムにおけるエージェンシーによるコミュニケーションは、行為的社会システムの変容をもたらす機能を果たしている。だが、ハーバマスとルーマンの論争における一つの焦点がそこにあったように、機能的社会システムと行為的社会システムとの間の関係にエージェンシーがどのように影響や作用をもたらしているのを探究していかななくてはならない。

社会システムにおけるコード化すなわち区分や分化の社会システムへの組み込みにおいて、大きな役割を担っているのがエージェンシーであるとしても、ルーマンは社会システムのコード化におけるエージェンシーの機能の研究課題について、次のように語っている。

「社会化研究は、いわばその内側から、数多くのあまりにも単純化しすぎる諸前提——たとえば、社会的秩序がその社会化のエージェントをとおして個人（の人格）を形成するさいの線形的な因果

関係の前提——を解明しているのだが、一般理論の水準では、それに見合った代替案がまだ調達されていない」<sup>(25)</sup>。

そこで、以下では、社会におけるコード化と脱コード化、そして社会変容へのエージェンシーの機能について考察を加えたうえで、特に、権力というコミュニケーションのメディアが、どのように政治的エージェンシーによって社会に組み込まれるのかについて考察していくことにしたい。

## コード化と脱コード化

コミュニケーションによる集合的機能が社会のコード化の要因であることについて、社会システム論の立場からは説明されている。だが、これからの課題は、そのコミュニケーションにおいてエージェンシーがどのようにコード化に機能しているのか、その点の解明である。

コード化とは、エージェンシーが区分コードを指し示すことによって社会システムを再組織化を進めていくとともに、その区分コードがシステム内部に体系かされることである。それはルーマンによれば、システム間の構造的カップリングとそのシステム間での相互浸透による再組織化である。

一方、体系化については、ブルデューは、以下のようにコード化による効果として述べている<sup>(26)</sup>。

- ・規律ならびに実践の規格化
  - 象徴の整理作業ないしは秩序の維持作業
- ・明瞭化と均質化
- ・客観化
- ・形式化

こうしたコード化による効果をひとくくりにまとめると、社会の再組織化あるいは体系化と、そして社会の複雑性の拡大である。政治システムにおけるエージェンシーとして挙げられる官僚群の集合的コミュニケーション行為である法制度の編纂によって、社会が規格化、均質化、客観化そして形式化されていくことが説明できる。

もちろん社会の再組織化は官僚群によるコミュニケーションだけがエージェンシーとしての機能を持っているわけではない。民間企業や NGO といった経済システムや社会システムにて活躍する諸団体のエージェンシーも、社会の規格化に大きな貢献をする。たとえば、マイクロ・ソフト社による Word や Power Point といったコードの集積でもあるソフト・ウェアは、世界中の研究者の研究や発表の方法論の規格化を促進したようにである。もはや、世界中の研究がそれらのソフト・ウェアがなければ成立しない。しかも、Word や Power Point といったソフト・ウェアは研究者たちの期待に応じて（あるいは反して）複雑化する一方である。

一方、エージェンシーはそうした社会のコード化を促進するとともに、脱コード化という逆の機能も持っている。脱コードとはコンピューター・システムでのソフト・ウェアと同様に、社会システムに組み込まれたコードを削除することである。ただし、コンピューター・システムとは異なり、社会システムにおける脱コードは、コードをシステムから即座に、また完全に消滅させることができるものではな

い。政治家・官僚らのコミュニケーションによる法律の改廃という脱コードの試みはしばしば実践される。法律を廃止することは手続き上は可能であっても、社会システムに組み込まれた法律コードが即座に完全に消え去るわけではない。そのときに、コミュニケーションにおける集合的な機能であるエージェンシーは、社会システムにおける脱コードの役割を担うのである。

社会システムにおける脱コード化は、ブルデューのハビトゥス (habitus) とプラティック (pratique) という概念からも導き出すことができる。ハビトゥスとは、ブルデューの提唱した独自の概念であり、社会において人々が慣習的にコード化を实践 (プラティック) する時に持つ感覚 (性向) の体系である<sup>(27)</sup>。そして脱コード化していくときには、抵抗 (者) としてのエージェンシーが機能を担うのである<sup>(28)</sup>。

ブルデューによれば、ハビトゥスによって獲得されていた知識は、他者とのコミュニケーション行為によって再び自己のハビトゥスの改良あるいは強化をもたらしていく。この自己言及性によって、アクターの持つ知識の活性化が行われ、それは自己の変容すなわち脱コード化を促すものである。その際には、機能的コミュニケーションにおけるエージェンシーによって、システム内のハビトゥスの改良が必然的に行われるものではない。行為的コミュニケーションの過程において、自己と他者とのハビトゥスの衝突あるいは軋轢といった対立を繰り返すのである。つまり、対話による協調のみならず対立を伴うのであるが、むしろそれらがアクターの持つ知識の活性化をもたらす要因である。ハビトゥスの間の対立は、アクター間による相対的な自律性を生み出す上で、不可欠の要因とも言えるのである。

例えば、国家権力の代行機関である警察によって交通規制の変更・改廃はしばしば行われる。社会システムにおけるコードの変更・改廃は、警察という機関エージェンシーが一次的には動機づけを行うことになる。しかし、実際に変更・改廃された交通規制というコードに沿って交通を担っているのは、それぞれのドライバーである。その個々のドライバーの認識と判断によって交通規制の変更・改廃の实践、すなわち脱コード化が進められる。それぞれのドライバーが現実の社会システムにおけるコードの改廃・変更を担うのである。つまり、こうした社会に組み込まれたコードの脱コード化については、誰もがエージェンシーとして集合的な機能を果たすのである。

一方、ブルデューが示したように非常に高度な専門的知識を必要とされる分野、例えば医療については少々別の話となる。医薬品の使用に関する規制が改廃されたとしても、それを理解し使用できるのは高度な専門的知識を持つ医療関係者だけである。そうなれば、エージェンシーとは専門的知識を持った医療関係者のみのコミュニケーションとなり、専門的知識を持たない患者はエージェンシーの役割に従うしか道はないのである。だが、今日においてジェネリックなどについての医療情報やインフォームドコンセントが一般化された場合、患者がジェネリックを医者に要請したり、手術の実行の可否を患者が求めたりするようになると、患者のコミュニケーション行為の集合も社会にあるコードを変更・改廃するエージェンシーとなる。このシステムと環境との間で織り成されるコミュニケーションの蓄積によって、例え高度な専門的知識を必要とする分野でのシステムにおいても、脱コード化していく機能が作動するのである。

## 社会変容への機能

ルーマンによれば、社会システムにおけるコード化とはシステム間のコードの相互浸透である<sup>(29)</sup>。その時に、ルーマンが着目しているのが観察（者）による観察である。観察（者）はシステムを観察し区分を指し示すことによって、システムに相互に浸透しながらシステムを自己言及的にコード化させていき、社会システムの変容すなわち分化による複雑性の拡大と縮減を促す。その時の観察（者）とは、人格を持つ主体ではなく観察行為による機能の集合である。

一方、人格的な社会システムにおけるアクターの間で交わされるコミュニケーションによる知識の相互交換は、システム間の相対的な自律性を誘導する。そして、行為的コミュニケーションにおける対立には、エージェンシーによる観察という行為が必然的に伴うことになる。観察可能性が存在しないところに対立は存在しない。それは、コミュニケーションの中に言語があるかないか、あるいは暴力的行為が存在するか否かは問わない。非言語的コミュニケーションの中にも対立におけるエージェンシーによる観察を見ることができる。

他方で、対立のみならず調和的なコミュニケーション行為すなわち妥協においてもシステムの変容は観察できる。比喩的に言えば、黄色と赤色を混ぜれば、オレンジ色に変わるのと同じように、対立は、黄色か赤か、という分化と選択を迫るものであるが、妥協とは、もう一つの可能性、すなわちオレンジ色への変化をもたらすのである。

ところが、どのようなコミュニケーションを続けても、自己に内在するコードの変容を拒み続けるエージェンシーも存在する。いわば変容への「抵抗者」つまり「抵抗行為」としてのエージェンシーである。「抵抗者」の持つ自律性は、自己の持つあるいは獲得したコードへの全面的な支持を強固なまでに保持しようとする。他者との対立（分化と選択）というコミュニケーション、あるいは妥協（他の可能性）という調和的なコミュニケーションであっても、システムに内在化したコードの変容の一切を拒否するのである。

その理由は、人格的社会システムにおいては、プライド、信念、地位、メンツ、恥、かつての自己の言説・行動への拘泥といった人間的な要因が行為的コミュニケーションの要素となるためであり、理性というよりも感情や自己の利益の保全が優先するからである。行為的コミュニケーションによる真理あるいは真実の探究という開かれた認識論を持つのではなく、自己の持つ知識と経験に対してのみ真理であり真実であると頑なに信じ込んでいる場合である。こうした人格的社会システムに浸透していく集合的コミュニケーションの機能として表れるエージェンシーは、前述のように主体に内在化されたコードの変容ではなく、システム「変容」を拒否するためにシステムをより強固なものへと鍛えようと作動するのである。つまり、社会変容の「抵抗者」としての機能を持つエージェンシーとは、自己に内在化されたコードの変容は拒みながら、システムをより強固なものへと変容させていくのである。

こうしたエージェンシーの持つ相対的な自律性による機能は、システムの変容を促進すると同時に、システムの変容を拒否するという方向にも向くのである<sup>(30)</sup>。このエージェンシーの持つ背反した機能は、エージェンシーが人格的な社会システムにおける存在ではなく、機能的システムにおける再組織化

を自律的に行う作動を機能する存在であり、システム間のコミュニケーションの集合による機能であることを示すのである。

## 権力を社会にコード化する政治的エージェンシー

かつてミシェル・フーコーが「権力の網の目」と表現したように、権力とは政治的な場所すなわち政治システムにのみ存在するのではなく、社会のどこにでも存在し、コミュニケーションによって作動する。権力とは、一方的で排他的なコミュニケーションの中にシンボルとして表れるメディアである。それは、システムの再組織化を自律的に進めていく強力な機能を持つものである。ここではシステムにおいて政治的権力を組み込ませる機能を果たしている政治的エージェンシーについて検討を進めたい。

政治的エージェンシーは、自己の持つ政治的コードをシステムに組み込ませるという機能を果たしている。一方、そうした権力によるシステムのコード化への「抵抗者」である政治的エージェンシーも存在する。政治的に対立する両者であっても、自己の持つ権力をシステムの内部に再組織化を試みる点では一致している。

政治的エージェンシーがコミュニケーションを行う動機は、区分・価値コードの実践と表象である。例えば、国家権力を表象している警察、税務署あるいは刑務所という機関としてのエージェンシーは、法律コードによって独占された国家権力に基づく法の強制力を自律的に実践する。しかも、強制力の行使は国民からの「負託」によるものと自己定義した上である<sup>(31)</sup>。警察、税務署あるいは刑務所といった国家機関としてのエージェンシーは、国家機関の持つ法に由来する価値コード（法と秩序の維持）にしたがって、様々な社会システムの隅々にまで分化と再組織化を進める機能を果たしている。その機能とは、彼らが法律コードに基づいて社会を再組織化させる、国家権力の代理行為ではあるものの自律的な力である。

一方、システム内のコード化において、機関としてのエージェンシーは、人格的主体としての固有名詞を持つ必要はない。比喩を示すと、交通違反の取り締まりを実践する警察官は、「警察である」と表明すれば十分であり、「自分は誰である」と名乗る必要性はまったくない。警察官は誰であろうと、法と秩序の前では同様の対応をするはずである。つまり、非人称の政治的エージェンシーの典型的な存在が、コミュニケーションにおいて表れた固有名詞が不要な警察官という国家権力システムのシンボルなのである。彼らは人格的主体とはまったく別の存在として、権力的政治システムの重大な使命である治安維持を進める媒体として社会に表象されており、日々取り締まりや捜査というコミュニケーション的行為の実践を通じて、「法と秩序」を維持するコードを社会に浸透させているのである。

では、政治家という国民の政治的委任行為によって得られる特別な地位と政治的権力を持つアクターすなわち政治家をどのように考えることが必要だろうか。彼らは選挙戦というコミュニケーション行為に表れるように、常に自分自身の固有名詞を最大の価値におく。そうだとすれば、彼らは政治の表舞台に立つ主体的なアクターであって、媒体としての機能的な政治的エージェンシーではないということになるのだろうか。そうではない。彼らは人格的な政治的アクターであると同時に、機能システムにおいてシステムの再組織化を進めていくエージェンシーとして、強力な政治権力というコミュニケーション・

メディアが表象された存在なのである。

例えば「政治は数である」という民主政治の世界で通俗的に語られる言葉によって表される政治家たちの選択と決定が、政治システムにおける政治的エージェンシーによる機能と定義するに値することを示している。多数派工作が政治的権力の源泉である政治の現場では、個々の政治家の固有名詞はそれほど意味を持たない。政治的アクターとしての議員の内心がどのようなものであろうと、それは問われない。政党の力関係すなわち数ですべての政策選択という区分コードが政治システムの中で決定されるからである。この道徳や倫理の観点からは無縁とされるけれども、数による決定とは、実際に政治システム内で機能している政治的エージェンシーによる選択と決定という観察行為である。政治的エージェンシーによる選択と決定は、政治システムにおける政策選択という区分コードによって政治システムの再組織化を自律的に促進しているのである。つまり、政治家の選択と決定は人格的なシステムにおいてというよりも、機能的な政治システムにおいてこそ作用するのである。政治家というアクターによるコミュニケーションは、政治システムを再組織化するコード化の機能を果たす政治的エージェンシーなのである。

このように、政治システムとは個々の政治家が持つ特別に付与される権力による選択と決定という行為によって作用する特別な世界であるけれども、機能的システムにおいてコード化を促進していく機能的エージェンシーの概念が一般化されて適用できる。それは、機能的政治システムにおいては、人格的な個々の政治家の意思や理念が直接反映されるというよりも、彼らが「数」として表れるエージェンシーのうちの一人であることが重要であるからである。「数」として表れたエージェンシーの前では、個々の政治家は固有名詞を喪失した非人称の存在なのである。この政治の現場でしばしば顕現する事実、政治的権力すなわち政策決定権とは、政治的な観察（者）として表象される政治的エージェンシーが、全体社会を再組織化する法律コードを指し示し、なおかつ決定しているという意味として重要なのである。

## 終わりに

本稿で検討してきたように、エージェンシーという概念は多義的である。もとより、多義的な概念の定義を統合する必要性もない。だが、定義が異なる中でも研究領域によってエージェンシーを精査していく必要がある。本稿では、社会システム論において語られるエージェンシーとは、システム間のコミュニケーションを媒介し、権力や資本などを媒体（メディア）を道具として、システムのコード化あるいは脱コード化という社会変容を促進する機能を持つコミュニケーションの中に表れた集合的機能であることを検討してきた。社会システム論にも異なる見方があるから、ブルデューが語るように主体性を持つ人格的な社会的行為者（アクター）による象徴（シンボル）としてのエージェンシーというものが想定されるだろう。だが、本稿で示したエージェンシーとは、人格的な存在とは異なり、社会的行為者の活動が表れた象徴であり、かつ機能的システム間でのコミュニケーションに存在する機能の集合である。このルーマンの社会システム理論を加えた見方からすれば、個々の人格を持つ主体あるいは社会的行為者とは区分されて存在する、機能的に社会システムを自律的に変容させていく観察行為の集合なのである。



る。

人格的な存在と区分したとしても、エージェンシーは人格的な社会的行為主体によるコミュニケーション行為が表象されることによってはじめて存在し得る。人格的な行為主体による認識と意思による行為であったとしても、それが表象された時には、人格的な主体とは区分されたものとして、エージェンシーによって指示されるコードは社会システムの変容を促進するためにシステムに相互浸透して機能していくのである。

そのシステムの自己言及的な変容について、機能的コミュニケーションにおけるエージェンシー自身は善か悪か、あるいは正しいか誤りか、といったバイナリー・コードによる価値判断をするものではない。機能的コミュニケーションにおけるエージェンシーは、社会的行為主体のコミュニケーションによって表象された存在であるから、それらのバイナリー・コードによる善悪、正誤という価値判断は行為主体の活動によってのみ指し示されるからである。

しかしながら、社会システムの再組織化という変容に及ぼす自律的機能は、人格的な社会的行為主体によるコミュニケーションの結果というよりも、社会的行為主体から表象された機能的なエージェンシーによる観察行為による相互浸透の影響力の結果である。なぜなら、社会的行為主体と呼ばれる人格的な存在にとって、機能的存在であるエージェンシーとの相互コミュニケーションは不可能だからである。それは、ルーマンの「コミュニケーションはコミュニケーションの間でしかコミュニケーションしえない」という機能的社会システム論にしたがえば、観察（者）として語られる機能的存在であるエージェンシーは、エージェンシーとの間でしかコミュニケーションしないし、できないからである。ゆえに、私たちが機能的存在であるエージェンシーに「呼びかけ」をしたとしても、彼らからは機能的すなわちシステムの再組織化を自律的に行うことでしか応答はない。ところが、私たちの「呼びかけ」という行為に応答しないエージェンシーによるその機能的なコミュニケーションが、私たちが生きている「界」の再組織化という社会変容を、自律的にかつ複雑に促進しているのである。

つまり、社会システムにおける変容を促進するエージェンシーとは、ブルデューが批判したように「機械的な法則にしたがって動く自動人形」ではない。むしろ、ブルデューが考察した人格的な社会的行為主体ではなく、社会的行為主体による行為的コミュニケーションから表象されたものである。すなわち、システムに組み込まれた法・規範・慣習コードなどによってプログラミングされた、観察（者）の持つ自律的な機能そのものなのである。

#### 〈注〉

- (1) コード、コード化、脱コード化の意味については、拙著（2012年）を参照されたい。
- (2) サッチャーリズムにおいて改革の柱とされた新保守主義とも新自由主義的ともされる立場からのエージェンシーの定義は合理的選択理論から説明される。これによって、エージェンシーは中央・地方政府の政策部門と行政サービスの実施機関とを分離して、効率的な行政サービスを実施し、説明責任を負う業務委任機能的なものとされる（谷藤 2002年）。このように、新自由主義においては行政とは資源の再配分機能を効率的に行なう機関としてとらえられる。新自由主義的な文脈からは、エージェンシーは官僚機構と直結したものであって（Rhodes 1997: 174）、後の諸理論が展開するような人びとの集合的な意思や活動の表れといった観点、あるいは自治といった基本的な概念は含まれない。

- (3) ギギ・ファビオ, 2011年
- (4) かつて, アントニオ・グラムシが特権的な地位にある知識人を「有機的知識人」と呼び、彼らの言説によってヘゲモニー（覇権という意味ではなく、集合的意思による非暴力的に社会を安定させる装置）が市民社会に形成されると説いたのだった。だが、「有機的知識人」も、現代社会においては特権的な地位ではなくなっている。インターネット社会においては、普通の人々でも自己の言説を世界中に瞬時に伝達することができる。ユビキタス社会は、特権的なエリート層が独占していた言論空間に、政治的権力を持たない普通の人々でも浸透することが可能である。ただし、政治家には法律や政策を独占的に決定する権限が付与されているように、成文化という意味でのコード化には、特権的な地位にある人たちのみが、その「決定権」を独占しているという事実は変わらない。
- (5) ブルデュール, 1991年, p.123
- (6) 本稿で検討する社会システム論におけるエージェンシー以外の定義については、拙著、「地方版独立行政法人（エージェンシー）の課題」『法政論叢』日本法政学会, 第39巻, 第1号, 2002年, pp.176-189.を参考にされたい。
- (7) 拙著「地方版独立行政法人（エージェンシー）の課題」『法政論叢』日本法政学会, 第39巻, 第1号, 2002年, pp.176-189.を加筆・修正したものである。
- (8) マイケル・ウォルツァー, 1999年, p.478 なお, Agency と Agent とは, 可算名詞であれば固有の主体を示す単数形か集合的な複数形の主体であるかの違いである。論者と文脈によって, 様々に使い分けられている。
- (9) テイラー, 2011年, p.1
- (10) テイラー, 2011年, p.235
- (11) サンドル, 1999年, pp.49-50.
- (12) アンソニー・ギデンズは必ずしもコミニタリアンとしての立場を表明しているものではないが、彼の著作である『第三の道』においては、エージェンシーが行政と市民とのパートナーシップを持つ上での機関としての位置付けをしている。
- (13) Bohman (1999)
- (14) デリバラティブ・デモクラシーを主唱する理論家にはこうした試みを否定的にとらえる Dryzek (2000) のような立場も存在することに留意が必要である。Dryzek は、あくまでも市民社会領域における deliberation が民主政であるとの立場を堅持している。
- (15) 英国の伝統的な居酒屋であるパブは人びとが自由に集まって政治論議などを行なう場という public (公共) を語源としている。このように英国の公共性の概念は日本で語られるような官=公という公式では当てはまらない。
- (16) ブルデュール, 1991年, p.19
- (17) ブルデュール, 1991年, pp.141-142.
- (18) ルーマンは行為と機能を区分するが、両者は互いに排除し合うものではなく、同時に行われるものだという。ルーマン『社会システム理論』(下), 1995年, p.560を参照。
- (19) 比喩を用いれば、植物学者という観察者は、植物を複雑に分類していくことが職業的任務の一つである。似たような植物であっても、異なる植物であることを観察するのである。その結果、植物の分類は大きく拡大するとともに、自然の複雑な様相を示すことになる。一方、植物を使って枯山水という庭園を造る庭師の役割は、狭い空間の中に閉じ込めて見事に広大かつ複雑な自然の姿を縮減して見せるのである。
- (20) ルーマン, 2007年, pp.167-168.を参照。
- (21) 料理を作る道具としての包丁も、料理が進化すると同時に、包丁の質や形態もその進化に合わせて変容していくのと同じであると考えてもらいたい。
- (22) ピーター・バーガー, 1977年, p.25を参照。
- (23) ハーバマスとルーマンの論争については、『ハーバマス＝ルーマン論争 批判理論と社会システム論』木鐸社, 1987年を参照。
- (24) この両者の区分を適切に表現する比喩が、新聞やテレビなどのマス・メディアによる報道の「一人歩き」である。マス・メディアが発した言葉や情報が、コミュニケーションの連続の中で、その意思、意図や選好あるいは真実とはまったく異なるものとなって、人々の間に拡散し、社会をコード化していく。「一人歩き」

という現象には、社会をコード化していく主体は存在しないが、確実に社会のコード化を作動させているのである。この新聞やテレビなどのマス・メディアに一般的にも見られるごく普通の現象は、社会システムにおけるコミュニケーションを通じて主体の行為が表象された存在として、社会システムをコード化していくエージェンシーの機能的意味を分かりやすく示してくれる。

- (25) ルーマン 佐藤勉監訳『社会システム論（上）』恒星社厚生閣，1993年，p. 381
- (26) ブルデュール 石崎晴己訳『構造と実践』，2008年，pp. 130-139.
- (27) ブルデュールは、別の実践の意味があるプラクティス（practice）という言葉をあえて使用していない。
- (28) 教育システムで言えば、学校が子どもたちに社会の慣習を教え込むような時に持ち出される、道徳や倫理が価値コードである。その時、学校は子どもたちの教育を通じて道徳や倫理といった価値を社会にコード化していく機能を担うエージェンシーとなる。一方、20世紀の半ばにフランスから始まり世界的に波及した大学紛争の一面は、こうした教育システムによる社会のコード化に対抗する学生たちの活動だった。学生たちによる集会的コミュニケーションは脱コードのための抵抗が表れたエージェンシーだったとも言える。
- (29) ルーマン 佐藤勉監訳『社会システム論（上）』恒星社厚生閣，1993年，pp. 331-403.
- (30) 社会システムにおける相対的な自律性の概念については、筆者はルーマンと見解を異にしている。詳細は、拙著，2016年を参照されたい。
- (31) 警察職員の職務倫理及び服務に関する規則，第2条（職務倫理）には「警察職員は、警察の任務が国民から負託されたものであることを自覚し、国民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観の涵養に努め、職務倫理を保持しなければならない」と規定されている。

#### 参考文献

- 浅田彰『構造と力』勁草書房，1983年
- 井庭崇編著『社会システム理論』慶應義塾大学出版会，2011年
- 谷藤悦史「陥穽に満ちた小泉構造改革」『改革者』，政策研究フォーラム，2002年，2月号，pp. 3-21.
- テイラー，チャールズ 上野成利訳『近代』，岩波書店，2011年
- ナセヒ，アルミン ゲルト・ノルマン編 森川剛光訳『ブルデュールとルーマン』，新泉社，2006年
- バーガー，ピーター 山口節郎訳『現実の社会的構成』，新曜社，1977年
- ハーバーマス，ユルゲン ニクラス・ルーマン 佐藤信一・山口節郎・藤沢賢一郎訳『ハーバーマス＝ルーマン 論争 批判理論と社会システム論』木鐸社，1987年
- ファビオ，ギギ「行為者としての「モノ」」『同志社社会学研究』，No. 15 2011年，pp. 1-12.
- ブルデュール，ピエール 石崎晴己訳『構造と実践』，藤原書店，1991年
- ボードリヤール，ジャン 今村仁司・塚原史訳『消費社会の神話と構造』紀伊国屋書店，2015年
- 眞鍋貞樹「地方版独立行政法人（エージェンシー）の課題」『法政論叢』日本法政学会，第39巻，第1号，2002年，pp. 176-189.
- 『閉塞社会を生きる』山川出版社，2012年
- 「社会システム間の相対的自律性」『政治行政研究』拓殖大学地方政治行政研究所，第7巻，2016年，pp. 1-23
- ルーマン，ニクラス 佐藤勉監訳『社会システム論（上）』恒星社厚生閣，1993年
- 佐藤勉監訳『社会システム論（下）』，恒星社厚生閣，1995年
- 土方透監訳『システム理論入門(1)』，新泉社，2007年
- Bohman, James (1999) "Deliberation democracy and Effective Social Freedom" James Bohman and William Rehg edit., *Deliberative Democracy*, The MIT Press, Cambridge, pp. 321-348.
- Dryzek, John S. (2000) *Deliberative Democracy and Beyond*, Oxford University Press
- Rhodes, R. A. W. (1997) *Understanding Government*, Open University Press, Buckingham

# 産業連関分析による消費税の価格転嫁に関する研究

白石浩介

## 要 約

消費税における価格転嫁は、当該製品の販売段階だけに留まらない。製造段階における価格形成が税込み価格に与える影響を、産業連関分析における価格決定モデルを用いて分析した。

全産業において1%の便乗値上げがなされた場合、税込み価格の上昇率（増税分を除く）は食料品3.3%、飲料2.6%、乗用車4.4%、宿泊業2.5%と推計される。いずれも税率の引き上げ幅に匹敵しており転嫁対策の重要性が再認識される。但し、自産業以外の1つの産業が価格上昇した場合には、上記の消費財における価格上昇率は0.2%程度に留まる。特定の間接財の価格が及ぼす影響は小さく、増税に伴う税込み価格の変動はもっぱら最終段階の企業による可能性がある。また、非課税品における仕入れ税額が販売価格に転嫁された場合、税率8%ケースでは金融保険2.3%、医療2.9%、公務2.7%、住宅賃貸1.7%だけ価格が上昇する。非課税品の多くは間接財として利用されることが少ないため、他産業への影響は小さい。

平均波及世代数という2005年に考案された新たな指標を算出したところ、消費財を生産する産業では生産工程が短い。乗用車と民生用電気機械では末端の販売段階からは遠い中間製品の価格が影響している。転嫁対策においては、食料品やサービス製品では、末端部分における価格形成を注視する一方、機械製品については製造過程の全般に目を配ることが望まれる。

**キーワード**：消費税 (Value Added Tax), 価格転嫁 (Tax Incidence), 産業連関分析 (Input-Output Analysis)

## 目 次

1. はじめに
2. 先行研究のサーベイ
  - 2.1 価格決定モデルの基本式
  - 2.2 先行研究のサーベイ
  - 2.3 産業連関分析の有用性
3. 推計モデル
  - 3.1 産業連関表の形式
  - 3.2 推計モデルの設定
  - 3.3 推計モデルの行列表示
    - 3.3.1 推計モデルの行列表示
    - 3.3.2 分析シナリオ別の推計モデル
    - 3.3.3 平均波及世代数
4. 使用データ

- 4.1 総務省 2011 年表
- 4.2 データセットの作成
- 5. 推計結果
  - 5.1 設備投資に係る仕入れ税額控除の影響
  - 5.2 非課税品による価格転嫁の影響
  - 5.3 便乗値上げの影響
  - 5.4 平均波及世代数
- 6. まとめ

## 1. はじめに

本研究では、産業連関分析における価格決定モデルを用いて、消費増税に伴う価格変化を検討する。2014年4月の消費増税の価格への影響に関して、白石（2016a, 2016b, 2016c）では、末端の消費段階における価格変化を検討したが、複数の取引段階を経て価格が累増するなかで、取引段階の各所において課税されるという消費税の性質と価格転嫁の関係については検討していない。本稿ではこのテーマを取り上げる。

わが国の消費税は、EU型の付加価値税（VAT, Value Added Tax）に同じタイプの消費課税であり、仕入れ税額控除の仕組みを用いた多段階課税を特徴とする。消費税の納税義務者は企業（事業者）であるが、企業は自らの販売額に消費税額（預り消費税）を上乗せし、そこから仕入れ額に上乗せされた消費税額（支払い消費税）を控除することにより、自社の納税額を確定する。商品（財・サービス）は、消費税の最終的な負担者とされる家計（消費者）の手に渡るまで、原材料→中間製品→完成品→販売店といったぐあいに複数回の取引を経るが、仕入れ税額控除の仕組みが機能することにより、企業は自社の付加価値分に対応した消費税額だけを納税するので、前段階の税が価格に上乗せされて税が累増することはない。そのため増税の前後において、販売価格はちょうど増税分だけ引き上げられることになる。一方、家計にとっての消費税額は、最終財における税抜き販売価格に消費税率を乗じたものであり、これは、それまでの製造過程に参加したすべての企業の付加価値の合計に対応した消費税額となっている<sup>(1)</sup>。このようにして、家計が消費税のすべてを負担する一方で、企業は自らの付加価値分だけを納税するという消費税の仕組みが形成される。

しかし、このような価格形成のメカニズムがうまく機能せず、消費増税の前後において税抜き価格が変化し、それが他財に影響して価格変化が累増していく可能性がいくつか挙げられる。これらの可能性に伴う価格体系の変化を検討するのが本稿の目的である。

第1に、非課税品の存在である。わが国の消費税は世界的にみてもニュージーランドに次いで課税ベースが広い制度であるが、それでも非課税品が一部に存在する。例えば、金融サービスは非課税である<sup>(2)</sup>。銀行は、利用者に提供する金融サービス（預金の受け入れ、資金の貸出し）に消費税を付することはできないが、一方で、銀行が購入した財には消費税が課せられ、これは結局、銀行の負担となる。しかし、負担する消費税分だけ銀行が税抜き価格を引き上げたらどうなるか。上昇した税抜き価格が出現し、その価格引き上げの効果が他の商品に及ぶことになる<sup>(3)</sup>。制度が予定しない非課税品における価格上昇が

生じるからである。

第2に、「転嫁できない場合」である。転嫁ができないことを理由として、税制上8%とされる消費税を7%に値引きするようなことは企業にはできない。顧客に対して交渉力に劣る企業は、自社における税抜きの販売価格を値下げすることにより、仕上りの税込み価格を抑制することになる。あるいは、「転嫁できる場合」も考えられる。これは要するに便乗値上げであり、税込み価格が増税以上に値上りするケースである。このようにして価格が変化すると、その影響は当該商品を中間品として利用するほかの商品に及ぶことになる。前回の増税時（2014年4月）における消費者物価指数（Consumer Price Index, CPI）と企業物価指数（Corporate Goods Price Index, CGPI）の動きをみると、CPIでは増税前の2014年1月-0.2%（前月比、以下同じ）から、2月0.0%、3月0.3%、4月2.1%、5月0.4%、6月-0.1%、7月0.0%と推移しており、CGPIでは1月0.2%、2月-0.2%、3月0.0%、4月2.8%、5月0.3%、6月0.2%、7月0.4%、8月-0.2%と推移している<sup>(4)</sup>。価格指数の動きには増税以外の要因が含まれることに注意が必要であるが、増税後には企業取引の段階では価格がやや上昇する一方で、末端の消費者向けの販売段階では価格が低迷した模様である<sup>(5)</sup>。取引段階ごとの価格の動きが異なるようであり、つまり予定通りには完全転嫁されなかったことが示唆される。

第3に、輸入品の存在である。輸入品はそれが国境を通過した時点で、当該商品に対して消費税が課せられる。一方、輸入品と同じ国内品については、税抜き価格が累増することから価格が形成されている。国内品の価格が非課税品の値上げや課税品の値下げ（転嫁不足）の影響を受けるなかで、国内における製造段階を飛び越える輸入品はそのような影響を受けない。輸入比率の多寡によって価格転嫁の影響が異なる可能性がある。

第4に、設備投資に係る仕入れ税額控除の存在である。消費税の仕組みにおいて企業は、原材料などの中間製品の価格に上乗せされている消費税を納税時に控除することができるが、設備投資のために購入した建物、機械についても仕入れ税額控除ができる。これは設備投資に要した費用に対して償却年限に応じて期間配分をさせる法人税とは異なる制度であるが、ある年次において多額の設備投資を実施した企業は、その分だけ消費税の負担が少なくなるので、これは値引きの原資となりうる。逆に、設備投資が少額にとどまった年次においては価格が高止まりする可能性がある。毎年、均等に設備投資をすることの方が少ないだろうから、設備投資の多寡に伴い価格には変化圧力がかかることになる。この影響はどれくらいなのであろうか。

第5に、わが国でもいよいよ導入がスタートする軽減税率である。予定される制度設計の通りに食料品に軽減税率が適用され、仕入れ税額控除の仕組みが上首尾に機能すれば、食料品以外の課税品では、税込み価格が1.85%（ $=110/108-1$ ）だけ上昇し、食料品と非課税品の税込み価格には変化がないことになる。しかし、競争力が増す非課税品において仕入れに伴う消費税を販売価格に転嫁したり、あるいは競争力が低下する課税品において税抜き価格が抑制されたならば、食料品とそれ以外の課税品の税込み価格は完全転嫁シナリオとは異なったものになる。同じ食品であっても、持ち帰り品には軽減税率が適用されて、外食レストランでは標準税率ならば、外食には値下げ圧力が働くだろう。従来の非課税品は課税品との競合が少なかったが、新たな軽減税率では類似した商品の間で税込み価格が異なってくるので、価格転嫁を控える商品が出現する可能性がある。

価格の累増分析に用いられるのが、産業連関分析における価格決定モデルである。産業連関表を縦方向に読めば、それはある商品について中間投入と付加価値が形成される構造なので、当該財の価格形成を示すことになる。産業間の取引関係を逆算していく逆行列<sup>(6)</sup>を使用すれば、中間取引の構造をさかのぼった最終的な価格変化を分析できるので、消費増税に伴う価格変化の全般的な影響を検討することができる。但し、後述する通り、産業連関分析における投入係数、付加価値係数などはすべて固定係数なので、消費増税に伴い価格がどう変化するかを内生的に分析することには限界がある。産業連関分析が検討できるのは、課税業者や非課税業者の価格設定行動について外生的にシナリオを設定した場合に、それがほかの財・サービスの価格にいかなる波及効果を及ぼすかである。たとえシナリオ分析であっても転嫁構造に有用な情報を与えることが期待できる。

本稿では、以下のように議論を進める。第2節では、先行研究のサーベイを行う。産業連関分析における価格決定モデルを消費税の研究に適用していくための方法が理解される。第3節では、先行研究を踏まえて、今次分析のための価格決定モデルを考察する。第4節では、本稿において使用する産業連関表（2011年総務省表）の説明を行い必要となる追加的なデータ補正について述べる。第5節では、新たに作成した産業連関表データを用いた推計作業を行い、この推計結果を整理することにより、価格転嫁のメカニズムを考察する。第6節は、本稿のまとめである。

## 2. 先行研究のサーベイ

### 2.1 価格決定モデルの基本式

わが国における産業連関表の整備と、それをを用いた実証研究は世界的にみても進んでおり、価格決定モデルを消費税分析に応用することから、新たな実証分析と有意な政策情報を得ることに成功している。しかし、2000年以降になると研究が途絶えてしまっている。これには複数の理由があるが、本節では先行研究を振り返りつつ、産業連関分析を活用することの可能性について考えてみる。

具体的なサーベイに入る前に、産業連関分析における価格決定モデルについて説明しておく。産業連関表においては、以下のような収支均等式が成立している。

$$(1) \quad p_j X_j = \sum_i p_i X_{ij} + V_j$$

ここで  $p_j$  は財  $j$  の価格、 $X_j$  は財  $j$  の生産量である。従って、(1)式の左辺は財  $j$  の生産額を示す。一方、右辺は、財  $j$  の生産に要した投入構造を示す。 $X_{ij}$  は財  $j$  の生産のために原材料として用いられた財  $i$  の投入を示し、これに財  $i$  の価格  $p_i$  を乗じた中間投入額が  $p_i X_{ij}$  ととなる。これを投入財の数だけ積算することから中間投入額の合計が求められる。これに財  $j$  の付加価値  $V_j$  (労働投入、営業余剰ほか) を加算することにより、(1)式の収支均等式が成立する。

(1)式を生産量  $X_j$  で除することにより、価格  $p_j$  に関する価格式である(2)式が求められる。ここで、産業連関分析における投入係数  $a_{ij} = X_{ij}/X_j$  を利用すると、(2)式は(3)式に書き換えることができる。

$$(2) \quad p_j = \sum_i p_i X_{ij} / X_j + V_j / X_j$$

$$(3) \quad p_j = \sum_i p_i a_{ij} + V_j / X_j$$

(3)式は財の数だけ複数存在することに注意すると、(4)式のように行列表記することができる。

$$(4) \quad P = A'P + V$$

ここで  $P$  は価格ベクトル、 $A'$  は投入係数行列の転置行列（産出係数行列という）、 $V$  は付加価値率ベクトル（付加価値額を当該財の生産額で除したものである）。通常の産業連関分析では、投入係数行列  $A$  は、ある産業の他産業への販売先を示すパラメータとして機能する（産業連関表を横方向を読む）。一方、価格モデルでは、価格形成のために産業連関表を縦方向に読むので、投入係数行列を転置して用いるのである。(4)式を価格ベクトル  $P$  について解く。

$$(5) \quad P = (I - A')^{-1}V$$

ここで、 $I$  は単位行列である。 $(I - A')^{-1}$  がゴッシュ逆行列である。(5)式が産業連関分析における価格決定モデルの基本式であり、価格ベクトルは付加価値率ベクトルに前から逆行列を乗じることにより求められる。直観的には、(5)式は当該財の価格形成をさかのぼったものであり、付加価値率が投入構造における相互依存関係を通して、ほかの財の価格に影響することが見てとれる。

ここで消費税を導入する。消費税は付加価値税タイプなので、その課税ベースは産業連関表における付加価値額に一致する。価格ベクトル  $P$  を税込み価格に読み換えると、(4)式は次のように書き換えることができる。

$$(6) \quad P = A'P + (I + T)V$$

ここで、行列  $T$  は、財  $i$  に課せられる税率  $\tau_i$  を対角要素とする正方行列である（対角要素以外はゼロ値）。繰り返しになるが、(6)式における価格ベクトル  $P$  は税込み価格であり、右辺からわかる通り、これは税込みの中間投入財価格を積算したものと（第1項）、自らの付加価値に（1+税率）を乗じたもの（第2項）の合計となっている。これが消費税を考慮した価格式であり、中間投入財の積算において転嫁の有無を考慮し、付加価値のうち消費税の課税ベースを注意深く定義することで、より実際の姿に近いモデル分析が可能となる。(6)式を  $P$  について解く。

$$(7) \quad P = (I + A')^{-1}(I + T)V$$

(7)式が消費税分析のための基本式であり、増税効果は  $T$  の構成要素である税率  $\tau$  を増減させることにより測定することができる。ただし、本稿において推計に使用するモデル式とするには、多くの改



良が必要である。その論点を探るのがサーベイの狙いである。

最後に、(7)式の別の表現について考えておく。(4)式における  $A'P$  は  $n$  行 1 列の列ベクトルであるが ( $n$  はセクター数)、これを 1 行  $n$  列に転置すると、 $P'A$  となる。すると(7)式は、以下のような(8)式に書き換えられる。

$$(8) \quad P' = V'(I+T)(I-A)^{-1}$$

この新たな(8)式においては産業連関分析で使用されることが多い投入係数行列  $A$ 、レオンティエフ逆行列  $(I-A)^{-1}$  が使用できるので、実際の推計に際して間違いが少なくなるというメリットがある<sup>(7)</sup>。本稿でも、付加価値ベクトルに前からゴッシュ逆行列を乗じるのではなく、後ろからレオンティエフ逆行列を乗じる算式を用いることにする。

## 2.2 先行研究のサーベイ

わが国の消費税は 1989 年に創設されたが、付加価値税タイプの税制に関する検討は 1970 年代から開始されており、価格体系への影響を産業連関分析を用いて検討する研究が 1970-1990 年代に展開された。研究テーマとしては、第 1 に、既存の物品税から消費税に税制改正することによる影響、第 2 に、消費税におけるインボイス方式と帳簿方式の相違点、第 3 に、課税の帰着として設備投資の仕入れ税額控除(設備投資に係る支払い消費税を即時に仕入れ税額控除できる仕組み)が与える影響などが分析されている。さらに、以上の検討を 1 次効果としつつ、第 4 に、税収の変化が家計の可処分所得を変更させることの経済的影響(2 次効果)、第 5 に、得られた価格変化を家計の品目別消費に適用することにより、所得分位別にみた税負担の逆進性を分析する研究などが展開されている。このなかで、先行研究が採用した分析手法を比較サーベイするという研究すら出現している。消費税分析の実証手法が大いに発展したことが見てとれる。

中井(1981)は、この分野における初期の研究のひとつである。消費税(当時是一般消費税と呼ばれていた)のモデル化に際しての検討項目として、①課税ベース(消費型、付加価値型、所得型)、②仕入れ控除方式、③非課税範囲、④単一税率を指摘し、これらを反映させた価格決定モデルを(9)式のように定式化した。なお、⑤簡易課税、⑥小規模事業者における免税、⑦申告納付(コンプライアンス)については、産業連関分析では検討困難としている。

$$(9) \quad P = (I-a')^{-1} [e + \pi + d + \beta t^{cv} (e + \pi + d - k_v - k_n)]$$

ここで、 $P$  は税込みの価格ベクトル、 $(I-a')^{-1}$  はゴッシュ逆行列、 $e$  は賃金率ベクトル、 $\pi$  は営業余剰率ベクトル、 $d$  は減価償却率ベクトル、 $\beta$  は付加価値税の転嫁パラメータ、 $t^{cv}$  は消費税率ベクトル、 $k_v$  は投入した資本形成率ベクトル、 $k_n$  は在庫投資率ベクトルである。付加価値は産業連関表における付加価値部門に対応して、賃金、営業余剰、減価償却から構成され、これに消費税が加わる。消費税は、その課税ベースに税率と転嫁率を乗じることから求めている。このモデルに基づき、1977 年延長産業

連関表（23部門）を用いた推計結果によると、単一税率5%の導入がもたらす税込みの価格上昇率の産業加重平均値は2.74%になるという。 $\beta$ は1.0としており完全転嫁を想定している。さらに、食料品、金融・保険、不動産を非課税とする推計を実施しており、この場合の産業加重平均値は2.51%であった。非課税分析においては、当該産業に適用する税率 $t^{cv}$ がゼロとなる<sup>(8)</sup>。

産業連関表における投入係数行列、付加価値率を組み合わせることにより、価格分析が実現することが見てとれる。消費税の課税ベースである付加価値から、資本形成ベクトル $k_v$ と在庫投資率ベクトル $k_n$ を除いたのは、消費税における投資税額控除の仕組みを反映させるためである。

金子（1981）は、中井（1981）と並ぶ先駆的研究のひとつである。本稿では、金子（1981）をもとに加筆修正したという金子（1990）をみる<sup>(9)</sup>。金子モデルも産業連関表における収支均等式を基本とするが、そこから増税前後の2時点間の価格比率の決定式を導き、これを直接に解くという実証分析を行っている。推計には1975年産業連関表を使用している。

先行研究としての金子モデルが参考になる点は、実際の日本の消費税制に合致させるべく、複数の分析アイデアを提示しているところである。第1に、許認可制の公共料金については、外生的に価格上昇率を与えることが挙げられる。これは価格波及の中断を考えるものである。第2に、非課税品がこうむる仕入れに付加された税額の上昇分を、販売価格にi) 転嫁できないケース、ii) 転嫁できるケースに分けて考えること。第3に、仕入れ税額控除の定式化である。前述の(8)式では、消費税の課税ベースを当該産業の付加価値としているが、より正確には収支均等式にまで立ち戻り、そこで「販売額－中間投入額」という算式を定義するという方法を指摘した。第4に、設備投資に係る消費税の仕入れ税額控除であり、これは中井（1981）に同じである。

第5に、商業マージンへの注目がある。産業連関表には、生産者価格表と購入者価格表があり、よく使用される生産者価格表においては、産業間の取引額は生産者価格に基づいており、生産者価格に加算される商業マージン、運輸マージンは、それぞれ商業部門、運輸部門に一括して計上されている。しかし、これは企業間取引価格の実態ではなく、価格が累増するメカニズムを分析する際には、個別の取引額ごとに商業マージン、運輸マージンを計上する方が正確である。そこで金子（1990）はモデルの定式化において商業マージン部分を別掲している。明示化はしていないが、これは購入者価格表の使用を推奨するものである。

第6に、推計結果の整理方法である。金子（1990）は、税率5%の消費税を分析しており、課税品では3-4%の価格上昇が見込まれ、これが税制が予定する5%を下回る理由として、設備投資に係る仕入れ税額控除の存在を指摘している。また、非課税品でも転嫁できるケースでは価格上昇があるという。注目すべきは、価格影響力係数と価格感応度係数を算出している点である。価格影響力係数とは、当該財の価格上昇に伴い他財の価格がどれくらい上昇するかをみるものであり、価格感応度係数とは、全般的な価格上昇により相対的に影響を受ける財を示すものである。いずれも逆行列における係数から算出される。価格決定モデルは価格累増の分析に優れているが、いくつかの推計条件が外生的に与えられ、増税に伴うすべての価格変化を内生的に得ることができないという難点がある。すると産業連関分析から導かれる重要な情報とは、消費税をモデル化した価格体系における影響力、感応度の大きさ知ることになる。価格影響力係数、価格感応度係数は、この情報を提供するものである。

橋本（1989），林・橋本（1987，1991）は，1989年の消費税の創設，物品税の廃止に関する価格分析を試みた。中井（1981），金子（1981）を参照しつつ，いくつか改良を提示している。ここでは彼らによる一連の研究のうち林・橋本（1991）を中心にみる。使用データは，1980年および1985年の総務省産業連関表であり，部門数はそれぞれ72部門および84部門である。非競争輸入型の生産者価格表，固定資本形成マトリックス，商業マージン表，運輸マージン表を使用している。彼らの貢献は多岐にわたる。第1に，非競争輸入型の産業連関分析としており，これにより通関時に一括して消費税が課税される輸入品の特性を明示的に扱うことを可能にしている。具体的なモデル式は，(10)式と(11)式により示される。

$$(10) \quad T_j = \tau_j(p_j X_j - \sum_{i=1}^n p_i X_{ij} - \sum_{i=1}^n p_i^m M_{ij} - \sum_{i=1}^n p_i K_{ij})$$

$$(11) \quad p_j X_j = \sum_{i=1}^n p_i X_{ij} + \sum_{i=1}^n p_i^m M_{ij} + V_j + \sum_{i=1}^n \rho \tau_j p_i K_{ij} + T_j$$

ここで(10)式が消費税収の決定式であり，そこから求められた消費税収  $T_j$  を(11)式に代入することにより需給バランスが決定される。ここで， $\tau$ が税率， $p$ が価格， $X$ が生産額， $M$ は輸入に係る中間投入量（非競争輸入型なので別掲される）， $K$ が投資財の購入量， $V$ が付加価値額である。つまり，(10)式では当該財の生産額から，中間投入額と設備投資額を差し引くことから，消費税の課税ベースを求め，これに税率  $\tau$  を乗じることから消費税収を求める。これを加味した(11)式では，供給サイドの生産額（左辺）が，需要サイドの右辺側の中間投入，輸入，付加価値，設備投資，税収の合計に一致するという定式化がなされる。(11)式を生産額  $X$  で除すれば，これが価格決定式となり，価格  $p$  が投入係数，輸入係数，付加価値係数，固定資本係数，税率によって決定されるという構造が導かれる。これを価格  $p$  について解き，外生変数の変化に伴う価格変化を求めれば良いのである。

林・橋本モデルにおいて注目すべき第2点は，(11)式におけるパラメータ  $\rho$  である。これは「消費税導入前と比較した投資財購入額の増加に対する企業の対応を示すパラメータ」とされる。そして，ケース1は，「企業が投資財の税額控除を全額価格の引き下げに充てる」ものであり  $\rho = 0$  となる。ケース2は，投資財税額控除と減価償却分を比較するという企業行動を加味しており，つまり，固定資本係数を減価償却費比率に一致させるものであり，ケース3は，上記の比較行動が原価償却分の1/2と想定するものである。ケース4は， $\rho = 1$  とするものであり，投資財税額控除が生産物の価格に全く影響しないという考え方である。

(10)式は，消費税の仕組みに従った定式化であり，ここで設備投資が過大な企業ではその分だけ課税ベースである付加価値額が減少するので納税額が少なくなる。設備投資に係る消費税額の減少分を価格引き下げの原資にすることができる。これは実際の仕組みにおいて許容されるものであるが，林と橋本は，そのような価格引き下げ要因を除去するメカニズムを，(11)式に組み込むべきであると指摘している。企業は設備投資資金を回収するために，自らの資本所得である営業余剰に加えて，減価償却分を稼がなくてはならない。これを受けて産業連関表には，付加価値部門の一項目として，減価償却費（資本減耗引当）が存在している。企業が自らの資本ストックを一定に保つならば，毎年の減価償却費と設備投資額は一致するはずであるが，実際には不一致であるのが普通である。このような単一時点での不一

致を許容するのがケース2である。(11)式の右辺第4項において、減価償却分だけ消費税額を加算してやることは、企業はそれだけ値下げをしないことになる。一方、理論値を求めようとするのがケース4である。設備投資に対応した消費税額を、(11)式の右辺に加算すれば値下げをする必要がなくなる。

近年、企業における内部留保の増加が話題となっている。この場合、設備投資が減価償却費を下回るので、あまり問題にはならない。あるいは、設備投資のための資金は、増資や借入れによって調達できるので、企業は価格引き下げができるという考え方もあるだろう。つまり、想定ごとに複数モデルが導かれるが、このなかで設備投資の税額控除に関する中立性シナリオ（ケース4）を検討することは重要である。

藤川（1991, 1997, 1999）、Tamaoka（1994）は、上述の一連の研究と同じく1989年の消費税の創設における価格効果を検討したものであるが、その関心テーマは、消費税におけるインボイス方式と帳簿方式が価格効果に与える相違である。帳簿方式においては、帳簿上の売上高と仕入額の差額を付加価値として、これに自社が販売する製品に適用される消費税率を乗じることから課税額が求められる。仕入額のなかに異なる税率や非課税品が混在していると、インボイス方式では、それを明示的に取り扱える。これとは異なり帳簿方式では、仕入れ税額を一括して算出するので税額が異なってくるというのが彼らの問題意識である。ところで、わが国は帳簿方式の消費税制ではあるが、i) 非課税品は仕入れ税額控除の対象に含まれないこと、ii) 単一税率であり税率差が存在しないこと、iii) 領収証に保存義務があることなどから、実態はインボイス方式に近い<sup>(10)</sup>。さらに、最近に導入が検討されている複数税率に関連して、2018年度以降に新たにインボイスを導入する可能性がある。つまり、その後の消費税制の整備によりインボイス方式と帳簿方式を比較検討することの意義が後退している。

藤川（1997）が参考になるのは、価格決定モデルを消費税分析に適用する際の検討式を体系的に整理し、さらに実際の推計に向けた多くの留意点を提示している点である。第1に、モデル分析においては、非課税、設備投資の一括した仕入れ税額控除、輸入の別掲など、先行研究の論点をほぼ取り込んでいるが、新たに輸出品の扱いについて、ほかの研究とは異なる考え方を示している。国際的ルールに従い消費税では仕向地主義を原則としている。輸出先の相手国が課税権を有するので、輸出時に製品が国境を越えると一種の精算が行われる。輸出品の消費税は免税され、仕入れに要した税額は還付される。産業連関表における価格 $p$ や生産額 $X$ は供給サイドの金額なので、生産額 $X$ は国内向けの生産額と輸出の合計額から輸入を控除したものであり、価格 $p$ はそれらの合成価格である。非競争輸入型の産業連関表を利用すれば、上記のうち輸入の問題は除去できるが、依然として輸出の取り扱いが残る。藤川モデルは、この問題を明示的に取り込んでいる<sup>(11)</sup>。

第2に、実際上の工夫点が参考になる。推計では「1990年産業連関表」（総務省）のうち購入者価格表を利用しており、固定資本形成マトリクス、非課税品の設定、非競争型輸入を考慮している。固定資本形成マトリクスについては、機械に加えて企業部門の建物投資に注意すべきと指摘している点、結果的には考慮しなかったが、仮設部門や帰属計算（農家の自家消費、家計の帰属家賃）が住宅サービス部門ほかに分類されており、そこから波及効果が発生するという問題点を指摘した。

浅利・土居（1988）は、「1985年産業連関表（延長表）71部門表」を用いて、新型間接税に関するシミュレーションを実施している。延長表なので、固定資本形成マトリクスなどが得られず、財務省「法

人企業統計」ほかのデータを用いて係数を設定している。具体的な推計方法は、消費税の導入に伴い変化する付加価値率を外生条件にしており、これは他の研究に同じである。付加価値率の推計に際しては、i) 輸出取引分はゼロ税率として控除、ii) 設備投資は一括控除、iii) 非課税品の扱いを考慮している。なお、競争輸入型の産業連関表を使用しており、輸入品の課税段階については考慮していない。

中西（1989）は、先行研究における試算結果における相違の原因について考察している<sup>(12)</sup>。それによると、i) 設備投資に係る仕入れ税額控除、ii) 輸出免税、iii) 輸入品価格、iv) 間接税を挙げている。ここで注目すべきは、消費税以外の間接税であろう。産業連関表の付加価値部門における「間接税」には、酒税、たばこ税、固定資産税などがあり、これらは購入者への転嫁が予定されているものなので付加価値の計算に含めるべきである。なお、中西自身は「1985年産業連関表」（総務省）を用いて推計を行っている<sup>(13)</sup>。

### 2.3 産業連関分析の有用性

1970-1990年代に産業連関分析を利用した消費税研究が展開されたことが分かった。しかし、2000年以降になると、この分野の研究は低迷している。産業連関分析を利用した価格転嫁の検討が廃れた理由について考え、これからの研究の可能性について検討してみたい。

第1に、産業連関分析モデルが不活発な理由として、消費税においては、制度が予定する通りに転嫁がなされた場合には、税が累増することがないことが挙げられる。取引段階ごとに、消費税が上乘せされるといった tax on tax という状況が存在すれば、産業連関分析を利用することのメリットが生かせる。しかし、仕入れ税額控除の仕組みにより、そのような税の累増は排除されている。また、税抜き価格は変化しないことが、これまでの研究においては前提条件とされてきた。そのため先行研究では、物品税廃止と消費税創設の影響、インボイス方式と帳簿方式の比較、仕入れ税額控除における設備投資に関するシナリオ設定といった価格に与える影響が互いに異なる外生条件を与えている。消費税の仕組みは1989年の創設以来、改善が重ねられてきた。将来の増税に際して他の間接税の改革とセットとなることは少なく、徴税方法はインボイス方式に近づいている。税率の引き上げや軽減税率の導入を外生条件としても、完全転嫁ケースを扱う産業連関分析では税制が予定する通りの価格変化しか推計できない。これが産業連関分析が不人気になった理由である。

しかし、多段階取引に伴う価格形成が分析できる産業連関分析には、有用性が残っているというのが本稿の主張である。価格決定モデルでは内生的に扱うことはできないが、消費税に伴う税抜き価格の値引き、値上げ（これは付加価値率の伸縮という外生条件として与えられる）が発生すると、この影響は確実に他財に波及する。そして税抜き価格の設定は企業に任されている以上、転嫁不足、過剰転嫁は現実にはよく発生していると考えられる。この波及経路は、非課税品、輸入品、軽減税率といった消費税に独特の仕組みのなかで、それぞれ異なるものと思われる。つまり、完全転嫁では無いシナリオ（転嫁不足、過剰転嫁）などを外生的に与えれば、投入産出構造の違いから価格体系にもたらす影響経路が異なってくる。産業連関分析はこれらについて具体的な情報を与えることができる。

第2に、CGEモデル（Computable General Equilibrium Model）という新タイプの計量手法の出現がある。先行研究のなかには、価格決定モデルを用いた分析を1次効果と呼び、価格が企業の生産行



### 3.2 推計モデルの設定

先行研究を参考にして分析モデルを構築する。はじめに、ある財について消費税額の構成式と消費税を取り込んだ価格式を考える。ここで転嫁や税額控除に関するシナリオ分析のために複数のパラメータを導入する。続いて、価格式を複数財に拡張して行列表示し、これを価格ベクトルについて解くことにより、シミュレーションのためのモデル式を得る。

第  $j$  産業の納税義務額を考える。仕入れ税額控除、設備投資に係る仕入れ税額控除を加味すると、消費税額は(12)式のように示される。

$$(12) \quad vat_j = \tau_j p_j (X_j - E_j) - \sum_i \tau_i p_i X_{ij} - \sum_i \tau_i p_i C_{ij}$$

ここで  $vat_j$  は財  $j$  の納税義務額、 $\tau_j$  は税率、 $p_j$  は税込み価格、 $X_j$  は生産額、 $E_j$  は輸出額である。 $X_{ij}$  は産業  $j$  による中間投入財  $i$  の購入額であり、 $C_{ij}$  は産業  $j$  による設備投資財  $i$  の購入額である<sup>(16)</sup>。(12)式の右辺第1項は、財  $j$  の受取り消費税額であり、ここで輸出品は免税となるので  $E_j$  を控除する。非課税品については  $\tau_j$  がゼロとなり課税自体が生じない。第2項、第3項は、仕入れ税額控除に関する算式である。 $e_j$  を財  $j$  の輸出割合 ( $= E_j/X_j$ ) とした場合、企業における仕入れ税額は、国内販売品の生産に要した中間投入部分である  $(1-e_j)$  部分と、輸出品の生産に要した中間投入部分である  $e_j$  部分に概念上は分けられる。しかし、輸出品にはゼロ税率が適用されるので、輸出品自体は免税されることにより税負担が無くても、仕入れ税額控除は認められる。つまり自産業の生産物に輸出品があっても、すべての中間投入品に関して仕入れ税額控除が可能である。そのため輸出割合  $e_j$  が(12)式には登場しない。

使用を予定している産業連関表では、中間投入額が消費税込みの金額として計上されている。そこで  $p$  を税込み価格とする。そのため税率  $\tau_j$  は  $\tau = \text{消費税率}/(1+\text{消費税率})$  として定義される点に注意されたい。この消費税率を加減させると、それが税込み価格  $p$  に与える変化をシミュレーションすることができる。

さらにわが国の産業連関表における実際の作成状況（データ特性）から、(12)式の右辺第1項における輸出額  $E_j$  が消える。上述の通り、実際の取引高の大きさを示すために、産業連関表における取引額は消費税込みとなっているが、これが輸出額にも適用されているからである<sup>(17)</sup>。産業別の国内生産額（輸入額を控除した供給側の数値なので輸出を含む）は税込み価格表示となり、これに対応する価格ベクトル  $p$  は国内販売財、輸出財を問わず税込み価格になる。なお、産業連関表に記載される輸出額のうち 5/105（2011年表における消費税率）は、輸出業者に適用される輸出税額控除として減額されるので、実際の消費税収は、産業連関表上の数値よりは少なくなる。以上の考察をもとに、(12)式を次式のように書き換える。さらに、新しく調整パラメータ  $\delta_j$  を導入する。

$$(13) \quad vat_j = \tau_j p_j X_j - \delta_j \sum_i \tau_i p_i X_{ij} - \delta_j \sum_i \tau_i p_i C_{ij}$$

(13)式の右辺第2項は、仕入れ税額控除であり、インボイス方式のもとでは財*i*を購入した場合には、当該財に対応した税率 $\tau_i$ を用いて支払い消費税を算出する。 $\delta_j$ は財*j*が非課税品であった場合に対応するパラメータである。非課税業者には納税義務が無い一方で、税額控除が認められないので、 $\tau_j = 0$ 、 $\delta_j = 0$ となり、従って $\text{vat}_j = 0$ となる。財*j*が課税品であった場合には、 $\tau_j = \text{税率}$ 、 $\delta_j = 1$ となる(表2)。

表2 非課税品における仕入れ税額控除パラメータ $\delta_j$ の設定

$\delta_j = 1$	課税品ケース、仕入れ税額控除が可能
$\delta_j = 0$	非課税品ケース、仕入れ税額控除ができない (適用税率 $\tau_j = 0$ なので消費税額は生じない)

注：課税品について1、非課税品について0と設定することにより、仕入れ税額控除の可否を操作する。

右辺第3項は、設備投資に係る仕入れ税額控除であり、 $C_{ij}$ は産業*j*による財*i*の購入額(設備投資)である。中間投入額と同様に、課税事業者は仕入れ税額控除ができるが、非課税事業者は控除できないので $\delta_j$ の値を操作することにより $\text{vat}_j$ を加減させる。

非課税事業者の税負担に注意する。(13)式は*j*産業の納税義務額を定義しているので、課税事業者の場合には正值、非課税事業者の場合にはゼロとなる。ここで非課税事業者は仕入れに係る消費税を制度上は控除ができないだけであり、結果的に自己負担という形態で支払っている。この問題については、価格決定式(15)式において非課税事業者の付加価値を減額することにより対応する。

(13)式を生産額 $X_j$ で除することにより、生産物1単位当たりにする。(14)式を得る。

$$(14) \quad \text{vat}_j/X_j = \tau_j p_j - \delta_j \sum_i \tau_i p_i a_{ij} - \delta_j \sum_i \tau_i p_i c_{ij}$$

ここで、 $\text{vat}_j/X_j$ は生産物1単位あたりの消費税額である。 $a_{ij}(= X_{ij}/X_j)$ は投入係数、 $c_{ij}(= C_{ij}/X_j)$ は、生産物1単位当たりの資本形成率である。

以上で消費税の算式が整ったので、次に、消費税を取り込んだ税込み価格 $p_j$ の形成式について考える。これは(15)式によって与えられる。

$$(15) \quad p_j = \sum_i p_i a_{ij} + v_j + \beta_1 \text{dep} c_j - \eta_j \sum_i \tau_i p_i a_{ij} - \beta_2 \eta_j \sum_i \tau_i p_i c_{ij} \\ + \tau_j p_j - \delta_j \sum_i \tau_i p_i a_{ij} - \beta_2 \delta_j \sum_i \tau_i p_i c_{ij}$$

(15)式の右辺のうち、第1項は、投入価格と投入係数を乗じた中間投入に関する積算式である。第2項、第3項、第4項は付加価値率であるが、第3項は、このうち減価償却率を分離したものであり、設備投資に係る消費税の負担についてケース分析を行うために分離している。第4項は、非課税品のための付加価値率の調整項である。非課税事業者における仕入れに係る消費税の自己負担分が調整され、そのため負値となる。第5項は、設備投資に上乘せされた消費税額に関する調整項である。これは非課税事業者のための調整と設備投資財に係る消費税負担の調整という、2つの目的を担う。第6項、第7項、



第8項は、(14)式を代入したものであり消費税額である。

調整パラメータ  $\eta_j$  と調整パラメータ  $\beta_1, \beta_2$  について説明する。調整パラメータ  $\eta_j$  は、非課税品における付加価値の減額を操作する。従って、課税品の場合には  $\eta_j = 0$  となり、付加価値が減ることはない。一方、非課税品においては  $\eta_j = 1$  となる。右辺第1項において、中間投入品の価格  $p_i$  は税込み価格であるが、非課税品は転嫁できないので自己負担となる。これを右辺第4項において中間投入に係る税負担を減額させることにより調整する。同様に、右辺第5項では設備投資に係る税負担を調整する。表3は、以上の調整方法を整理したものである。非課税品のうち転嫁シナリオとは、仕入れ税額控除が認められない非課税品の販売業者が、それを販売価格に転嫁するケースを扱うものである。右辺第1項において仕入れ額には消費税が追加されているが、これを自らの付加価値から減額しないと ( $\eta_j = 0$ )、その分だけ当該品の販売価格  $p_i$  が上昇するので、製品価格に転嫁されることになる。これに伴う価格上昇をシミュレーションすることができる。

表3 非課税品における付加価値調整パラメータ  $\eta_i$  の設定

財 $j$		付加価値調整
課	税	$\eta_j = 0$
非	現	$\eta_j = 1$ (自己負担)
	転	$\eta_j = 0$ (課税品に同じ)

注1：課税品については、0と設定することにより、中間投入に係る消費税が製品価格に転嫁される。非課税品については、1と設定することにより転嫁が排除される。

注2：転嫁シナリオとは、非課税品にも関わらず中間投入に係る消費税を製品価格に転嫁するケースを設定するもの。

調整パラメータ  $\beta_1, \beta_2$  は、設備投資に係る消費税負担を調整するものである。(15)式のうち右辺第2項は、付加価値率  $v_j (= V_j/X_j)$  であり、この内訳は、雇用者報酬、営業余剰、間接税といった要素所得である。第3項は、減価償却率であり、付加価値率から分離させている。 $\beta_1, \beta_2$  は、それぞれ(15)式の第3項、第5項、第8項につけられたパラメータである。これは林・橋本(1991)における考え方を取り入れたものである(表4)。

実際の企業行動を考えた場合(実際シナリオ)では、仕入れ税額控除に設備投資財が含まれるが( $\beta_2 = 1$ )、その一部は減価償却によって賄われている( $\beta_1 = 1$ )。一方、設備投資に関する価格転嫁を除くことにより、設備投資額と減価償却額の違いを考慮しない理論シナリオでは、設備投資に係る税額を与えず( $\beta_2 = 0$ )、一方で減価償却もなし( $\beta_1 = 0$ )にしてしまう。

表4 設備投資に係る税負担調整パラメータ  $\rho_1, \rho_2$  の設定

	減価償却	設備投資に係る消費税
実際シナリオ	$\beta_1 = 1$	$\beta_2 = 1$
理論シナリオ	$\beta_1 = 0$	$\beta_2 = 0$

注1：実際シナリオでは、設備投資に係る消費税の一部が減価償却によって賄われる。

注2：理論シナリオでは、設備投資に係る消費税と減価償却を考慮しない。

(15)式に新しい価格操作のためのパラメータ  $\gamma_j$  を追加することにより(16)式を得る。これは値引き ( $\gamma_j < 0$ )、もしくは値上げ ( $\gamma_j > 0$ ) を示すパラメータである。消費増税に伴い、財  $j$  の価格自体を便乗値上げすることを操作するものである。(16)式の右辺第3項に新しく加えられた付加価値率を加減することにより価格操作が行われる。産業連関表における付加価値率は価格に占める割合として定義されているので、これが  $\gamma_j$  (例えば2%) だけ上昇すると、それだけ付加価値の取り分が増えることにより、税込み価格が  $\gamma_j$  だけ上昇し、便乗値上げが実現する。これをシミュレーションするのである。

なお、(16)式における価格  $p_i$  は税込み価格なので新パラメータ  $\gamma_j$  がもたらす価格上昇率も税込みになる。そのため税率8%において  $\gamma_j$  に起因する価格上昇率は税抜きでは、100/108 だけ小さくなる。

$$(16) \quad (1+\gamma_j)p_j = \sum_i p_i a_{ij} + v_j + \gamma_j + \beta_1 depc_j - \eta_j \sum_i \tau_i p_i a_{ij} - \beta_2 \eta_j \sum_i \tau_i p_i c_{ij} + \tau_j p_j - \delta_j \sum_i \tau_i p_i a_{ij} - \beta_2 \delta_j \sum_i \tau_i p_i c_{ij}$$

表5 価格操作パラメータ  $\gamma_j$  の設定

$\gamma_j = 0$	便乗値上げ, 値下げがなし
$\gamma_j > 0$ もしくは $\gamma_j < 0$	便乗値上げ, 値下げがあり

注1: 付加価値を  $\gamma_j$  だけ上昇させることにより、価格が  $\gamma_j$  上昇する。

### 3.3 推計モデルの行列表示

#### 3.3.1 推計モデルの行列表示

(16)式の複数財に拡張し、その行列表示を考える。(8)式にならぬ価格  $P$  については行ベクトル (1行  $2n$  列) とする。価格ベクトル  $P$  に右から投入係数行列  $A$  や投資形成行列  $C$  が乗せられる形式となり、両者の間や後ろに対角要素をパラメータとする正方行列が配置されることになる。これは(17)式のように表される。

$$(17) \quad (p_1, p_2, p_3, \dots, p_{2n}) \begin{pmatrix} 1+\gamma_1 & \dots & 0 \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ 0 & \dots & 1+\gamma_{2n} \end{pmatrix} = (p_1, p_2, p_3, \dots, p_{2n}) \begin{pmatrix} a_{11} & \dots & a_{12n} \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ a_{2n1} & \dots & a_{2n2n} \end{pmatrix} + (v_1, v_2, v_3, \dots, v_{2n}) + (\gamma_1, \gamma_2, \gamma_3, \dots, \gamma_{2n}) + (depc_1, depc_2, depc_3, \dots, depc_{2n}) \begin{pmatrix} \beta_1^1 & \dots & 0 \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ 0 & \dots & \beta_{2n}^1 \end{pmatrix} - (p_1, p_2, p_3, \dots, p_{2n}) \begin{pmatrix} \tau_1 & \dots & 0 \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ 0 & \dots & \tau_{2n} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} a_{11} & \dots & a_{12n} \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ a_{2n1} & \dots & a_{2n2n} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} \eta_1 & \dots & 0 \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ 0 & \dots & \eta_{2n} \end{pmatrix} - (p_1, p_2, p_3, \dots, p_{2n}) \begin{pmatrix} \tau_1 & \dots & 0 \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ 0 & \dots & \tau_{2n} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} c_{11} & \dots & c_{12n} \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ c_{2n1} & \dots & c_{2n2n} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} \beta_1^2 & \dots & 0 \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ 0 & \dots & \beta_{2n}^2 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} \eta_1 & \dots & 0 \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ 0 & \dots & \eta_{2n} \end{pmatrix}$$

$$\begin{aligned}
 & + (p_1, p_2, p_3, \dots, p_{2n}) \begin{pmatrix} \tau_1 & \dots & 0 \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ 0 & \dots & \tau_{2n} \end{pmatrix} \\
 & - (p_1, p_2, p_3, \dots, p_{2n}) \begin{pmatrix} \tau_1 & \dots & 0 \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ 0 & \dots & \tau_{2n} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} a_{11} & \dots & a_{12n} \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ a_{2n1} & \dots & a_{2n2n} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} \delta_1 & \dots & 0 \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ 0 & \dots & \delta_{2n} \end{pmatrix} \\
 & - (p_1, p_2, p_3, \dots, p_{2n}) \begin{pmatrix} \tau_1 & \dots & 0 \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ 0 & \dots & \tau_{2n} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} c_{11} & \dots & c_{12n} \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ c_{2n1} & \dots & c_{2n2n} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} \beta_1^2 & \dots & 0 \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ 0 & \dots & \beta_{2n}^2 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} \delta_1 & \dots & 0 \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ 0 & \dots & \delta_{2n} \end{pmatrix}
 \end{aligned}$$

(17)式を行列表示にする。

$$(18) \quad P(1+\Gamma) = PA+V+\Gamma_2+Depc B_1-PTAH-PTCB_2H+PT-PTA\Delta-PTCB_2\Delta$$

ここで、Pが税込み価格（行ベクトル）、Vは付加価値率ベクトル、 $\Gamma_2$ は $\gamma_j$ を要素とする付加価値率に関する操作ベクトル、Depcは減価償却率ベクトルである。Tは $\tau_j$ （消費税率）対角要素とする正方行列、Cは設備投資に関する投資係数行列、Aは投入係数行列である。また、調整パラメータは、正方行列である $\Delta$ （非課税品における仕入れ税額控除パラメータ）、H（非課税品における付加価値調整パラメータ）、 $B_1$ （設備投資および減価償却率に係る税負担調整パラメータ）、 $B_2$ （設備投資および減価償却率に係る税負担調整パラメータ）、 $\Gamma$ （価格操作パラメータ）である。(18)式をPについて解く。(19)式を得る。

$$(19) \quad P = \underbrace{(V+\Gamma_2+Depc B_1)}_{\substack{\text{税込み価格} \\ \text{行ベクトル}}} \underbrace{[I+\Gamma-T-A+TAH+TA\Delta+TCB_2H+TCB_2\Delta]^{-1}}_{\substack{\text{付加価値率} \\ \text{行ベクトル}}} \underbrace{\quad}_{\text{逆行列}}$$

### 3.3.2 分析シナリオ別の推計モデル

政策シミュレーションでは(19)式を用いる。Tにおける税率 $\tau_j$ ほかを変化させ、その前後の価格を比較する。分析シナリオのすべてを含めたので、(19)式はやや複雑となっている。そこで、分析シナリオ別の推計式を提示することにより見通しを良くしておく。

#### i) 完全転嫁（非課税品を除く）・設備投資税額控除は制度通り

このケースでは、値引きは無いので $\Gamma$ は無し( $\gamma_j = 0$ )。  $\beta_1 = 1$ ,  $\beta_2 = 1$ なので、 $B_1$ ,  $B_2$ は単位行列となるので、推計式から消える。(18)式は(20)式となり、これをPについて解くことにより(21)式が得られる。(21)式において価格ベクトルは、付加価値ベクトルに後ろからレオンティエフ逆行列を乗じることにより定義される。レオンティエフ逆行列の構造がやや複雑であるが、単位行列I、投入係数行

列 A, 投資係数行列 C が主たる構成要素であり, これに税率 T, 仕入れ税額控除 H が加味されている。

$$(20) \quad P = PA + V + \text{Depc} - \text{PTAH} - \text{PTCH} + \text{PT} - \text{PTA}\Delta - \text{PTC}\Delta$$

$$(21) \quad P = (V + \text{Depc})[I - T - A + \text{TAH} + \text{TA}\Delta + \text{TCH} + \text{TC}\Delta]^{-1}$$

## ii) 完全転嫁（非課税品を除く）・設備投資税額控除は理論想定

このケースでも, 値引きは無いので  $\Gamma$  は無し ( $\gamma_j = 0$ )。設備投資に関する税負担の控除は無しとなり, ここで  $\beta_1 = 0, \beta_2 = 0$  なので,  $B_1, B_2$  に関連した項目は推計式自体から消える。(22)式においては投資係数行列 C が存在しないので, 推計式の構造が簡単となる。

(23)式における H は, 非課税品の仕入れに伴う消費税負担の転嫁の有無に応じて変化するので, それぞれ 2 ケースを想定することができる。税制通りであると, 非課税品の仕入れに伴う消費税が自己負担となり, これと同額の付加価値を減額させるため H が算式に残る。一方, 非課税品において自己負担としない場合には減額調整が無くなるので, H に関連した項目が推計式から消える。

$$(22) \quad P = PA + V - \text{PTAH} + \text{PT} - \text{PTA}\Delta$$

$$(23) \quad P = V[I - T - A + \text{TAH} + \text{TA}\Delta]^{-1}$$

## iii) 過剰もしくは過小転嫁（非課税品を除く）・設備投資に係る仕入れ税額控除は理論想定

最後に, 便乗値上げのケースを考える。議論を単純にするため, 設備投資に係る仕入れ税額控除については理論想定とする。これより, (24)式と(25)式を得る。便乗値上げケースでは, 正方行列  $\Gamma$  及び行ベクトル  $\Gamma_2$  が算式に加わる。

$$(24) \quad P(I + \Gamma) = PA + V + \Gamma_2 - \text{PTAH} + \text{PT} - \text{PTA}\Delta$$

$$(25) \quad P = (V + \Gamma_2)[I + \Gamma - T - A + \text{TAH} + \text{TA}\Delta]^{-1}$$

### 3.3.3 平均波及世代数

産業連関分析の分野において 2005 年以降に新しく提案された平均波及世代数 (Average Propagation Lengths, APL) を本研究に応用する。平均波及世代数は Dietzenbacher et al. (2005) が提唱した概念であり, わが国では猪俣 (2008) によるアジア国際産業連表を用いた研究により, 広く知られるに至っている。

産業連関分析におけるレオンティエフ逆行列は生産波及効果を示しているが, これはある産業が他の産業に及ぼす影響の「最終的な姿」である。本稿における価格効果の算出式についても, その推計結果は付加価値率や仕入れ税額控除の転嫁が価格体系に及ぼす最終的な姿となっている。これに対して平均波及世代数は, 需要波及のステップ数に着目したものであり, 猪俣 (2008) によると APL は「産業間の距離を計る」ことができる。この距離概念は消費税の転嫁の研究において参考になりうる。消費税の仕組みにおいて, 消費者に転嫁される税額は, それまで生産に参加した各産業の付加価値額に対応した

税が徐々に積み上がるものとなっている。価格が産業間の取り引きにおいてより最終財に近い方で形成されているのか、あるいは原材料といった基礎的な製品群において形成されているのかが分かれば、これは消費税の転嫁構造の解明に有用な情報をもたらす。例えば、迂回生産の程度が高い機械製品などが、より長いサプライチェーンを有していることは容易に想像できるが、付加価値額とそれに対応した税額の形成という点を加味すると、その実像は分かりにくい。サプライチェーンが長くても、最終製品に近い方で消費税が累増している可能性があるからである。

産業連関表における投入係数行列を  $A$  とした場合、平均波及世代数は(26)式のように表される。

$$(26) \quad APL_{ij} = (A + 2A^2 + 3A^3 + \dots) / (A + A^2 + A^3 + \dots) \\ = \sum_{k=1}^{\infty} k A^k / \sum_{k=1}^{\infty} A^k$$

(26)式は、分母側から見ると分かりやすい。生産波及の1次効果は投入係数行列  $A$  におけるそれぞれの投入係数によって示される。投入係数は当該財の生産に用いられた需要を示すからである。そして2次効果は、 $A^2$  によって表されることは容易に想像がつく。つまり(26)式分母は、生産波及のステップをひとつずつ追加するものである。別の見方に立つと、生産波及の総計は、レオンティエフ逆行列  $(I-A)^{-1}$  によって示され、この分母は、そこから初期需要である  $I$  を除いたものとも言える。一方、分子側は、2次効果、3次効果…といった後方のステップにおける効果のそれぞれに、2, 3…といった整数を乗じたものとして定義される。分子側において、需要波及の後の段階になるほど重みを付けるのである。この計算を  $A^k$  が十分にゼロに近づくまで続ける。両者を割ったものが平均波及世代数であり、つまり波及ステップを、投入係数（需要の程度）によって加重平均したものであることが理解される。産業連関分析におけるレオンティエフ逆行列とゴッシュ逆行列の関係から、平均波及世代数は、投入係数と産出係数のいずれで定義しても同じ値を取ることが知られている<sup>(18)</sup>。

APLは行列として得られるが、これを列方向にみると調達構造に関して、例えば、食料品セクターにとって、他のセクター群から需要している財に関してそれぞれの平均波及世代数を知ることができる。本研究が関心をもつ価格形成の観点からは、この調達距離が重要であり、他財からの調達距離をみることから、価格の転嫁における遠近を知ることができる。そして列ごとにAPLの平均値を算出すると、セクターごとのAPLの平均的な姿を知ることができる。他財からの調達距離が総じて短いとAPLの列平均値は小さくなり、これはどこかで便乗値上げがあったとしても、その影響を被りにくいことを意味する。逆に、APLの列平均値が大きいセクターは、より長い調達構造を有しており、転嫁を受ける可能性が高いことが予想される<sup>(19)</sup>。一方、行方向にみると、これは供給構造を示すことになる。

以上で準備が整ったので、価格形成式への応用を考える。(23)式における逆行列の構造から、ここで投入係数行列を  $S$  と定義すると、これは(27)式のように示される。

$$(27) \quad S = A + T - TA\Delta - TA\Delta$$

この  $S$  を(26)式に適用することにより、価格形成に関するAPLを算出することができる。 $S$  は税込

み価格に関する APL であり、消費税に関する APL ではない。税に関する平均波及世代数は、課税品を投入した場合には税が付加され、非課税品では税の追加がないので、価格形成に関する平均波及世代数とは異なるからである。但し、現在の日本における非課税セクター（金融・保険、住宅賃貸料、公務、教育、研究、医療、保健衛生、社会保険・社会福祉、介護）は、他産業部門では投入されないものが多い。そのため非課税品からの投入が少ないが故に、価格と消費税の平均波及世代数は近似しているとも考えられる<sup>(20)</sup>。

## 4. 使用データ

### 4.1 総務省 2011 年表

使用した産業連関表は、総務省「2011 年（平成 23 年）産業連関表」である（以下、総務省 2011 年表と呼ぶ）。わが国では内閣府、経済産業省など各所において産業連関表を作成しているが、このうち総務省表は、複数省庁の共同事業により 5 年に 1 回作成される基本表である。他の産業連関表の作成に際して基本データとして参照されるものである。総務省 2011 年表は最新版であり、付帯表を含む確報データが 2015 年に公表された。

総務省 2011 年表のうち、i) 購入者価格評価表（統合中分類、108 部門）、ii) 輸入表（統合中分類、108 部門）、iii) 固定資本形成マトリックス（うち民間、基本分類×統合中分類）、iv) 自家輸送マトリックス（旅客および貨物、統合小分類×基本分類）を加工することにより、本研究のための所要のデータセットを作成した<sup>(21)</sup>。

### 4.2 データセットの作成

#### 4.2.1 購入者価格表の使用

総務省 2011 年表のうち購入者価格表を用いる。生産者価格表との違いは、中間投入額のそれぞれに商業、運輸マージンが加算されている点である。いずれの表でも中間投入額は消費税込みの価格で作成されているので消費税の転嫁の動きを分析することができる。

#### 4.2.2 106 部門表の作成

総務省 2011 年表は基本分類レベルでは、部門数を約 400 部門まで細分化できるが、本研究では統合中分類とされる 108 部門を部門数とした。これを縮約して 106 部門表を作成している。部門数が小規模である理由は、本研究で用いる付帯表のうち固定資本形成マトリックスにおける部門数が最大 108 部門であったからである。固定資本形成マトリックスには、108 部門別にそれぞれの産業が購入する設備投資財の詳細が記されるが、部門数を 108 部門以上に設定すると、増加した産業部門に関しては比例配分などの独自の仮定推計に基づいて補正する必要となり、推計結果の正確性が後退する。当初データを活かす部門数とした。但し、部門数が少なくなるため課税・非課税の区別に関する設定が粗くなる<sup>(22)</sup>。

統合中分類の部門数である 108 部門から減少させた 2 部門は、「帰属家賃」と「自家輸送」である。このうち「帰属家賃」については削除、「自家輸送」については他の部門に統合するという計算処理を

行った。「帰属家賃」とは、持家の所有について家賃収入を架空計上するものであり、実際には存在しない取引である。そこで帰属家賃については行部門、列部門とも産業連関表から投入額、産出額を削除して存在しないものとした。「自家輸送」とは、各産業における自家輸送部分を取り出し、これを合計して構成される部門である。産業連関表の主たる分析目的は生産構造の表示であり、そこでは投入係数の安定性が重視される。自家用車によって自産業内で投入された運輸サービスは、当該生産物の生産には直接的には関係しないので、別掲されているのである。しかし、消費税の仕組みという観点からみると、生産のために購入した原材料であっても、構内輸送のために購入したガソリン燃料であっても、これに伴う消費税はいずれも仕入れ税額控除の対象となる点では同じである。そこで自家輸送マトリックスを利用して、「自家輸送」部門における数値を分解して、各産業に配布させ実際の取引に近づけることにした。なお、「事務用品」「分類不明」も実際には存在しない取引であるが、この分解は難しく本研究ではそのまま残すことにした。

#### 4.2.3 自家輸送マトリックス

既述の通り自家輸送マトリックス（旅客、貨物）からは、本研究で用いる106部門について、それぞれが自家輸送のために他の産業部門から投入した金額を知ることができる。自家輸送マトリックスを集計することから、削除した自家輸送部門の投入額を各産業の中間投入額に配分して加算した。

#### 4.2.4 非競争型輸入表

原材料の中間投入における国内品と輸入品を区別するために、本研究では非競争輸入型の産業連関表を用いる。106部門が投入する輸入品に関しては、輸入表から得ることができる。「帰属家賃」を削除し、「自家輸送」については所要の修正計算を実施したうえで、106部門に関する輸入表を作成した。この輸入に関する投入額を、データセットの産業連関表における中間投入額から控除した上で、既存の産業部門の下側に輸入106部門を配置することにより、非競争輸入型の産業連関表を作成した。

#### 4.2.5 固定資本形成マトリックス

設備投資の内訳については、固定資本形成マトリックスから得ることができる。固定資本形成マトリックス（民間）を106部門に集約する作業を行った。なお、民間部門の固定資本形成であっても、住宅投資のような家計部門が実施する固定資本形成額については、消費税における仕入れ税額控除の対象ではないので除外している。

ここでも「帰属家賃」「自家輸送」については、所要の修正計算を実施している。また、固定資本形成マトリックスは、生産者価格表示データなので、これを購入者価格表示に変換することにした。具体的には、固定資本形成額のうち商業マージンと運輸マージンについては、それ以外の財、サービスの購入額に比例配分することにより、生産者価格表示を購入者価格表示に変換した。

#### 4.2.6 投入（産出）係数、設備投資投入係数、付加価値率の算出

これまでのデータセットの作成作業により、非競争型の輸入表を併設する購入者価格表示の産業連関

表が得られる。中間投入額を産業別生産額で除することにより投入（産出）係数を算出する。

同様に固定資本形成マトリックスを整理した設備投資額についても産業別生産額で除することにより、設備投資係数を算出した。

価格モデルの推計のためには、106部門別の付加価値率が必要となる。産業連関表における粗付加価値部門を構成する項目を積算することにより付加価値額を算出し、これを産業別生産額で除することにより付加価値率を算出した。付加価値部門は「雇用者所得」「営業余剰」「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」「(控除) 経常補助金」「家計外消費支出」「資本減耗引当」から構成される。「資本減耗引当(社会資本等減耗分)」は、政府部門に多い費目であるが実際に控除されるものではなく、付加価値額から除外することにした。

## 5. 推計結果

### 5.1 設備投資に係る仕入れ税額控除の影響

多段階課税でありながら消費税では仕入れ税額控除の仕組みが機能することにより税が累増することはない。しかし、企業は設備投資に係る消費税を控除できるので、これは価格に対して下押し要因として作用する。一方、企業会計における減価償却費は価格には上乗せ要因として働くので、設備投資に係る下押し要因の一部が相殺される。以下に示される通り、これらの効果について、産業連関分析はやや異なる視点を提起する。

「減価償却なし／設備投資控除なし」のケースについて消費税率5%と8%のそれぞれについて税込み価格を推計し、税率の上昇に伴う変化率をみたところ、課税品 2.86%、非課税品 0.0%となっており、想定通りの結果を得た（表6）<sup>(23)</sup>。データセットおよび推計プログラムが正確に稼働していることが見てとれる<sup>(24)</sup>。

続いて、「減価償却あり／設備投資控除あり」のケースについて考える。推計に用いた総務省2011年表においては、総額レベルでは、減価償却費が設備投資額を上回っていた。これは推計モデルにおいては、大きめの付加価値率が与えられることを意味しており、消費税率5%と8%のいずれにおいても税

表6 消費増税に伴う税込み価格の上昇率

	セクター数	(1)減価償却なし/設備投資控除なし			(2)減価償却あり/設備投資控除あり			差分 g(=f-c)
		5%ケース a	8%ケース b	価格上昇率 c(=b/a-1)	5%ケース d	8%ケース e	価格上昇率 f(=e/d-1)	
課税品								
農林水産業	5	0.82	0.84	2.86%	1.05	1.07	2.33%	-0.53%
製造業	57	0.80	0.82	2.86%	1.04	1.06	2.21%	-0.65%
非製造業	33	0.82	0.84	2.86%	1.05	1.08	2.29%	-0.57%
小計	95	0.80	0.83	2.86%	1.04	1.07	2.24%	-0.61%
非課税品	9	0.85	0.85	0.00%	1.10	1.10	-0.33%	-0.33%
合計(総平均)	104	0.81	0.83	2.60%	1.05	1.07	2.01%	-0.59%

注1：製造業には鉱業を含む。合計からは、「事務用品」「分類不明」を除いた。

注2：消費税率5%および8%に関する試算結果

注3：付加価値率に減価償却率、仕入れ税額控除に設備投資額に係る消費税を、それぞれ含めるケース、含めないケースを比較



込み価格が大きめに算出される。そのため増税に伴う価格上昇率が逆に低めに評価されることになる。消費増税に伴う税込み価格の上昇率は課税品 2.24%、非課税品 -0.33%であり、「減価償却なし／設備投資控除なし」ケースに比べると価格上昇率が 0.6%程度小さくなることが分かった（表 6）。

産業連関分析では、設備投資額や減価償却費を含む付加価値率にレオンティエフ逆行列を乗じることにより価格を推計するので、このような結果が得られるが、両者の存在により増税時の価格上昇率に差異が生じる可能性があることが示唆される。総務省 2011 年表のように設備投資額が少なめであると、税額控除額が少ないだけ企業が享受できる付加価値率が大きくなるので当初価格が上昇し、そのため増税による影響が低めになる。景気の拡大局面において設備投資が増加している状況では、当初の税込み価格が抑制されているので増税後の価格上昇率は高くなってしまいが、設備投資がさらに増加していると、これは価格に対して下押し要因として作用するので価格上昇率を抑制させることになる。

推計では、消費税率 3%ポイントの引き上げにおいて、「減価償却なし／設備投資控除なし」のケースと比べて、税込み価格の上昇率に関して 0.6%ポイント程度の差が生じているので、設備投資の存在が引き起こす税込み価格上昇率のぶれは税率 1%ポイントあたり、0.2%ポイントということになる。今後の目安となるだろう。但し、より現実的には、中間投入や付加価値（うち企業利益）が伸縮的という点を考慮すべきである。産業連関モデルは一種のマークアップ原理に基づく価格形成を想定しているので上述のような示唆が得られるが、企業利益が伸びているから設備投資を増やすという考え方もある。設備投資の多寡が価格上昇に与える影響は複雑であり、これ以降では「減価償却なし／設備投資控除なし」のケースを用いることにする。

## 5.2 非課税品による価格転嫁の影響

非課税品の製造者には、仕入れ税額控除が認められず、仕入れに係る税額は企業が自己負担する。これを控除対象外消費税と呼ぶが、これを自己負担せず、販売価格に転嫁した場合の影響を考える。具体的には、消費税率を 8%とする場合の価格転嫁に伴う税込み価格の上昇率を試算した。

試算結果によると、非課税品の生産部門における価格上昇率は、金融保険 2.3%、住宅賃貸 1.7%、医療 2.9%、公務 2.7%、教育 1.2%、研究 2.9%、保健衛生 1.9%、社会保険・社会福祉 2.1%、介護 1.6%となり、それぞれ自己セクターの税込み価格が上昇する（表 7、図 1）。現行の非課税セクターは、仕入れ税額控除が認められないことにより、税率 8%の場合、対価格比率で 1-2%の負担をしていることが見てとれる。ほかの産業に及ぼす影響は限定されており、住宅賃貸、医療、教育、保健衛生、社会保険・社会福祉、介護ではほとんど無い<sup>(25)</sup>。現状の非課税品は、家計向けのサービスを提供している産業に多く、これらの生産物に対して他の産業部門がそれを中間投入として利用することが少なく、そのため波及効果が小さくなる。

個別産業ごとに検討する。金融保険については、仕入れ税額控除の全てが借入先（中間投入者）に転嫁された場合に自産業を含めた価格上昇率は単純合計では 8.9%に達する。消費財関連では、衣服・その他の繊維既製品、住宅賃貸料、鉄道輸送、その他の非営利団体サービスなどで税込み価格が上昇するが、それぞれの価格上昇率は 0.2%以下に留まる（図 2）。公務についても価格上昇の影響が他の産業に及ぶがその効果はごく僅かである。研究における価格上昇率が大きい、これは研究セクターをすべて

表7 非課税品における仕入れ税額の転嫁

	(1)減価償却なし/設備投資控除なし									(2)あり/あり
	金融保険	住宅賃貸	医療	公務	教育	研究	保健衛生	社会保険・ 社会福祉	介護	医療
自セクター	2.3%	1.7%	2.9%	2.7%	1.2%	2.9%	1.9%	2.1%	1.6%	4.0%
消費財セクター平均	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.09%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
<b>【消費財セクターへの影響】</b>										
食料品	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.06%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
飲料	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
たばこ	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
衣服・その他の繊維既製品	0.10%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.14%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
なめし革・毛皮・同製品	0.04%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.10%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
民生用電気機器	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.32%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
通信機械・同関連機器	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.41%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
乗用車	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.38%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
住宅賃貸料	0.18%	1.73%	0.00%	0.02%	0.00%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
鉄道輸送	0.18%	0.00%	0.00%	0.02%	0.01%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
道路輸送	0.03%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
航空輸送	0.08%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
通信	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.07%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
社会保険・社会福祉	0.03%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.03%	0.00%	2.11%	0.00%	0.00%
その他の非営利団体サービス	0.16%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
宿泊業	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
飲食サービス	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
洗濯・理容・美容・浴場業	0.03%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
娯楽サービス	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
その他の対個人サービス	0.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

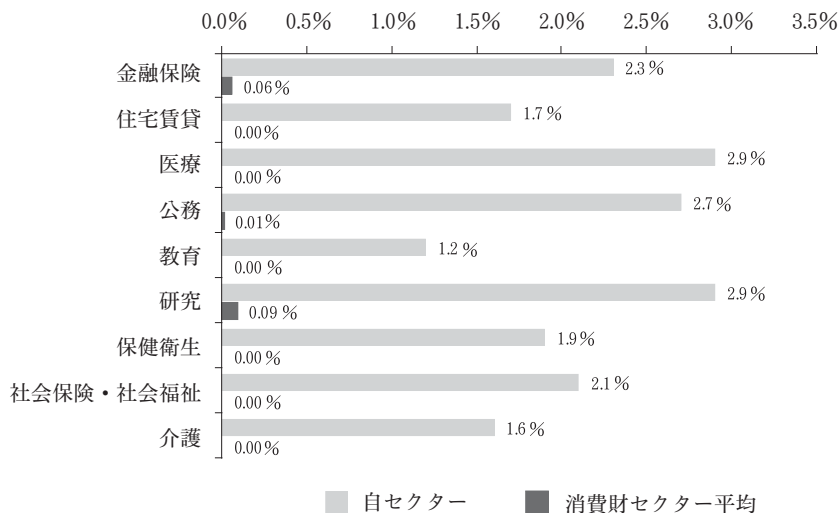
注1：税率8%ケースにおいて、非課税品の仕入れ税額が、価格に転嫁された場合の税込み価格の上昇率

注2：付加価値部分に「減価償却なし/設備投資控除なし」ケースについて試算した

注3：消費財セクターとは、国内需要に占める民間消費の割合が50%以上の産業部門

注4：消費財セクター平均とは、消費財20部門における価格上昇率の平均値（自セクターは除く）。

図1 非課税品における仕入れ税額の転嫁ケースに伴う価格上昇率

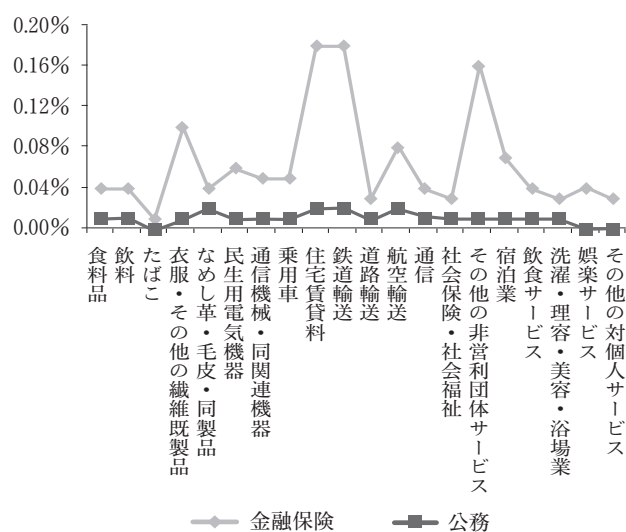


注1：税率8%ケースにおいて、非課税品の仕入れ税額が、価格に転嫁された場合の税込み価格の上昇率

注2：付加価値部分に「減価償却なし/設備投資控除なし」ケースについて試算した

注3：消費財セクター平均とは、消費財20産業における価格上昇率の平均値（自セクターからの影響は除く）

図2 非課税品における仕入れ税額の転嫁ケースが消費財セクターに与える影響



注1：税率8%ケースにおいて、金融保険、公務の仕入れ税額が、価格に転嫁された場合の税込み価格の上昇率

注2：付加価値部分に「減価償却なし/設備投資控除なし」ケースについて試算した

注3：消費財セクターとは、国内需要に占める民間消費の割合が50%以上の産業部門

非課税品と見なしたことによる。実際には民間企業が提供する課税品が存在する。

医療については、上述の通り自己価格の上昇率は2.9%と予想される。これは税率8%ケースなので、2014年に生じたような税率5%から8%への引き上げに伴う自己負担の増加は、対価格比でみて1.1% (=2.9×3/8) と試算される。ちなみに、2014年における医療費改定率は1.36% (薬価込み) であり、本稿における試算値とほぼ同レベルであった<sup>(26)</sup>。

### 5.3 便乗値上げの影響

レオンティエフ逆行列における数値群を列方向にみたものは、他産業からの感応度 (他産業における価格上昇が自部門に与える影響) を示す。この数値群に0.01を乗じることにより、1%の価格上昇があった場合の自産業に及ぼす価格上昇率を求めることができる。これを本稿における問題意識に置き換えると、消費増税時に便乗値上げがあった場合に、どれくらいの価格上昇があるかを示すものである。なお、以下の推計結果には、税率自体の引き上げに伴う価格上昇率 (8%の場合には2.9%) は含まれない。

食料品における価格上昇率は3.3%であり、うち自セクターにおける価格1%の上昇が直接的、間接的に与える影響が1.4%、食料品以外のすべての産業において価格1%の上昇があったことが間接的に与える影響の累計が1.9%である (表8, 図3)。他産業における価格上昇が、自産業に及ぶまでは複数の取引段階を経ることにより時間を要するので、便乗値上げ後に直ちに価格が上昇することは無いだろう。また、すべての産業部門において便乗値上げされることも考えにくい。白石 (2016b) によると2014年4月の増税時には、過剰転嫁と転嫁不足の品目は半分ずつであり、両者がちょうど相殺していた。しかし、完全転嫁ケースの価格上昇率2.9% (=108/105-1) と比較すると、上述の価格上昇率が決して小さくはないことが見てとれる。中間取引における価格累増が一定の影響を及ぼす可能性が示唆され、便乗値上げを防ぐ転嫁対策の必要性が改めて確認できる。

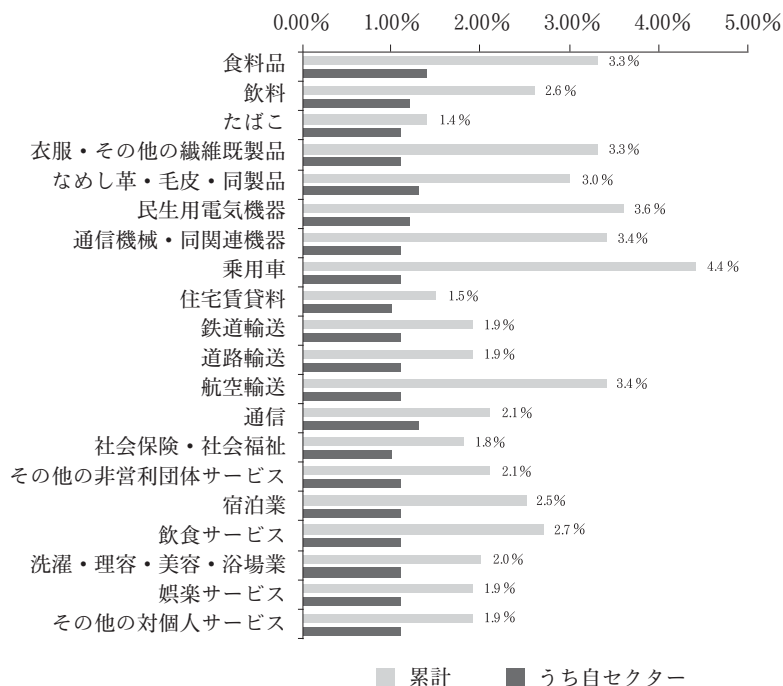
表 8 便乗値上げの影響

	累 計	うち自セクター によるもの	うち他セクター によるもの
9 食料品	3.3%	1.4%	1.9%
10 飲料	2.6%	1.2%	1.4%
12 たばこ	1.4%	1.1%	0.4%
14 衣服・その他の繊維既製品	3.3%	1.1%	2.1%
32 なめし革・毛皮・同製品	3.0%	1.3%	1.7%
51 民生用電気機器	3.6%	1.2%	2.4%
54 通信機械・同関連機器	3.4%	1.1%	2.4%
56 乗用車	4.4%	1.1%	3.4%
74 住宅賃貸料	1.5%	1.0%	0.5%
75 鉄道輸送	1.9%	1.1%	0.8%
76 道路輸送	1.9%	1.1%	0.8%
78 航空輸送	3.4%	1.1%	2.3%
83 通信	2.1%	1.3%	0.8%
93 社会保険・社会福祉	1.8%	1.0%	0.8%
95 その他の非営利団体サービス	2.1%	1.1%	1.0%
100 宿泊業	2.5%	1.1%	1.4%
101 飲食サービス	2.7%	1.1%	1.6%
102 洗濯・理容・美容・浴場業	2.0%	1.1%	0.9%
103 娯楽サービス	1.9%	1.1%	0.8%
104 その他の対個人サービス	1.9%	1.1%	0.8%

注1：すべてのセクターにおいて価格が1%上昇した場合に、表記セクターに及ぶ税込み価格の上昇率

注2：国内需要に占める民間消費の割合が50%以上の産業部門（消費財セクター）を掲げた

図 3 便乗値上げの影響



注1：すべてのセクターにおいて税込み価格が1%上昇した場合に、表記セクターに及ぶ税込み価格の上昇率

注2：国内需要に占める民間消費の割合が50%以上の産業部門（消費財セクター）を示す

消費財セクターについて同様の数値をみていくと、飲料2.6%（うち自セクター1.2%、他セクター1.4%。以下同じ。）、衣服・その他の繊維既製品3.3%（うち自セクター1.1%、他セクター2.1%）、民生用電気機器3.6%（うち自セクター1.2%、他セクター2.4%）、飲食サービス2.7%（うち自セクター1.1%、他セクター1.6%）、洗濯・理容・美容・浴場業2.0%（うち自セクター1.1%、他セクター0.9%）などが大きい。機械系の産業では他産業における価格上昇からの感応度が高く、サービス系の産業では間接的に受ける感応度がやや低いことがわかった。

このようなセクター別の価格上昇率の相違を分析できるのが、産業連関分析の強みである。推計条件はすべての産業における付加価値率の1%ポイントの上昇である。従って、原材料として他産業からの中間投入物が多く、その中間投入物がさらに他産業から多く調達されている産業では、価格上昇率が大きくなる。逆に、自産業での労働投入などの付加価値分が多いと、価格上昇率は小さくなる。

他産業における便乗値上げの影響を子細にみていくと、自産業を除く産業が個別の与える影響はごく

表9a 便乗値上げの影響

食 料 品			飲 料			た ば こ			
1	9	食料品	1.42%	10	飲料	1.16%	12	たばこ	1.08%
2	1	耕種農業	0.22%	9	食料品	0.13%	1	耕種農業	0.03%
3	M7	石炭・原油・天然ガス	0.16%	M7	石炭・原油・天然ガス	0.11%	M7	石炭・原油・天然ガス	0.03%
4	2	畜産	0.16%	44	その他の金属製品	0.08%	97	広告	0.02%
5	M1	耕種農業	0.10%	30	プラスチック製品	0.08%	17	パルプ・紙・板紙・加工紙	0.02%
6	M9	食料品	0.10%	1	耕種農業	0.06%	99	その他の対事業所サービス	0.02%
7	5	漁業	0.08%	17	パルプ・紙・板紙・加工紙	0.05%	M1	耕種農業	0.02%
8	11	飼料・有機質肥料（別掲を除く）	0.07%	18	紙加工品	0.04%	90	研究	0.02%
9	30	プラスチック製品	0.06%	M1	耕種農業	0.04%	25	化学繊維	0.01%
10	28	石油製品	0.06%	99	その他の対事業所サービス	0.04%	23	有機化学工業製品（石油化学基礎製品を除く）	0.01%
11	99	その他の対事業所サービス	0.05%	67	電力	0.04%	28	石油製品	0.01%
12	67	電力	0.05%	97	広告	0.04%	67	電力	0.01%
13	17	パルプ・紙・板紙・加工紙	0.04%	28	石油製品	0.04%	18	紙加工品	0.01%
14	18	紙加工品	0.04%	38	鋼材	0.03%	84	放送	0.01%
15	98	自動車整備・機械修理	0.04%	37	銑鉄・粗鋼	0.03%	87	映像・音声・文字情報制作	0.01%
16	27	化学最終製品（医薬品を除く）	0.03%	23	有機化学工業製品（石油化学基礎製品を除く）	0.03%	M28	石油製品	0.01%
17	M28	石油製品	0.03%	M28	石油製品	0.02%	22	石油化学基礎製品	0.01%
18	23	有機化学工業製品（石油化学基礎製品を除く）	0.03%	98	自動車整備・機械修理	0.02%	27	化学最終製品（医薬品を除く）	0.01%
19	90	研究	0.02%	22	石油化学基礎製品	0.02%	98	自動車整備・機械修理	0.01%
20	19	印刷・製版・製本	0.02%	M9	食料品	0.02%	30	プラスチック製品	0.01%
衣服・その他の繊維既製品			民生用電気機器			通信機械・同関連機器			
1	14	衣服・その他の繊維既製品	1.11%	51	民生用電気機器	1.17%	54	通信機械・同関連機器	1.09%
2	13	繊維工業製品	0.38%	M7	石炭・原油・天然ガス	0.16%	49	その他の電子部品	0.24%
3	M7	石炭・原油・天然ガス	0.19%	38	鋼材	0.15%	48	電子デバイス	0.16%
4	25	化学繊維	0.15%	37	銑鉄・粗鋼	0.13%	90	研究	0.14%
5	M13	繊維工業製品	0.13%	30	プラスチック製品	0.11%	M7	石炭・原油・天然ガス	0.13%
6	23	有機化学工業製品（石油化学基礎製品を除く）	0.09%	90	研究	0.10%	30	プラスチック製品	0.12%
7	67	電力	0.08%	42	非鉄金属加工製品	0.09%	M48	電子デバイス	0.10%
8	99	その他の対事業所サービス	0.07%	48	電子デバイス	0.09%	99	その他の対事業所サービス	0.09%
9	28	石油製品	0.07%	49	その他の電子部品	0.07%	42	非鉄金属加工製品	0.08%
10	M28	石油製品	0.06%	99	その他の対事業所サービス	0.07%	44	その他の金属製品	0.06%
11	22	石油化学基礎製品	0.06%	M48	電子デバイス	0.07%	38	鋼材	0.06%
12	90	研究	0.05%	M6	金属鉱物	0.07%	67	電力	0.06%
13	30	プラスチック製品	0.05%	67	電力	0.06%	M41	非鉄金属製錬・精製	0.05%
14	72	金融・保険	0.04%	45	はん用機械	0.06%	37	銑鉄・粗鋼	0.05%
15	17	パルプ・紙・板紙・加工紙	0.04%	44	その他の金属製品	0.06%	41	非鉄金属製錬・精製	0.05%
16	61	その他の製造工業製品	0.04%	M41	非鉄金属製錬・精製	0.05%	M6	金属鉱物	0.05%
17	27	化学最終製品（医薬品を除く）	0.04%	41	非鉄金属製錬・精製	0.05%	M49	その他の電子部品	0.04%
18	M23	有機化学工業製品（石油化学基礎製品を除く）	0.03%	28	石油製品	0.05%	28	石油製品	0.04%
19	98	自動車整備・機械修理	0.03%	50	産業用電気機器	0.04%	23	有機化学工業製品（石油化学基礎製品を除く）	0.04%
20	21	無機化学工業製品	0.03%	40	その他の鉄鋼製品	0.04%	17	パルプ・紙・板紙・加工紙	0.04%

注1：それぞれの産業部門において税込み価格が1%上昇した場合に、表記セクターに及ぶ税込み価格の上昇率（上位20位まで）

注2：記号Mは輸入部門を示す。

注3：表記セクターは、国内需要に占める民間消費の割合が50%以上の産業部門（消費財セクター）を取りあげた。

表9b 便乗値上げの影響（続き）

乗 用 車			鉄 道 輸 送			通 信		
1	56 乗用車	1.08%	75 鉄道輸送	1.08%	83 通信	1.31%		
2	58 自動車部品・同附属品	1.07%	60 その他の輸送機械・同修理	0.09%	99 その他の対事業所サービス	0.15%		
3	M7 石炭・原油・天然ガス	0.18%	M7 石炭・原油・天然ガス	0.08%	M7 石炭・原油・天然ガス	0.06%		
4	38 鋼材	0.18%	72 金融・保険	0.06%	85 情報サービス	0.05%		
5	37 銑鉄・粗鋼	0.17%	67 電力	0.05%	87 映像・音声・文字情報制作	0.03%		
6	90 研究	0.13%	99 その他の対事業所サービス	0.05%	97 広告	0.03%		
7	30 プラスチック製品	0.13%	64 建設補修	0.05%	67 電力	0.03%		
8	50 産業用電気機器	0.08%	106 分類不明	0.03%	96 物品賃貸サービス	0.03%		
9	99 その他の対事業所サービス	0.08%	81 運輸附帯サービス	0.02%	73 不動産仲介及び賃貸	0.02%		
10	67 電力	0.06%	28 石油製品	0.02%	90 研究	0.02%		
11	M6 金属鉱物	0.06%	38 鋼材	0.02%	86 インターネット附随サービス	0.02%		
12	42 非鉄金属加工製品	0.06%	70 廃棄物処理	0.02%	17 パルプ・紙・板紙・加工紙	0.02%		
13	28 石油製品	0.05%	98 自動車整備・機械修理	0.02%	98 自動車整備・機械修理	0.02%		
14	M58 自動車部品・同附属品	0.04%	37 銑鉄・粗鋼	0.02%	19 印刷・製版・製本	0.02%		
15	23 有機化学工業製品（石油化学基礎製品を除く）	0.04%	58 自動車部品・同附属品	0.01%	64 建設補修	0.02%		
16	M28 石油製品	0.04%	90 研究	0.01%	28 石油製品	0.02%		
17	M41 非鉄金属製錬・精製	0.04%	83 通信	0.01%	106 分類不明	0.02%		
18	44 その他の金属製品	0.04%	96 物品賃貸サービス	0.01%	72 金融・保険	0.02%		
19	98 自動車整備・機械修理	0.04%	73 不動産仲介及び賃貸	0.01%	89 教育	0.01%		
20	22 石油化学基礎製品	0.04%	M60 その他の輸送機械・同修理	0.01%	82 郵便・信書便	0.01%		
宿 泊 業			飲 食 サービス			洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業		
1	100 宿泊業	1.08%	101 飲食サービス	1.09%	102 洗濯・理容・美容・浴場業	1.10%		
2	9 食料品	0.15%	9 食料品	0.30%	M7 石炭・原油・天然ガス	0.13%		
3	M7 石炭・原油・天然ガス	0.15%	M7 石炭・原油・天然ガス	0.13%	27 化学最終製品（医薬品を除く）	0.05%		
4	1 耕種農業	0.06%	10 飲料	0.12%	99 その他の対事業所サービス	0.05%		
5	67 電力	0.06%	1 耕種農業	0.10%	28 石油製品	0.05%		
6	81 運輸附帯サービス	0.05%	M9 食料品	0.07%	67 電力	0.04%		
7	99 その他の対事業所サービス	0.05%	99 その他の対事業所サービス	0.05%	73 不動産仲介及び賃貸	0.04%		
8	28 石油製品	0.05%	2 畜産	0.04%	69 水道	0.02%		
9	10 飲料	0.05%	67 電力	0.04%	98 自動車整備・機械修理	0.02%		
10	70 廃棄物処理	0.04%	28 石油製品	0.04%	M28 石油製品	0.02%		
11	72 金融・保険	0.03%	5 漁業	0.03%	97 広告	0.02%		
12	98 自動車整備・機械修理	0.03%	30 プラスチック製品	0.03%	87 映像・音声・文字情報制作	0.02%		
13	M9 食料品	0.03%	M1 耕種農業	0.03%	30 プラスチック製品	0.02%		
14	73 不動産仲介及び賃貸	0.03%	98 自動車整備・機械修理	0.03%	23 有機化学工業製品（石油化学基礎製品を除く）	0.02%		
15	68 ガス・熱供給	0.02%	17 パルプ・紙・板紙・加工紙	0.03%	17 パルプ・紙・板紙・加工紙	0.02%		
16	30 プラスチック製品	0.02%	73 不動産仲介及び賃貸	0.02%	64 建設補修	0.02%		
17	17 パルプ・紙・板紙・加工紙	0.02%	97 広告	0.02%	22 石油化学基礎製品	0.01%		
18	2 畜産	0.02%	18 紙加工品	0.02%	72 金融・保険	0.01%		
19	96 物品賃貸サービス	0.02%	11 飼料・有機質肥料（別掲を除く）	0.02%	84 放送	0.01%		
20	5 漁業	0.02%	44 その他の金属製品	0.02%	70 廃棄物処理	0.01%		

注1：それぞれの産業部門において税込み価格が1%上昇した場合に、表記セクターに及ぶ税込み価格の上昇率（上位20位まで）

注2：記号Mは輸入部門を示す。

注3：表記セクターは、国内需要に占める民間消費の割合が50%以上の産業部門（消費財セクター）を取りあげた。

僅かであることが分かる。例えば、食料品について感応度を上位からみていくと、1位は食料品（自産業）1.42%であるが、2位は耕種農業の0.22%に留まる。3位は（輸入）石油・原油・天然ガス0.16%、4位は畜産0.16%となっており、2位と同じく感応度の低さが目立つ。2位である耕種農業の製品群は、食料品の原材料となるが、ここで10%の便乗値上げがあっても耕種農業の製品価格は2.2%に留まるのである（表9）。この傾向は、食料品以外の他の消費財産業にも共通している。消費増税に際しての転嫁対策の重要性は言うまでもないが、ここで示される他産業からの感応度の低さは、2014年4月の消費増税時に際して、末端の消費者物価においてみられた税抜き価格の増減の大きさと対照的である。中間取引段階における便乗値上げが消費者物価の変動をもたらした可能性が低いことが示唆される。

#### 5.4 平均波及世代数

消費税率8%の場合の平均波及世代数（APL）を考える。APLは行列表示で与えられ、産業×産業

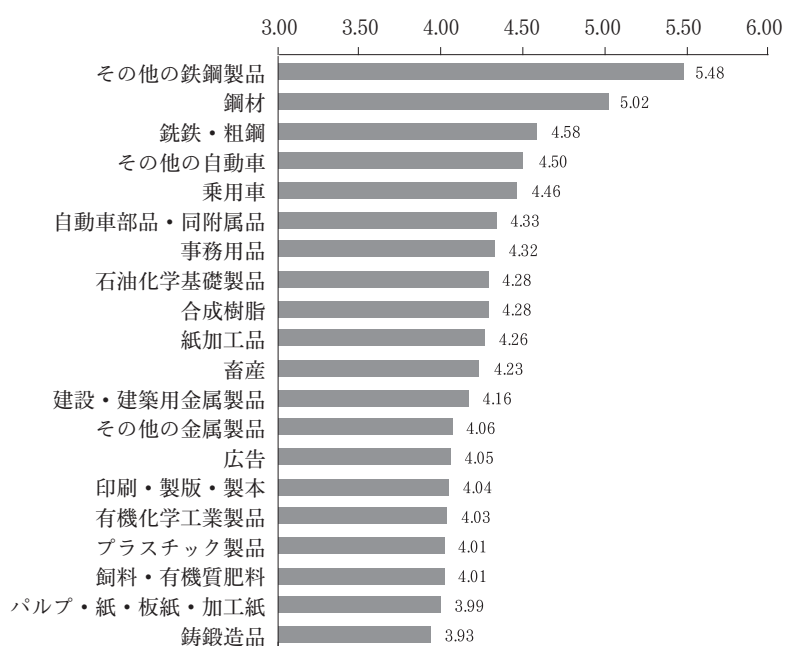
ごとにそれぞれの距離を知ることができる。産業別に平均値を算出することにより、調達側の APL（調達距離）を求められる。算出結果によると、調達距離が長い産業は上位から、その他の鉄鋼製品（APL 5.48）、鋼材（同 5.02）、銑鉄・粗鋼（同 4.58）、その他の自動車（同 4.50）、乗用車（同 4.46）となっており、金属、化学などの素材や自動車では、迂回生産の過程が長く、より遠い中間取引段階で形成された価格が当該財の価格に影響していることが見てとれる（図 4）。

消費財セクターに関しては、乗用車を除くと調達側の APL は上位グループに比べると短く、とりわけサービス系の産業部門において短い（表 10）。消費財セクターでは、迂回生産の過程が短く、末端からみて取引段階が近い部分における価格が財・サービスの価格に影響を与えているようである<sup>(27)</sup>。

APL については調達側のほかに供給側の APL を求めることができる。供給側の APL とは、ある産業の製品が、生産過程においてどれだけ遠くまで用いられているかを示すものである。一種の上流工程と見なされるが、参考までに試算結果を示す。鉄鋼・粗鋼、石油化学基礎製品、金属鉱物、石炭製品、非金属鉱物、農業サービス、林業、自動車部品・同付属品などがあり、素材関連の製品群が、取引段階においてより遠くの価格に影響を与えていることが分かる（図 5）。

最後に調達側の APL と便乗値上げの相関をみる。上述の APL は産業別の平均値であり、その内訳である APL が産業数だけ存在する。この個別の APL と、それに対応した価格 1% の便乗値上げに起因する当該産業への価格上昇率への感応度の関係をみる（図 6）。主な消費財セクターにおいては、調達距離が短い産業における感応度（便乗値上げの影響）が大きいことが見てとれる。但し、衣服、民生用電気機械といった、部品や原材料の使用が比較的多岐にわたる産業においては、調達距離が遠い産業から価格上昇の影響を受ける傾向がある。

図 4 調達側の平均波及世代数（上位 20 セクター）



注 1：平均波及世代数（APL）は、産業×産業ごとに得られる。調達側の APL について産業ごとに平均値を求めた。

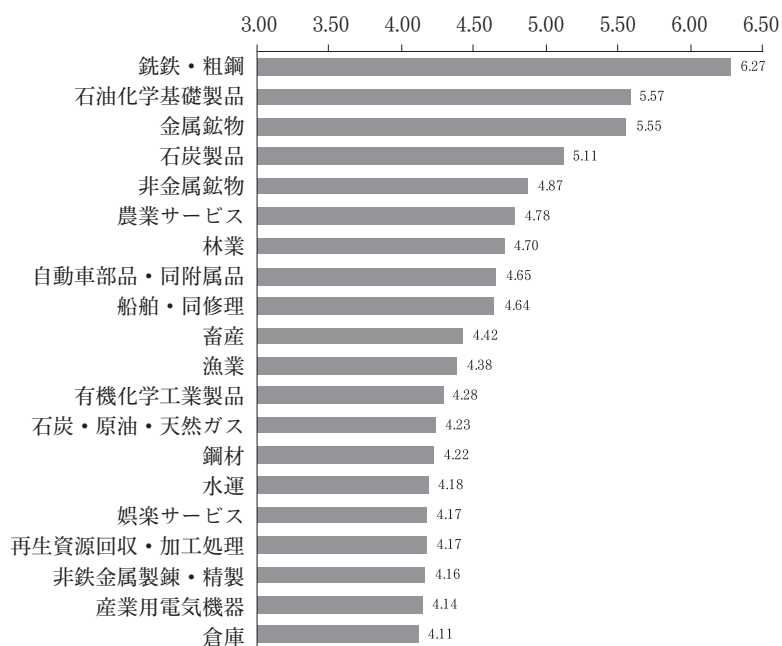
注 2：106 産業中上位 20 位までを示した。

表 10 平均波及世代数（消費財セクター）

産業部門	調達距離 (平均)	供給距離 (平均)
9 食料品	3.80	4.10
10 飲料	3.57	3.62
12 たばこ	3.64	
14 衣服・その他の繊維既製品	3.74	2.50
32 なめし革・毛皮・同製品	3.59	3.11
51 民生用電気機器	3.59	3.84
54 通信機械・同関連機器	3.53	3.01
56 乗用車	4.46	
75 鉄道輸送	3.42	2.64
76 道路輸送（自家輸送を除く）	3.17	3.28
78 航空輸送	3.49	2.85
83 通信	3.53	3.08
93 社会保険・社会福祉	3.01	
95 その他の非営利団体サービス	3.26	2.74
100 宿泊業	3.28	
101 飲食サービス	3.54	4.05
102 洗濯・理容・美容・浴場業	3.25	2.74
103 娯楽サービス	2.98	4.17
104 その他の対個人サービス	2.91	2.96

注1：平均波及世代数（APL）は、当該産業とそれ以外の105産業についてそれぞれ算出される。消費財セクターごとに平均値を求めた。

図 5 供給側の平均波及世代数（上位20セクター）

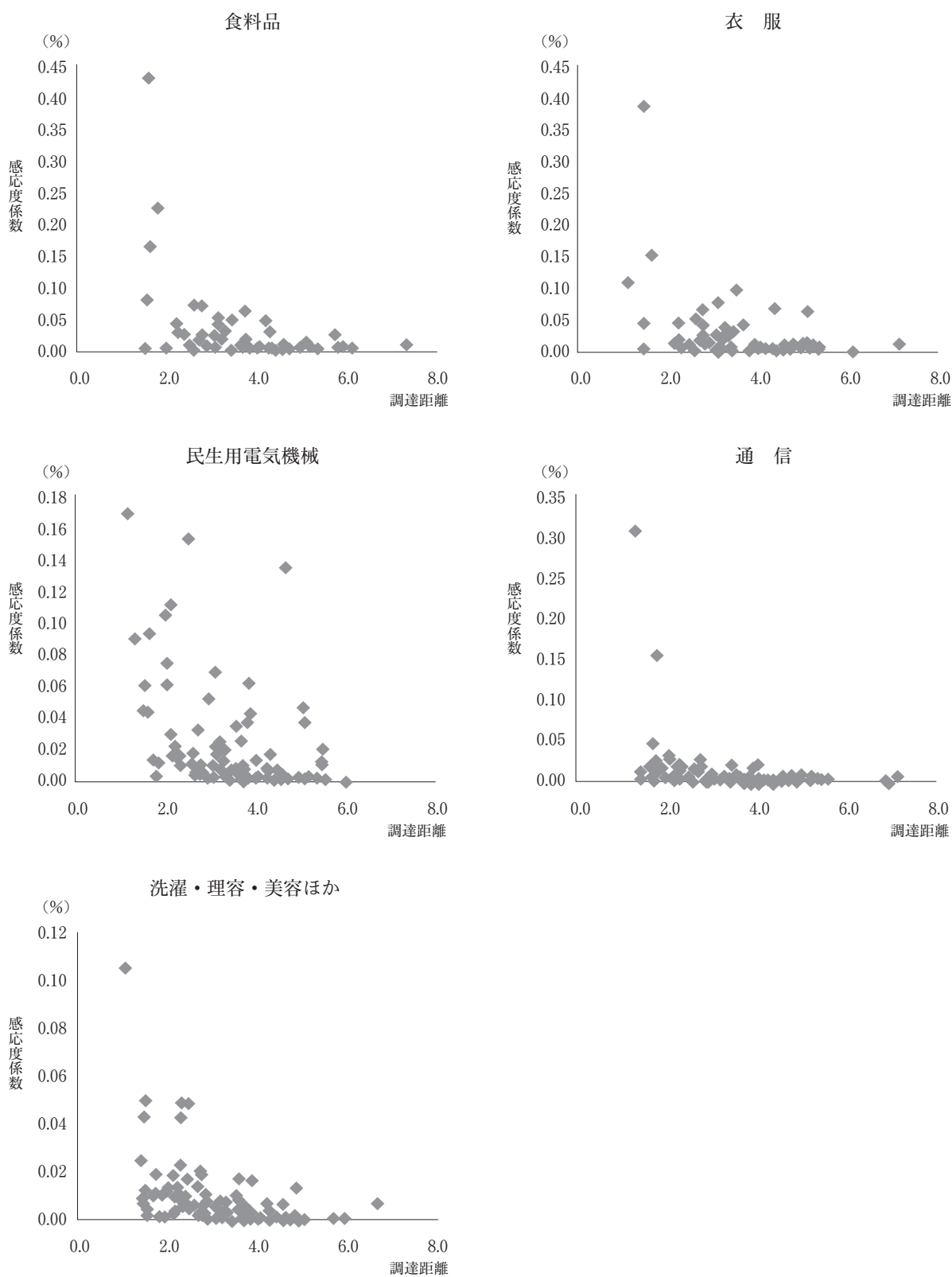


注1：平均波及世代数（APL）は、産業×産業ごとに得られる。供給側のAPLについて産業ごとに平均値を求めた。

注2：106産業中上位20位までを示した。



図6 調達側の平均波及世代数（APL）と感応度の相関



注1：主要な消費財部門について、当該部門と他部門について、①調達側の APL と②他部門における 1%便乗値上げの影響をプロットしたもの

このような調達距離に関する情報は、将来の転嫁対策に資する。多くの消費財セクターでは、最終製品の製造、販売からみて少しかだけ遡った取引段階を監視すればよいが、機械製品では、上流、中流の工程における価格形成の影響が少なからずある<sup>(28)</sup>。

## 6. まとめ

消費増税における価格転嫁は、当該製品の販売段階だけに留まるものではない。消費税は、多段階課税の仕組みにより税が徐々に累増する構造にあり、さらに非課税品が少なく、幅広い財・サービスを課税対象とする。このような消費税の性質により、消費増税に伴いある財の税抜き価格が変化すると、その影響は多くの財・サービスに及ぶことになる。2014年4月の消費増税の経験によると、消費者向けの商品における末端部分の小売価格の上昇にはばらつきが観察され、価格転嫁に差異が存在することが示唆される。本稿は、中間財の取引段階における価格形成メカニズムが税込み価格の多寡に与える影響について、産業連関分析における価格決定モデルを用いて分析したものである。本稿より得られた知見は以下のようにまとめられる。

第1に、産業連関分析における価格決定モデルに関する検討から、このモデルは消費増税に伴う転嫁不足、過剰転嫁を内生的に分析することはできないが、価格変化を外生的に与えた場合には、それが他の産業の製品価格に与える影響を定量的に分析できることが分かった。多段階にわたる取引構造という産業連関のなかで、それぞれの産業の投入構造は異なるため、産業間の価格影響の程度は相違している。具体的な数値情報を得ることができる点が産業連関分析の強みである。また、このモデルを応用すると、非課税品における仕入れ税額の転嫁といった問題の分析が可能になる。

第2に、総務省2011年表という最新データを用いた価格決定モデルの構築が可能であることを示した。先行研究を踏まえつつ、購入者価格表、輸入表、固定資本形成マトリクスといった公式統計の加工方法について整理した。さらに帰属家賃部門の削除や、自家輸送マトリクスを利用した自家輸送部門の分解といった分析上の新たな工夫を提案し、これを分析モデルに取り込んだ。

第3に、新たに構築した価格決定モデルを用いた定量分析によると、全産業にわたる税抜き価格の引き上げや引き下げが実施された場合の累積効果は小さくないことが分かった。全産業において1%の便乗値上げがなされた場合の税込み価格の上昇率（増税分を除く）は、食料品3.3%、飲料2.6%、乗用車4.4%、宿泊業2.5%と推計される。価格の操作が一斉に値上げ方向に実施されると、消費者は増税分に匹敵する価格上昇に見舞われるし、逆に、値下げ方向に実施されると、これは企業の付加価値率の圧縮により捻出されるので、収益の悪化や賃下げを引き起こす恐れがある。消費増税時の転嫁対策の重要性が確認された。

但し、便乗値上げ、値下げについては別の見方も成り立つ。推計結果によると、自産業以外の単一の産業が1%だけ価格変更した場合には、上記の消費財の価格上昇に及ぼす影響はいずれも0.2%程度に留まることが分かった。つまり、転嫁対策が奏功するなかで、ごく限られた産業が税抜き価格を変更したとしても、それが消費財の価格に影響する程度は限定される。末端の消費者向けの価格の変動に、特定の中間財の価格が及ぼす影響は小さく、消費者物価の変動はもっぱら最終製品の製造者や販売店が操

作したものによるという可能性がある。

第4に、同じく定量分析により、非課税品における仕入れ税額が販売価格に転嫁された場合の影響について推計した。当該製品の税込み価格は上昇に転じることになるが、税率8%ケースにおいて、金融保険2.3%、医療2.9%、公務2.7%、住宅賃貸1.7%を得た。つまり対価格比率でみて1-2%の自己負担が発生していることが分かった。間接効果を含めた価格上昇に関する推計例は、本研究が初めてであると思われる。一方、自産業以外の影響は小さい。これは現在の非課税品の多くが、産業間の中間財として利用されることが少ないという性質を有するからである。この例外は、金融保険、公務、研究である。

第5に、平均波及世代数という2005年以降に考案された新たな指標を算出してみた。平均波及世代数は、一種の距離概念であり産業連関表が示す迂回生産の過程において、当該産業の価格形成が、他の産業に比較してどれくらい近い段階、あるいは遠い段階においてなされるかを示すものである。消費財セクターの調達側の平均波及世代数は総じて短く、多くの中間財関連の産業に比べると価格、ひいては消費税の累増が、最終製品の製造販売に近い段階でなされていることを意味する。この例外は、乗用車と民生用電気機械であり、これらの産業では平均波及世代数がやや大きく、最終製品からみてやや遠い段階における中間品の価格が製品価格に影響する傾向があることが分かった。将来の転嫁対策において、食料品やサービス製品では、末端に近い部分での価格を注視することが望まれる一方、製造品については、製造過程の全般に目を配る必要があるだろう。

最後に残された課題について述べる。第1に、産業連関表における産業部門数の細分化である。本稿では、総務省2011年表におけるデータの独自加工をなるべく避けるために部門数を中分類である106部門とした。この部門数は先行研究並みであるが、さらなる細分化が可能であり、細分化した場合には、あるいは特定の1産業に起因する価格への影響が大きくなる可能性がある。とりわけ外食、酒類を除く食料品という将来の軽減税率の候補セクターの分離による効果分析が望まれる。第2に、実際データとの突合による検証である。企業物価指数などから2014年4月データを採録し、これと価格決定モデルの結果を照合することにより、本モデルの性質についてより理解を深めることが期待できる。いずれも今後の課題としたい。

[謝辞]

本稿は、日本財政学会(2016年度大会)における報告論文を加筆修正したものである。セッション座長、討論者を引き受けて下さった関口智教授(立教大学)、栗林隆教授(千葉商科大学)、さらに本雑誌の匿名レフェリーから有益なコメントを頂いた。池田高信教授、岡崎哲郎教授、服部哲也教授(いずれも拓殖大学)、木村文勝先生(三菱総合研究所)との議論からは多くの示唆を得た。ここに記して感謝の意を表したい。本稿における誤りはすべて筆者に帰する。

<注>

- (1) 多段階課税の仕組みは末端段階のみで課税する売上税に比した付加価値税の特徴であり、徴税力と簡索性に優れている。Jha(2010)を参照。
- (2) 金融サービスは、他国でもほとんど非課税である。金融サービスの付加価値は貸出金利と預金金利の差額(利ざや)により成立するが、この付加価値が借入者と預金者のどちらにも提供され、その境界を定めるのが難しいという特殊事情を抱えているためである。

- (3) これ以外の非課税品としては、貸家の家賃がある。貸家家賃は1989年の消費税の創設時には課税サービスであったが、1991年に制度が変更されて非課税サービスに変更された。持家の所有者は、自らが享受する住宅サービス（帰属家賃）に対して消費税を負担することが無く、貸家と持家との間の不公平が問題視されたからである。そのため貸家の大家は修繕費などに上乘せされる消費税を自己負担している。
- (4) CPI, CGPIともに消費税込みの価格指数である。消費税が完全に転嫁された場合には、2014年4月の前月比は2.9%（ $=108 \div 105 - 1$ ）となる。なお、物価に上昇トレンドがある場合には、それだけ上昇率が高くなる点に注意が必要である。
- (5) 企業間取引における値崩れの防止には、消費税転嫁対策特別措置法（2012年）が奏功したものと思われる。
- (6) 産業連関分析では、生産波及効果の推計に利用されるレオンティエフ逆行列  $(I-A)^{-1}$  がよく知られており、価格決定モデルでもこれを使用する。価格決定モデルでは、投入係数行列  $A$  を転置したゴッシュ逆行列  $(I-A')^{-1}$  を使用することがある。ゴッシュ逆行列については、Dietzenbacher（1997）を参照。
- (7) 価格決定モデルの解説については、藤川（2010）を参照。
- (8) 中井（1981）は、論文の後半において2次効果として家計内生モデルほかを扱っている。
- (9) 金子（1981, 1990）を地域産業連関分析に応用した研究として新長（1992）がある。
- (10) 玉岡（2007, 2013）を参照した。課税ベースの算出における subtraction method の分類については、Schenk, Thuronyi and Cui（2015）が詳しい。
- (11) 但し、本研究で使用する産業連関表では、輸出額は消費税を還付する前の税込み価格として計上されており、税込みの国内価格と輸出価格が同一である。
- (12) 本間・滋野・福重（1995）では、中西（1989）と同じく先行研究で採用された分析手法を比較検討している。但し、本間らは産業連関分析を行っておらず、時系列モデルに基づく実証分析を行っている。
- (13) 消費税の転嫁ではないが、輸入価格の上昇が国内価格に転嫁されたことを、産業連関分析により検討した研究がある。Shioji and Uchino（2011）, Shioji（2015）を参照。
- (14) 生産関数において投入財の相対価格が変化すれば、代替効果が働いて投入構造が変化するが、産業連関分析ではこの変化を分析できない。しかし、多くのCGEモデルでは、中間投入係数は産業連関表データを用いた固定係数型であり、代替効果が働くのは労働投入、資本投入といった付加価値部分である。
- (15) 運輸・商業マージン部分だけを分離するような推計はできない。例えば、自動車製造業において、投入内訳のすべてに運輸・商業マージン部分を分割配賦することはできるが、運輸・商業部門の投入内訳を部門別に分割することはできないからである。なお、購入者価格表では最終需要部門である最終消費支出の取引額に運輸・商業マージンが付加されており、これがスーパーや小売店におけるマージン部分となっている。
- (16) 産業連関分析では、価格を1.0に基準化するので生産量と生産額が一致する。
- (17) 総務省（2015a）を参照。
- (18) 平均波及世代数（APL）の詳細については、猪俣（2008）を参照されたい。
- (19) この逆の見方もある。調達距離が長くて、より多くの取引段階を経るということは、転嫁不足と過剰転嫁を互いに打ち消す可能性がある。
- (20) 税に関するAPLの算出を試みたが、ゼロによる割り算が生じて計算できなかった。
- (21) 産業連関表データは、総務省ホームページからダウンロードすることができる。
- (22) 具体的には、「飲料」部門には酒類とその他の飲料が含まれるので、酒類を標準税率、その他の飲料を軽減税率に区別するような分析ができない。
- (23) 106セクター別の詳細値は付表1に示す。ここで基準となる税率5%ケースの価格が、表6のケース(1)において0.8程度となる理由は、減価償却に相当する付加価値を考慮せず、付加価値の総計が少なくなっているからである。
- (24) 推計に際しては、ソフトウェア Scilab を使用した。Scilab については、山田・荻原（2012）、上坂（2010）、北本（2009）を参照されたい。
- (25) 推計結果の詳細は付表2に示す。
- (26) 医療非課税については、安部（2015）が参考になる。
- (27) 上位セクターを含む106セクター別の詳細値は付表3に示す。
- (28) 本研究では明示的に分析していないが、消費税には表示問題がある。税込み価格表示は、買い手により正

確な価格情報を与えるが、税抜き価格表示の方が増税前後の転嫁状況の監視には役立つ。

#### 参考文献

- 浅利一郎・土居英二（1988）、「付加価値税導入と産業・家計・財政への影響の推計：産業連関分析（均衡価格モデル）を通じて」『静岡大学法経研究』第37巻，第1号，pp.179-216.
- 安部和彦（2015）、『消費税の税率構造と仕入れ税額控除——医療非課税を中心に』白桃書房.
- 猪俣哲史（2008）、「産業間の「距離」を計る——アジア交際産業連関表を用いた平均波及世代数の計測」『産業連関』第16巻第1号，pp.46-55.
- 上坂吉則（2010）、『Scilabプログラミング入門』牧野書店.
- 金子敬生（1981）、「一般消費税と商品価格の変動」『経済研究』第32巻，第2号，pp.120-127.
- 金子敬生（1990）、「価格変動と産業連関表」『産業連関の経済分析』第2章，pp.19-43，勁草書房.
- 北本卓也（2009）、『Scilabプログラミング入門』ピアソン・エデュケーション.
- 白石浩介（2016a）、「消費税率の引き上げと消費者物価」『拓殖大学政治行政研究』第7巻，pp.25-52.
- 白石浩介（2016b）、「Point-of-Sales（POS）データにみる消費増税時の価格転嫁」『財政研究』第12巻，pp.119-146.
- 白石浩介（2016c）、「マイクロデータを用いた消費税の価格転嫁に関する研究」『拓殖大学論集政治・経済・法律研究』第19巻第1号，pp.41-72.
- 総務省（2015a）、『平成23年（2011年）産業連関表（総合解説編）』総務省.
- 玉岡雅之（2007）、「仕入高控除法の付加価値税における複数税率の取り扱いについて：消費税における複数税率に関連して」『国民経済雑誌』第195巻，第6号，pp.69-81.
- 玉岡雅之（2013）、「「付加価値」税としての付加価値」『国民経済雑誌』第207巻，第4号，pp.47-58.
- 中井英雄（1981）、「一般消費税の産業別価格効果——1次効果と2次効果の計測と比較」『近畿大学商経学叢』第28巻，第1号，pp.55-81.
- 中西貢（1989）、「消費税導入と均衡価格モデル」『埼玉大学社会科学論集』第68巻，pp.63-91.
- 新長章典（1992）、「消費税率の変更と産業連関分析」『広島経済大学経済研究論集』第15巻，第2号，pp.177-196.
- 橋本恭之（1989）「税制改革の計量分析」『大阪大学経済学』第38巻，第3・4号，pp.185-207.
- 林宏明・橋本恭之（1987）「売上税の価格効果——産業連関表による分析」『大阪大学経済学』第37巻，第3号，pp.36-51.
- 林宏明・橋本恭之（1991）「消費税の価格分析——昭和55年産業連関表と昭和60年産業連関表による分析」『四日市大学論集』第3巻，第2号，pp.19-31.
- 藤川清史（1991）、「消費税導入の経済効果——伝票方式と帳簿方式の相違を考慮した産業連関分析」『大阪経大論集』第42巻，第3号，pp.41-66.
- 藤川清史（1997）、「消費税導入の経済効果——1990年産業連関表を用いた予測とその評価」『甲南経済学論集』第38巻，第1号，pp.55-91.
- 藤川清史（1999）、「消費税導入の経済効果——1990年産業連関表を用いた予測とその評価」藤川清史著『グローバル経済の産業連関分析』第9章，pp.247-277，創文社.
- 藤川清史（2010）、「税制の分析：価格モデルの応用例」宍戸監修・環太平洋産業連関分析学会編，『産業連関分析ハンドブック』第7章第1節，pp.291-301，東洋経済新報社.
- 本間正明，滋野由紀子，福重元嗣（1995）、「消費税導入による消費者物価上昇効果の分析」『経済研究』，第46巻3号，pp.193-215.
- 山田誠治，荻原泰治（2012）、「続応用産業連関分析講座（1） Scilabで産業連関」『産業連関』20巻第2号，pp.188-197.
- 総務省，「消費者物価指数」.
- 総務省（2015b）、「平成23年（2011年）産業連関表」.
- 日本銀行，「企業物価指数」.
- Dietzenbacher, E. (1997), "In Vindication of the Ghosh Model: A Reinterpretation as a Price Model", *Journal*

- of Regional Science*, vol. 37, no. 4, pp. 629–651.
- Dietzenbacher, E., L. Romero and N. S. Bosma (2005), “Using Average Propagation Lengths to Identify Production Chains in the Andalusian Economy”, *Estudios de Economía Aplicada*, vol. 23, pp. 405–422.
- Jha, R. (2010), *Modern Public Economics*, 2nd ed., Routledge, Oxon, UK.
- Schenk, A., V. Thuronyi and W. Cui (2015), *Value Added Tax — A Comparative Approach*, 2nd ed., Cambridge, UK.
- Shioji, E. (2015), “Time varying pass-through: Will the yen depreciation help Japan hit the inflation target?”, *Journal of The Japanese and International Economics*, vol. 37, pp. 43–58.
- Shioji, E and T. Uchino (2011), “Pass-through of oil prices to Japanese domestic prices”, In: Ito, T and Rose, A. (Eds.), *Commodity Prices and Markets*, University of Chicago Press, US.
- Tamaoka, M. (1994), “The Regressivity of a Value Added Tax: Tax Credit Method and Subtraction Method — A Japanese Case”, *Fiscal Studies*, vol. 15, no. 2, pp. 57–73.

付表1 消費増税に伴う税込み価格の上昇率

業種セクター	(1)減価償却なし/設備投資控除なし			(2)減価償却あり/設備投資控除あり			差 分 g(=f-c)
	5%ケース a	8%ケース b	価格上昇率 c(=b/a-1)	5%ケース d	8%ケース e	価格上昇率 f(=e/d-1)	
1 耕種農業	0.750	0.772	2.86%	1.051	1.074	2.20%	-0.66%
2 畜産	0.775	0.797	2.86%	1.046	1.069	2.17%	-0.69%
3 農業サービス	0.873	0.898	2.86%	1.053	1.078	2.39%	-0.47%
4 林業	0.875	0.900	2.86%	1.058	1.085	2.61%	-0.24%
5 漁業	0.813	0.836	2.86%	1.045	1.068	2.29%	-0.57%
6 金属鉱物	0.690	0.709	2.86%	1.023	1.041	1.78%	-1.08%
7 石炭・原油・天然ガス	0.765	0.787	2.86%	1.020	1.041	1.98%	-0.88%
8 非金属鉱物	0.845	0.869	2.86%	1.046	1.069	2.13%	-0.73%
9 食料品	0.836	0.860	2.86%	1.045	1.070	2.32%	-0.54%
10 飲料	0.887	0.913	2.86%	1.043	1.069	2.40%	-0.45%
11 飼料・有機質肥料	0.828	0.852	2.86%	1.047	1.071	2.30%	-0.56%
12 たばこ	0.937	0.964	2.86%	1.048	1.077	2.79%	-0.07%
13 繊維工業製品	0.674	0.693	2.86%	1.032	1.050	1.74%	-1.11%
14 衣服・その他の繊維既製品	0.791	0.813	2.86%	1.035	1.057	2.07%	-0.78%
15 木材・木製品	0.855	0.880	2.86%	1.050	1.076	2.43%	-0.43%
16 家具・装備品	0.868	0.893	2.86%	1.040	1.064	2.35%	-0.51%
17 パルプ・紙・板紙・加工紙	0.737	0.758	2.86%	1.042	1.064	2.05%	-0.81%
18 紙加工品	0.828	0.851	2.86%	1.042	1.066	2.30%	-0.56%
19 印刷・製版・製本	0.815	0.838	2.86%	1.035	1.058	2.20%	-0.66%
20 化学肥料	0.803	0.826	2.86%	1.043	1.065	2.17%	-0.69%
21 無機化学工業製品	0.762	0.783	2.86%	1.041	1.061	1.98%	-0.87%
22 石油化学基礎製品	0.798	0.820	2.86%	1.041	1.064	2.18%	-0.67%
23 有機化学工業製品	0.721	0.742	2.86%	1.039	1.060	2.05%	-0.81%
24 合成樹脂	0.727	0.748	2.86%	1.034	1.055	2.01%	-0.85%
25 化学繊維	0.745	0.767	2.86%	1.033	1.052	1.81%	-1.05%
26 医薬品	0.790	0.813	2.86%	1.020	1.043	2.30%	-0.56%
27 化学最終製品	0.814	0.838	2.86%	1.033	1.056	2.22%	-0.63%
28 石油製品	0.947	0.974	2.86%	1.045	1.072	2.55%	-0.30%
29 石炭製品	0.720	0.740	2.86%	1.043	1.067	2.30%	-0.56%
30 プラスチック製品	0.776	0.798	2.86%	1.035	1.057	2.17%	-0.69%
31 ゴム製品	0.757	0.778	2.86%	1.040	1.064	2.26%	-0.59%
32 なめし革・毛皮・同製品	0.893	0.918	2.86%	1.043	1.066	2.26%	-0.60%
33 ガラス・ガラス製品	0.787	0.809	2.86%	1.041	1.065	2.32%	-0.53%
34 セメント・セメント製品	0.829	0.853	2.86%	1.045	1.070	2.33%	-0.52%
35 陶磁器	0.819	0.842	2.86%	1.048	1.073	2.39%	-0.47%
36 その他の窯業・土石製品	0.841	0.865	2.86%	1.045	1.070	2.38%	-0.48%
37 銑鉄・粗鋼	0.683	0.703	2.86%	1.050	1.075	2.41%	-0.45%
38 鋼材	0.748	0.769	2.86%	1.046	1.070	2.30%	-0.56%
39 鋳鍛造品	0.815	0.838	2.86%	1.048	1.073	2.39%	-0.47%
40 その他の鉄鋼製品	0.795	0.818	2.86%	1.046	1.070	2.33%	-0.53%
41 非鉄金属製錬・精製	0.867	0.891	2.86%	1.048	1.072	2.33%	-0.53%
42 非鉄金属加工製品	0.835	0.859	2.86%	1.046	1.071	2.34%	-0.52%
43 建設・建築用金属製品	0.811	0.834	2.86%	1.043	1.067	2.29%	-0.57%
44 その他の金属製品	0.822	0.845	2.86%	1.044	1.069	2.37%	-0.49%
45 はん用機械	0.838	0.862	2.86%	1.039	1.062	2.23%	-0.63%
46 生産用機械	0.850	0.875	2.86%	1.037	1.062	2.36%	-0.50%
47 業務用機械	0.800	0.823	2.86%	1.032	1.054	2.16%	-0.70%
48 電子デバイス	0.678	0.697	2.86%	1.022	1.040	1.75%	-1.11%
49 その他の電子部品	0.808	0.831	2.86%	1.031	1.053	2.19%	-0.67%
50 産業用電気機器	0.770	0.792	2.86%	1.027	1.050	2.16%	-0.70%
51 民生用電気機器	0.727	0.747	2.86%	1.029	1.049	1.96%	-0.89%
52 電子応用装置・電気計測器	0.753	0.775	2.86%	1.025	1.047	2.10%	-0.76%
53 その他の電気機械	0.752	0.774	2.86%	1.032	1.054	2.10%	-0.75%
54 通信機械・同関連機器	0.756	0.778	2.86%	1.022	1.043	2.01%	-0.84%
55 電子計算機・同附属装置	0.713	0.734	2.86%	1.026	1.046	1.94%	-0.92%
56 乗用車	0.774	0.796	2.86%	1.029	1.051	2.16%	-0.69%
57 その他の自動車	0.753	0.774	2.86%	1.029	1.051	2.16%	-0.70%
58 自動車部品・同附属品	0.781	0.803	2.86%	1.031	1.053	2.19%	-0.67%
59 船舶・同修理	0.804	0.826	2.86%	1.038	1.061	2.27%	-0.59%
60 その他の輸送機械・同修理	0.819	0.842	2.86%	1.032	1.057	2.34%	-0.52%

注1：消費税率5%および8%に関する試算結果

注2：付加価値率に減価償却率，仕入れ税額控除に設備投資額に係る消費税を，それぞれ含めるケース，含めないケースを比較

注3：網掛けは非課税品

付表1 消費増税に伴う税込み価格の上昇率（続き）

業種セクター	(1)減価償却なし/設備投資控除なし			(2)減価償却あり/設備投資控除あり			差 分 g(=f-c)
	5%ケース a	8%ケース b	価格上昇率 c(=b/a-1)	5%ケース d	8%ケース e	価格上昇率 f(=e/d-1)	
61 その他の製造工業製品	0.811	0.835	2.86%	1.033	1.054	2.02%	-0.83%
62 再生資源回収・加工処理	0.892	0.917	2.86%	1.088	1.113	2.35%	-0.50%
63 建築	0.900	0.926	2.86%	1.037	1.063	2.49%	-0.37%
64 建設補修	0.893	0.918	2.86%	1.044	1.070	2.48%	-0.37%
65 公共事業	0.870	0.894	2.86%	1.026	1.051	2.36%	-0.50%
66 その他の土木建設	0.888	0.914	2.86%	1.028	1.054	2.50%	-0.36%
67 電力	0.484	0.497	2.86%	1.051	1.067	1.50%	-1.36%
68 ガス・熱供給	0.674	0.693	2.86%	1.027	1.046	1.81%	-1.05%
69 水道	0.689	0.709	2.86%	1.053	1.080	2.62%	-0.24%
70 廃棄物処理	0.897	0.923	2.86%	1.045	1.071	2.42%	-0.44%
71 商業	0.902	0.928	2.86%	1.037	1.063	2.54%	-0.31%
72 金融・保険	0.824	0.824	0.00%	0.991	0.987	-0.35%	-0.35%
73 不動産仲介及び賃貸	0.737	0.758	2.86%	1.039	1.065	2.46%	-0.39%
74 住宅賃貸料	0.730	0.730	0.00%	0.985	0.976	-0.92%	-0.92%
75 鉄道輸送	0.583	0.599	2.86%	0.634	0.640	0.89%	-1.97%
76 道路輸送（自家輸送を除く）	0.924	0.951	2.86%	1.138	1.168	2.61%	-0.25%
77 水運	0.777	0.799	2.86%	1.277	1.304	2.16%	-0.69%
78 航空輸送	0.721	0.742	2.86%	0.815	0.826	1.26%	-1.59%
79 貨物利用運送	0.825	0.849	2.86%	1.660	1.703	2.61%	-0.24%
80 倉庫	0.765	0.787	2.86%	1.063	1.085	2.16%	-0.70%
81 運輸附帯サービス	0.888	0.913	2.86%	0.969	0.992	2.36%	-0.50%
82 郵便・信書便	0.957	0.984	2.86%	1.238	1.273	2.78%	-0.07%
83 通信	0.810	0.833	2.86%	0.907	0.927	2.23%	-0.62%
84 放送	0.863	0.888	2.86%	1.011	1.035	2.32%	-0.54%
85 情報サービス	0.905	0.930	2.86%	1.118	1.147	2.61%	-0.25%
86 インターネット附随サービス	0.850	0.874	2.86%	1.103	1.128	2.31%	-0.55%
87 映像・音声・文字情報制作	0.859	0.884	2.86%	1.175	1.204	2.42%	-0.44%
88 公務	0.908	0.908	0.00%	0.996	0.994	-0.22%	-0.22%
89 教育	0.925	0.925	0.00%	0.981	0.979	-0.22%	-0.22%
90 研究	0.825	0.825	0.00%	0.907	0.904	-0.28%	-0.28%
91 医療	0.816	0.816	0.00%	0.923	0.919	-0.48%	-0.48%
92 保健衛生	0.896	0.896	0.00%	1.784	1.781	-0.15%	-0.15%
93 社会保険・社会福祉	0.908	0.908	0.00%	1.439	1.436	-0.23%	-0.23%
94 介護	0.863	0.863	0.00%	0.925	0.922	-0.30%	-0.30%
95 その他の非営利団体サービス	0.903	0.929	2.86%	1.019	1.044	2.45%	-0.41%
96 物品賃貸サービス	0.553	0.569	2.86%	0.690	0.689	-0.04%	-2.90%
97 広告	0.829	0.853	2.86%	1.026	1.049	2.31%	-0.55%
98 自動車整備・機械修理	0.854	0.879	2.86%	1.345	1.379	2.51%	-0.35%
99 その他の対事業所サービス	0.905	0.931	2.86%	0.961	0.987	2.68%	-0.18%
100 宿泊業	0.798	0.821	2.86%	1.024	1.045	2.05%	-0.81%
101 飲食サービス	0.861	0.885	2.86%	1.122	1.150	2.44%	-0.42%
102 洗濯・理容・美容・浴場業	0.860	0.885	2.86%	1.037	1.064	2.62%	-0.24%
103 娯楽サービス	0.843	0.867	2.86%	1.085	1.108	2.16%	-0.70%
104 その他の対個人サービス	0.838	0.862	2.86%	0.990	1.016	2.62%	-0.23%
105 事務用品	0.799	0.821	2.86%	2.007	2.057	2.50%	-0.36%
106 分類不明	0.888	0.914	2.86%	1.215	1.247	2.64%	-0.22%

注1：消費税率5%および8%に関する試算結果

注2：付加価値率に減価償却率，仕入れ税額控除に設備投資額に係る消費税を，それぞれ含めるケース，含めないケースを比較

注3：網掛けは非課税品



付表2 非課税品における仕入れ税額の転嫁ケースによる価格上昇率

業種セクター	(1)減価償却なし/設備投資控除なし									(2)あり/あり
	金融保険	住宅賃貸	医療	公務	教育	研究	保健衛生	社会保険・社会福祉	介護	医療
単純合計	8.87%	1.73%	2.92%	4.33%	1.40%	15.89%	2.00%	2.11%	1.63%	3.99%
1 耕種農業	0.04%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.06%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
2 畜産	0.05%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
3 農業サービス	0.04%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.04%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%
4 林業	0.02%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
5 漁業	0.05%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
6 金属鉱物	0.07%	0.00%	0.00%	0.02%	0.02%	0.08%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
7 石炭・原油・天然ガス	0.10%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.11%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
8 非金属鉱物	0.13%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
9 食料品	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.06%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
10 飲料	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
11 飼料・有機質肥料	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.06%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
12 たばこ	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
13 繊維工業製品	0.11%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.20%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
14 衣服・その他の繊維既製品	0.10%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.14%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
15 木材・木製品	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
16 家具・装備品	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.09%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
17 パルプ・紙・板紙・加工紙	0.08%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.10%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
18 紙加工品	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.09%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
19 印刷・製版・製本	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.08%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
20 化学肥料	0.06%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.14%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
21 無機化学工業製品	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.25%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
22 石油化学基礎製品	0.06%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.11%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
23 有機化学工業製品	0.07%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.29%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
24 合成樹脂	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.34%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
25 化学繊維	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.29%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
26 医薬品	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.71%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
27 化学最終製品	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.30%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
28 石油製品	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
29 石炭製品	0.08%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.07%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
30 プラスチック製品	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.22%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
31 ゴム製品	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.21%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
32 なめし革・毛皮・同製品	0.04%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.10%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
33 ガラス・ガラス製品	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.17%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
34 セメント・セメント製品	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.07%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
35 陶磁器	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.12%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
36 その他の窯業・土石製品	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.09%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
37 銑鉄・粗鋼	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.07%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
38 鋼材	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.09%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
39 鋳鍛造品	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.09%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
40 その他の鉄鋼製品	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.08%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
41 非鉄金属製錬・精製	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.09%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
42 非鉄金属加工製品	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.15%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
43 建設・建築用金属製品	0.08%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.10%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
44 その他の金属製品	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.07%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
45 はん用機械	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.15%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
46 生産用機械	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.18%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
47 業務用機械	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.34%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
48 電子デバイス	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.41%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
49 その他の電子部品	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.39%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
50 産業用電気機器	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.33%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
51 民生用電気機器	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.32%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
52 電子応用装置・電気計測器	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.43%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
53 その他の電気機械	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.21%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
54 通信機械・同関連機器	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.41%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
55 電子計算機・同附属装置	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.47%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
56 乗用車	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.38%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
57 その他の自動車	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.40%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
58 自動車部品・同附属品	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.35%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
59 船舶・同修理	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.13%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
60 その他の輸送機械・同修理	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.17%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

注1：非課税品の仕入れ税額控除が転嫁された場合の価格上昇率（消費税率8%）

注2：推計モデルにおいて、付加価値部分に減価償却率なし、設備投資に係る仕入れ税額控除なしについて試算した。

注3：網掛けは非課税品

付表2 非課税品における仕入れ税額の転嫁ケースによる価格上昇率(続き)

業種セクター	(1)減価償却なし/設備投資控除なし									(2)あり/あり
	金融保険	住宅賃貸	医療	公務	教育	研究	保健衛生	社会保険・社会福祉	介護	医療
61 その他の製造工業製品	0.09%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.19%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
62 再生資源回収・加工処理	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
63 建築	0.06%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
64 建設補修	0.05%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
65 公共事業	0.08%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
66 その他の土木建設	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
67 電力	0.21%	0.00%	0.00%	0.02%	0.01%	0.11%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
68 ガス・熱供給	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.11%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
69 水道	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
70 廃棄物処理	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
71 商業	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
72 金融・保険	2.27%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
73 不動産仲介及び賃貸	0.24%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
74 住宅賃貸料	0.18%	1.73%	0.00%	0.02%	0.00%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
75 鉄道輸送	0.18%	0.00%	0.00%	0.02%	0.01%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
76 道路輸送(自家輸送を除く)	0.03%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
77 水運	0.12%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
78 航空輸送	0.08%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
79 貨物利用運送	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
80 倉庫	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.03%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%
81 運輸附帯サービス	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
82 郵便・信書便	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
83 通信	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.07%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
84 放送	0.03%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
85 情報サービス	0.03%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.06%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
86 インターネット附随サービス	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	0.02%	0.10%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
87 映像・音声・文字情報制作	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.06%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
88 公務	0.14%	0.00%	0.00%	2.67%	0.00%	0.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
89 教育	0.01%	0.00%	0.00%	0.01%	1.15%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
90 研究	0.03%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	2.88%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
91 医療	0.04%	0.00%	2.92%	0.00%	0.00%	0.16%	0.02%	0.00%	0.00%	3.99%
92 保健衛生	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.04%	1.88%	0.00%	0.00%	0.00%
93 社会保険・社会福祉	0.03%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.03%	0.00%	2.11%	0.00%	0.00%
94 介護	0.03%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	1.63%	0.00%
95 その他の非営利団体サービス	0.16%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
96 物品賃貸サービス	0.20%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.08%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
97 広告	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
98 自動車整備・機械修理	0.05%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.14%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
99 その他の対事業所サービス	0.02%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
100 宿泊業	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
101 飲食サービス	0.04%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
102 洗濯・理容・美容・浴場業	0.03%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
103 娯楽サービス	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
104 その他の対個人サービス	0.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
105 事務用品	0.07%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.14%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
106 分類不明	0.07%	0.00%	0.00%	0.66%	0.00%	0.10%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%

注1: 非課税品の仕入れ税額控除が転嫁された場合の価格上昇率(消費税率8%)

注2: 推計モデルにおいて、付加価値部分に減価償却率なし、設備投資に係る仕入れ税額控除なしについて試算した。

注3: 網掛けは非課税品

付表3 平均波及世代数

産業部門	調達距離 (平均)	供給距離 (平均)	調達距離 (並び替え)	供給距離 (並び替え)
1 耕種農業	3.50	3.80	40 その他の鉄鋼製品	5.48
2 畜産	4.23	4.42	38 鋼材	5.02
3 農業サービス	3.28	4.78	37 銑鉄・粗鋼	4.58
4 林業	3.38	4.70	57 その他の自動車	4.50
5 漁業	3.79	4.38	56 乗用車	4.46
6 金属鉱物	3.04	5.55	58 自動車部品・同附属品	4.33
7 石炭・原油・天然ガス	3.17	4.23	105 事務用品	4.32
8 非金属鉱物	3.24	4.87	22 石油化学基礎製品	4.28
9 食料品	3.80	4.10	24 合成樹脂	4.28
10 飲料	3.57	3.62	18 紙加工品	4.26
11 飼料・有機質肥料	4.01	4.03	2 畜産	4.23
12 たばこ	3.64	0.00	43 建設・建築用金属製品	4.16
13 繊維工業製品	3.81	3.39	44 その他の金属製品	4.06
14 衣服・その他の繊維既製品	3.74	2.50	97 広告	4.05
15 木材・木製品	3.54	3.77	19 印刷・製版・製本	4.04
16 家具・装備品	3.57	2.84	23 有機化学工業製品	4.03
17 パルプ・紙・板紙・加工紙	3.99	4.09	30 プラスチック製品	4.01
18 紙加工品	4.26	2.84	11 飼料・有機質肥料	4.01
19 印刷・製版・製本	4.04	3.01	17 パルプ・紙・板紙・加工紙	3.99
20 化学肥料	3.31	3.55	39 鋳鍛造品	3.93
21 無機化学工業製品	3.43	3.74	59 船舶・同修理	3.90
22 石油化学基礎製品	4.28	5.57	62 再生資源回収・加工処理	3.82
23 有機化学工業製品	4.03	4.28	13 繊維工業製品	3.81
24 合成樹脂	4.28	3.88	9 食料品	3.80
25 化学繊維	3.79	3.75	5 漁業	3.79
26 医薬品	3.37	3.39	25 化学繊維	3.79
27 化学最終製品	3.60	2.97	14 衣服・その他の繊維既製品	3.74
28 石油製品	3.67	3.55	86 インターネット附随サービス	3.68
29 石炭製品	3.50	5.11	28 石油製品	3.67
30 プラスチック製品	4.01	3.10	45 はん用機械	3.67
31 ゴム製品	3.55	3.11	73 不動産仲介及び賃貸	3.65
32 なめし革・毛皮・同製品	3.59	3.11	98 自動車整備・機械修理	3.64
33 ガラス・ガラス製品	3.28	3.21	12 たばこ	3.64
34 セメント・セメント製品	3.47	3.94	46 生産用機械	3.62
35 陶磁器	3.11	3.91	27 化学最終製品	3.60
36 その他の窯業・土石製品	3.06	3.51	51 民生用電気機器	3.59
37 銑鉄・粗鋼	4.58	6.27	32 なめし革・毛皮・同製品	3.59
38 鋼材	5.02	4.22	74 住宅賃貸料	3.59
39 鋳鍛造品	3.93	4.05	84 放送	3.59
40 その他の鉄鋼製品	5.48	3.66	52 電子応用装置・電気計測器	3.58
41 非鉄金属製錬・精製	3.50	4.16	10 飲料	3.57
42 非鉄金属加工製品	3.57	3.43	60 その他の輸送機械・同修理	3.57
43 建設・建築用金属製品	4.16	3.67	16 家具・装備品	3.57
44 その他の金属製品	4.06	2.94	42 非鉄金属加工製品	3.57
45 はん用機械	3.67	3.59	55 電子計算機・同附属装置	3.55
46 生産用機械	3.62	3.72	67 電力	3.55
47 業務用機械	3.41	3.54	31 ゴム製品	3.55
48 電子デバイス	3.41	3.88	15 木材・木製品	3.54
49 その他の電子部品	3.54	3.86	49 その他の電子部品	3.54
50 産業用電気機器	3.47	4.14	101 飲食サービス	3.54
51 民生用電気機器	3.59	3.84	82 郵便・信書便	3.53
52 電子応用装置・電気計測器	3.58	3.71	54 通信機械・同関連機器	3.53
53 その他の電気機械	3.50	3.35	83 通信	3.53
54 通信機械・同関連機器	3.53	3.01	1 耕種農業	3.50
55 電子計算機・同附属装置	3.55	3.84	53 その他の電気機械	3.50
56 乗用車	4.46	0.00	41 非鉄金属製錬・精製	3.50
57 その他の自動車	4.50	3.93	29 石炭製品	3.50
58 自動車部品・同附属品	4.33	4.65	87 映像・音声・文字情報制作	3.49
59 船舶・同修理	3.90	4.64	78 航空輸送	3.49
60 その他の輸送機械・同修理	3.57	3.94	34 セメント・セメント製品	3.47
37 銑鉄・粗鋼			67 電力	3.55
22 石油化学基礎製品			45 はん用機械	3.59
6 金属鉱物			88 公務	3.56
29 石炭製品			20 化学肥料	3.55
8 非金属鉱物			28 石油製品	3.55
3 農業サービス			47 業務用機械	3.54
4 林業			36 その他の窯業・土石製品	3.51
58 自動車部品・同附属品			42 非鉄金属加工製品	3.43
59 船舶・同修理			26 医薬品	3.39
2 畜産			13 繊維工業製品	3.39
5 漁業			92 保健衛生	3.38
11 飼料・有機質肥料			53 その他の電気機械	3.35
23 有機化学工業製品			76 道路輸送(自家輸送を除く)	3.28
7 石炭・原油・天然ガス			86 インターネット附随サービス	3.27
38 鋼材			33 ガラス・ガラス製品	3.21
73 水運			70 廃棄物処理	3.19
103 娯楽サービス				
62 再生資源回収・加工処理				
41 非鉄金属製錬・精製				
50 産業用電気機器				
80 倉庫				
9 食料品				
17 パルプ・紙・板紙・加工紙				
39 鋳鍛造品				
101 飲食サービス				
11 飼料・有機質肥料				
60 その他の輸送機械・同修理				
34 セメント・セメント製品				
57 その他の自動車				
35 陶磁器				
48 電子デバイス				
24 合成樹脂				
49 その他の電子部品				
55 電子計算機・同附属装置				
51 民生用電気機器				
1 耕種農業				
84 放送				
15 木材・木製品				
25 化学繊維				
21 無機化学工業製品				
46 生産用機械				
24 合成樹脂				
9 食料品				
5 漁業				
25 化学繊維				
14 衣服・その他の繊維既製品				
86 インターネット附随サービス				
28 石油製品				
45 はん用機械				
73 不動産仲介及び賃貸				
98 自動車整備・機械修理				
12 たばこ				
46 生産用機械				
27 化学最終製品				
51 民生用電気機器				
32 なめし革・毛皮・同製品				
74 住宅賃貸料				
84 放送				
52 電子応用装置・電気計測器				
10 飲料				
60 その他の輸送機械・同修理				
16 家具・装備品				
42 非鉄金属加工製品				
55 電子計算機・同附属装置				
67 電力				
31 ゴム製品				
15 木材・木製品				
49 その他の電子部品				
101 飲食サービス				
82 郵便・信書便				
54 通信機械・同関連機器				
83 通信				
1 耕種農業				
53 その他の電気機械				
41 非鉄金属製錬・精製				
29 石炭製品				
87 映像・音声・文字情報制作				
78 航空輸送				
34 セメント・セメント製品				

注1：平均波及世代数のまとめ、産業別に世代数(106部門)の平均値を算出。

注2：調達距離とは、当該セクターからみて投入方向の世代数。供給距離とは、当該セクターからみて産出方向の世代数。

注3：網掛けは消費財セクター

付表3 平均波及世代数（続き）

産業部門	調達距離		供給距離			
	(平均)	(平均)	(並び替え)	(並び替え)		
61 その他の製造工業製品	3.09	2.93	50 産業用電気機器	3.47	67 電力	3.12
62 再生資源回収・加工処理	3.82	4.17	72 金融・保険	3.46	32 なめし革・毛皮・同製品	3.11
63 建築	3.28	0.00	69 水道	3.46	31 ゴム製品	3.11
64 建設補修	3.38	2.90	21 無機化学工業製品	3.43	30 プラスチック製品	3.10
65 公共事業	3.17	0.00	96 物品賃貸サービス	3.43	83 通信	3.08
66 その他の土木建設	3.23	0.00	75 鉄道輸送	3.42	87 映像・音声・文字情報制作	3.05
67 電力	3.55	3.12	48 電子デバイス	3.41	54 通信機械・同関連機器	3.01
68 ガス・熱供給	3.39	2.68	47 業務用機械	3.41	19 印刷・製版・製本	3.01
69 水道	3.46	2.79	68 ガス・熱供給	3.39	27 化学最終製品	2.97
70 廃棄物処理	3.22	3.19	79 貨物利用運送	3.38	104 その他の対個人サービス	2.96
71 商業	3.20	0.00	64 建設補修	3.38	44 その他の金属製品	2.94
72 金融・保険	3.46	2.67	85 情報サービス	3.38	61 その他の製造工業製品	2.93
73 不動産仲介及び賃貸	3.65	2.83	4 林業	3.38	82 郵便・信書便	2.92
74 住宅賃貸料	3.59	0.00	80 倉庫	3.37	89 教育	2.92
75 鉄道輸送	3.42	2.64	26 医薬品	3.37	64 建設補修	2.90
76 道路輸送（自家輸送を除く）	3.17	3.28	91 医療	3.36	90 研究	2.88
77 水運	3.25	4.18	20 化学肥料	3.31	98 自動車整備・機械修理	2.87
78 航空輸送	3.49	2.85	33 ガラス・ガラス製品	3.28	78 航空輸送	2.85
79 貨物利用運送	3.38	3.59	3 農業サービス	3.28	18 紙加工品	2.84
80 倉庫	3.37	4.11	63 建築	3.28	16 家具・装備品	2.84
81 運輸附帯サービス	3.11	2.75	100 宿泊業	3.28	73 不動産仲介及び賃貸	2.83
82 郵便・信書便	3.53	2.92	99 その他の対事業所サービス	3.27	69 水道	2.79
83 通信	3.53	3.08	95 その他の非営利団体サービス	3.26	85 情報サービス	2.79
84 放送	3.59	3.77	102 洗濯・理容・美容・浴場業	3.25	99 その他の対事業所サービス	2.78
85 情報サービス	3.38	2.79	77 水運	3.25	97 広告	2.77
86 インターネット附随サービス	3.68	3.27	8 非金属鉱物	3.24	81 運輸附帯サービス	2.75
87 映像・音声・文字情報制作	3.49	3.05	66 その他の土木建設	3.23	95 その他の非営利団体サービス	2.74
88 公務	2.95	3.56	70 廃棄物処理	3.22	102 洗濯・理容・美容・浴場業	2.74
89 教育	3.01	2.92	71 商業	3.20	68 ガス・熱供給	2.68
90 研究	2.99	2.88	7 石炭・原油・天然ガス	3.17	72 金融・保険	2.67
91 医療	3.36	0.00	65 公共事業	3.17	75 鉄道輸送	2.64
92 保健衛生	3.13	3.38	76 道路輸送（自家輸送を除く）	3.17	96 物品賃貸サービス	2.64
93 社会保険・社会福祉	3.01	0.00	92 保健衛生	3.13	106 分類不明	2.57
94 介護	3.11	0.00	35 陶磁器	3.11	105 事務用品	2.56
95 その他の非営利団体サービス	3.26	2.74	81 運輸附帯サービス	3.11	14 衣服・その他の繊維既製品	2.50
96 物品賃貸サービス	3.43	2.64	94 介護	3.11	56 乗用車	0
97 広告	4.05	2.77	61 その他の製造工業製品	3.09	12 たばこ	0
98 自動車整備・機械修理	3.64	2.87	36 その他の窯業・土石製品	3.06	74 住宅賃貸料	0
99 その他の対事業所サービス	3.27	2.78	6 金属鉱物	3.04	91 医療	0
100 宿泊業	3.28	0.00	89 教育	3.01	63 建築	0
101 飲食サービス	3.54	4.05	93 社会保険・社会福祉	3.01	100 宿泊業	0
102 洗濯・理容・美容・浴場業	3.25	2.74	90 研究	2.99	66 その他の土木建設	0
103 娯楽サービス	2.98	4.17	103 娯楽サービス	2.98	71 商業	0
104 その他の対個人サービス	2.91	2.96	88 公務	2.95	65 公共事業	0
105 事務用品	4.32	2.56	104 その他の対個人サービス	2.91	94 介護	0
106 分類不明	2.88	2.57	106 分類不明	2.88	93 社会保険・社会福祉	0

注1：平均波及世代数のまとめ、産業別に世代数（106部門）の平均値を算出。

注2：調達距離とは、当該セクターからみて投入方向の世代数。供給距離とは、当該セクターからみて産出方向の世代数。

注3：網掛けは消費財セクター



# 『平成24年就業構造基本調査』から見る 育児休業利用率と出生率の関係\*

杉浦立明

## 要約

1991年に育児休業が法制化されて、育児休業の取得率向上及び育児休業以外のさまざまな就業支援策が実施されてきた。しかし、この間に合計特殊出生率は2を下回り続けている。安倍晋三政権の下では、少子高齢化問題への対応を重点課題として掲げており、育児休業制度もその中心となる政策である。そこで、本稿は、育児休業の実態について公的統計の調査結果を活用してその成果について考察する。公的統計の総務省『平成24年就業構造基本調査』を利用して、都道府県別かつ男女別に育児休業の利用率を算出すると共に、育児休業利用率と合計特殊出生率との関係を求めることが目的である。

育児休業の指標として、厚生労働省『雇用均等基本調査』による育児休業取得率が広く利用されている。この取得率は都道府県別の数値は公表されておらず、継続就業者のみを母数とした数値である。育児を理由とした女性離職者が少なからず存在している現状を踏まえると、育児休業の取得率は過大に算出されている可能性がある。『平成24年就業構造基本調査』では、育児の実態を調査する項目が追加されて、都道府県別かつ男女別に育児休業の利用状況が分かる。この調査結果を利用して、都道府県別かつ男女別に25～39歳育児者の育児休業利用率を算出した。

都道府県別の育児休業の利用率と出生率の分析を行う前に、OECD諸国間で25～39歳女性の労働力率と合計特殊出生率の間の関係について眺める。d'Addio and d'Ercole (2005)によると、OECD諸国間では出生率と女性の就業率の関係は負の相関関係から、1980年代に転換して現在では労働力率と出生率の間には正の相関関係になったことを指摘している。しかし、OECD諸国間の2013年データを見る限り、女性労働力率と出生率の間に有意な正の関係を認めることはできなかった。一方で、『国勢調査』による都道府県別データでは、25～39歳女性の労働力率と合計特殊出生率の間には有意な正の関係が見出される。『平成24年就業構造基本調査』による都道府県データからも、育児をしている25～39歳女性の有業率と合計特殊出生率の間にも有意な正の関係が示される。ただし、育児休業の利用者を雇用に絞ると、女性有業率と出生率の間には有意な関係は見出されない。

25～39歳育児者の育児休業利用率と出生率の関係について、利用者を雇用に絞った場合には、女性では有意な正の関係を見出すことはできない。ただし、男性では有意な負の関係が示される。一方で、無業者も含めた育児者全体では、育児休業の利用率と出生率の間には、女性では有意な正の関係が示されるが、男性では有意な関係は示されない。

宇南山(2011)による潜在保育需要(保育所定員と女性人口との比)を算出して、潜在保育需要と女性の育児休業利用率の間の関係についても求めた。その結果、無業者も含めた女性育児者全体に占める育児休業等利用率と潜在保育需要との間には有意な正の関係が見出される。しかし、育児休業の利用者を女性雇用に絞ると、育児休業の利用と潜在保育需要の間には有意な関係は見出せなかった。

育児休業の利用率と出生率、女性就業率との関係について重回帰分析を試みた。その結果、育児休業の利用は必ずしも出生率に有意なプラスの効果を与えているとは言えないことが示される。一方で、育児休業の利用は女性の就業率に有意なプラスの効果を与えていることが示唆された。女性の就業を説明する要因として、出生率の係数が有意ではなかったことは、育児休業の促進が必ずしも出生率の回復にはつながらなかったことを示唆している。一方で、女性育児者の就業支援につながっている。ただし、現時点では子どもを増やすことに

は必ずしもつながっていないことを踏まえると、出生率向上に向けて検討する必要がある。

育児を理由とした女性離職者が依然として少なからず存在していること及び本稿の分析結果を踏まえると、育児休業の指標として継続就業者だけでなく女性全体で考える必要がある。男性に限らず、女性であっても依然として育休を利用できない、利用しにくい環境が存在している。こうした女性全体に対する育児支援対策が女性の就業支援につながる可能性を説明した。

**キーワード：**出生率、育児休業、女性就業、潜在保育需要

## はじめに

育児休業が1991年に法制化されてすでに四半世紀が経過した。この間に制度当初に比べて女性の育児休業取得率は増加するとともに、育児休業以外にもさまざまな就業支援がなされてきた。しかし、合計特殊出生率は2を下回り続けている。安倍晋三政権では、経済成長の推進させる「新3本の矢」の政策を実行して、少子高齢化問題への対応を重点課題として掲げている<sup>①</sup>。その中で、子育て支援を強化して、2014年の合計特殊出生率1.42から「希望出生率1.8」を目指すとしている。この希望出生率の実現のため未婚者への結婚支援、不妊治療支援、保育所の充実などさまざまな政策を打ち出している。少子化対策として、育児休業制度は中心となる政策であり、本稿の目的はその実態について公的統計の調査結果を活用して、その成果を考察する。

本稿の構成は、以下の通りである。1節で、日本では働く女性が増えた結果、少子化社会になった、という意見が取り沙汰されることがある。そこで、果たして出生率と女性の就業の間にはそのような関係が見出されるものなのか。出生率と女性の就業の間にどのような関係があるのかを先進諸国間で確認する。国際比較を通じて、先進諸国の実態を知るとともに日本の現状について把握する。2節では、少子化の原因を簡単に説明する。3節では、都道府県別にも、出生率と女性の就業率との間の関係について見る。4節では、育児休業制度の変遷について説明を行う。5節では、総務省統計局『就業構造基本調査』から都道府県別かつ男女別に育児休業の利用率及び合計特殊出生率との関係を見る。以上の公的統計調査を通じて、育児休業制度に関する考察を行う。

### 1. 出生率と女性労働力率の国際比較

最初に、先進諸国の出生率と女性労働力率との関係を見る。出生率にはいくつかの指標があるが、合計特殊出生率を利用する。この合計特殊出生率とは、平均的な女性が一生の間に産む子どもの数と定義される。ただし、実際の数値の算出では、当該年において出産可能とされる15歳から49歳までの各年齢の女性が産んだ子どもの数を、これら各年齢の女性の人口で割って、総計したものを利用している。日本では、晩婚化が進み、出産年齢が高くなるにつれて、単純な人口当たりの出生数は低い水準にある。そこで、女性が生涯を通じて平均して何人の子どもを出産したかを出生年別に見た形の出生率が適切である。しかし、この出生年別に見た出生率は出産期を終えた女性でしか厳密には算出できない。そのため、出生年別の合計特殊出生率の計測にはかなりの時間がかかる。こうした点を踏まえて、以下では合

計特殊出生率を出生率の尺度として利用して、合計特殊出生率のことを出生率と言う。

働く女性の尺度として、労働力率を利用する。この労働力率とは、分母が 25 歳から 39 歳まで総人口で、分子が就業者及び失業者の合計、すなわち働く意欲と能力のある女性数である。したがって、大学や大学院で学ぶ学生が増えたり、家事に勤しむ専業主婦が増えたりすると、分子の数値は小さくなり、労働力率の数値は小さくなる。

女性の労働環境の整備と出生率の関係が注目されている。阿藤（1996）による OECD 13 カ国の 1995 年の女性労働力率と出生率の関係を求めた分析では、女性の労働力率が高い国ほど出生率が高い。このような女性労働力率と出生率の関係を求めた研究は、阿藤（1996）の他にも数多く存在する。d'Addio and d'Ercole（2005）による経済協力開発機構（OECD）22 カ国の出生率と女性労働力率の関係を分析した研究に倣い、出生率と女性労働力率との関係を図 1<sup>(2)</sup> に示した。なお、d'Addio and d'Ercole（2005）は女性の労働力率として 15～64 歳の年齢層を利用しているが、出産や育児に直結している年齢層 25～39 歳について、出生率と女性の就業の関係を示した。この図 1 には 1975 年、1985 年、2013 年について、縦軸に出生率、横軸に労働力をとり、両者の関係をプロットした。図中には回帰結果及び有意な係数には符号並びに決定係数の数値を示した。なお、後述の図も同じ扱いをしている。OECD にはメキシコやトルコやハンガリーなど東欧諸国が加盟しているが、ある程度経済成長を達成した国について出生率と女性の就業との関係を求めたいため、2000 年時点で 1 人当たり国内総生産が 1 万ドルを超える、日本、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国の 24 カ国を扱った。また、国によって、25～39 歳の労働力率の数値が公表されていない年があるため、全ての年で 24 カ国について関係を算出しているものではない。

図 1 から、OECD 諸国間の出生率と若い女性の労働力率の間には、回帰結果から見る限り有意な関係ではないことに注意する必要があるが、1975 年には右下がりの負の符号関係が、2013 年には右上がりの正の符号関係がある。1975 年、1985 年、2013 年と、出生率と若い女性の労働力率の間の関係に何らかの変化が生じている可能性が読み取れる。現在では、右上がりの正の関係は、女性の社会進出が進んでも、出生率は下がらない、むしろ女性の就業と子育ての両立が促されることで、出生率は上がっていく可能性が示唆される。

d'Addio and d'Ercole（2005）は、「出生率と女性の就業率の関係は 1980 年代の 10 年間で逆転した」ことを指摘している。この結果は、内閣府（2005）『少子化と男女参画に関する社会環境の国際比較報告書』にも利用されており、その後の育児支援策を普及するための論拠として利用されてきた。

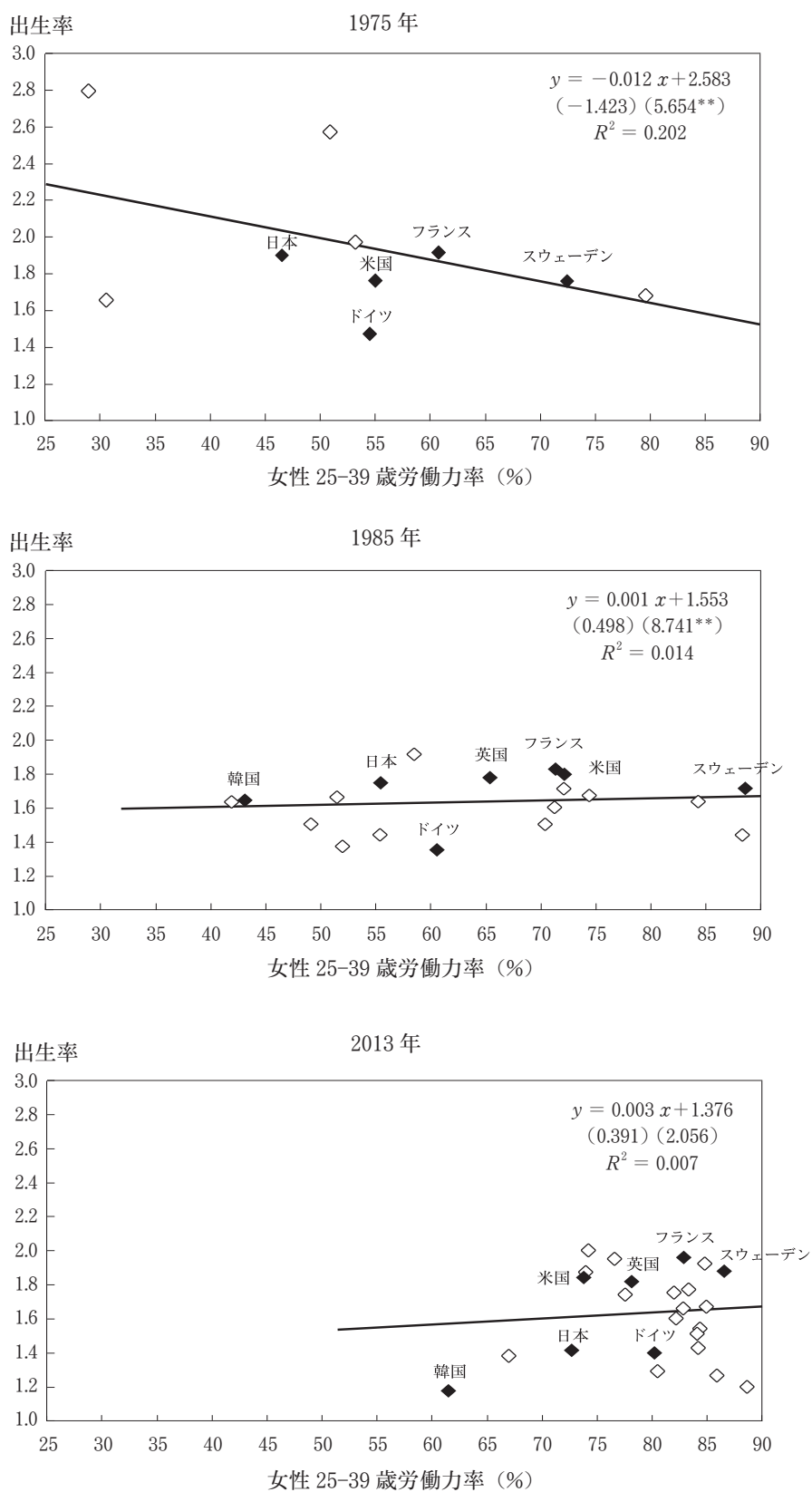
続いて、個別の国ごとの状況として、日本、米国、フランスの 3 カ国の出生率と女性労働力率の 1975 年から 2014 年までの動きを図 2<sup>(3)</sup> に示した。

図 2 を見る限り、若い女性の労働力率と出生率の間に正の関係がある国は米国である。米国の労働力率は 1975 年から 2014 年の間に 54.9%から 73.8%と 18.9 ポイント上昇し、同期間の出生率は 1.77 から 1.86 へ 0.08 ポイント増加した。

一方、出生率の回復した国としてしばしば取り上げられているフランスを見る。女性労働力率は



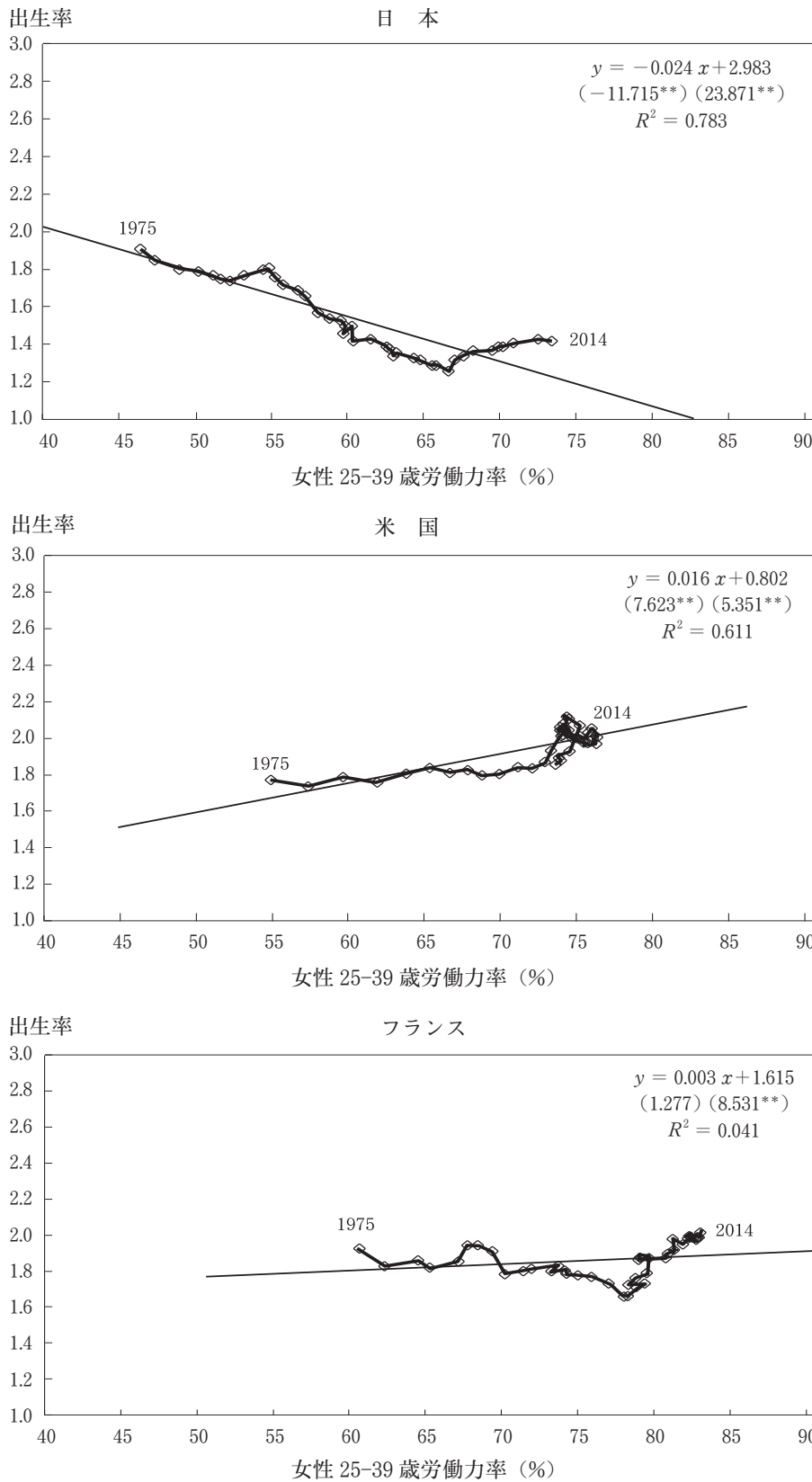
図1 OECD 諸国における合計特殊出生率と女性 25~39 歳労働力率との関係



資料：女性労働力率は OECD.Stat Extracts (<http://stats.oecd.org/>) から、合計特殊出生率は OECD Family Database から入手。

備考：回帰式の( )内は t 値を、\* は有意水準  $P < 0.05$ 、\*\* は  $P < 0.01$  を示す。

図 2 国ごとの合計特殊出生率と女性 25～39 歳労働力率の関係（1975～2014 年）



資料：女性労働力率は OECD.Stat Extracts (<http://stats.oecd.org/>) から、合計特殊出生率は OECD Family Database から入手。

備考：回帰式の( )内は  $t$  値を、\* は有意水準  $P < 0.05$ 、\*\* は  $P < 0.01$  を示す。

1975年に60.6%から2014年に82.2%に21.6ポイント上昇し、同期間の出生率は1.93から1.99へ0.06ポイント増加した。ただし、図示した回帰式の係数や決定係数の数値を見る限り、有意な関係ではないことに注意する必要がある。

他方で、日本の出生率と女性労働力率の推移を見ると、労働力率は1975年から2014年の間に46.4%から73.4%へと27.0ポイント上昇したが、同期間の出生率は1.91から1.42へ0.49ポイント減少した。出生率の女性労働力率との間には、米国のような右肩上がりの関係ではなく、右肩下がりの有意な関係が見られる。

日本、米国、フランスの出生率と女性労働力率の推移を簡単に見たが、出生と就業との関係は必ずしも明確ではなく、国ごとに状況は異なる。出生率が回復した国として紹介されるフランスであっても、図2を見る限りでは若い女性の就業と出生率の間には明確な相関関係にあるとは言い難い。ただし、先のd'Addio and d'Ercole (2005)でも、「クロスセクションで見ると、その関係が逆転した」ことを示したものであり、個々の国を「時系列で見た」場合にはその関係は明らかではない点、及びOECD諸国間で関係が逆転したメカニズムは不明としている。

## 2. 少子化の原因

少子化の原因として一般的に2つの要因<sup>(4)</sup>が考えられる。Becker (1991)による家族の経済学的説明では、その要因の第1は経済発展に伴う子どもの役割の変化であり、第2は女性の社会進出である。

少子化の第1の原因として、経済成長に伴い子どもをもつことの役割が変化して、出生率は低下する。発展途上国では家計の所得が十分ではないため、子どもは労働力として生み育てられる。加えて、発展途上国では医療設備が十分に整えられていないことや食糧事情が良好でないため、乳児死亡率が先進諸国と比べてはるかに高い。したがって、より多くの子どもを出産する傾向にある。

しかし、経済発展に伴う所得の増加によって出生率は低下する。経済発展とともに子どもの労働力としての役割は小さくなり、医療設備の充実と食糧事情の改善に伴い乳児死亡率は減少する。すなわち、経済成長とともに子どもがもたらす所得の増加よりも子どもを養う費用の方が大きくなる。先進国では、子どもをもつ便益よりも子どもを産み育てる費用の方が大きくなる。昔に比べて少ない子ども数であるが、1人の子どもにより多くのお金をかけて育てているという状況にある。出産・育児の直接費用として、子どもの衣食住に必要な費用、保育、教育、医療等が子どもの数に対して影響を与える。この費用の中には、直接的な保育所への入所費や出産費用だけでなく、保育サービスや医療機関へのアクセスの良さ、あるいは育児の分担をいとわない祖父母の存在なども加わる。こうした育児に関わる費用は、家計内分業の在り方、家計内生産労働時間に影響する。

少子化の第2の要因として、女性の社会進出が考えられる。女性の社会進出に伴い、家事や育児といった家庭内の仕事に女性が割ける時間は減少する。女性の就業によって男性が家庭内の仕事をその分負担するのであれば、女性の社会進出は少子化の大きな原因とはならない。しかし、家庭内の仕事を男女が平等に負担している国は北欧諸国などの一部の国にすぎない。つまり、女性の社会進出は、産み育てる子どもの数を減少させる方向に働くといえる。

また、子どもが上級財であれば、女性の就業による家計所得の上昇は、出生率の上昇につながる。しかし、女性賃金の上昇は、機会費用の上昇にもつながり、子どもに対して代替効果をもたらされ、出生率を下げる。家計所得の増加は、子どもの質を上げようとする需要を拡大させる。より良い保育サービス、より良い教育サービス、より良い医療サービスに対する需要が増えれば、家計所得が増加しても子どもの数は増えず、子どもの質を上げる方に向かい、出生率は上昇するとは限らない。

d'Addio and d'Ercole (2005) によると、先進諸国では 1980 年代半ばまで女性の労働力率が高いほど、出生率が低くなるという負の関係が存在した。しかし、1980 年代中頃から、女性の労働力率と出生率との間に正の関係に転じた。先進諸国全体として、女性が働くことによって子どもを生めないあるいは生まないという意思決定をする傾向が少なくなっている。女性の就業は女性の子どもをもつというインセンティブに負の影響を及ぼさなくなった。この転換は、1980 年代半ば頃を境に、先進諸国で人々のライフスタイルに関する価値観が変化し、社会環境、制度・政策等が整備されたことが影響しているであろう<sup>(5)</sup>。

図 2 で取り上げたフランスでは、夫婦共稼ぎで家計所得を賄っている。妻の就業を支援するために、育児休業時に十分な所得の補償や育児インフラの整備が進められてきた。

一方で、日本では、夫が主に稼ぎ、妻は家事に専念するという性別分業の価値観が他の先進国よりまだまだ強い。この価値観の下で、日韓両国では夫の家事時間は他国に比べて短い。Engelhardt and Prskawetz (2004) では、女性就業率と出生率の関係について、女性の就業率の低い国は、女性労働と育児との両立が困難であるため、出生率の低下の度合いが大きいとしている。このような国として、南欧及び東アジアの国を取り上げ、性別役割分業が強いとしている。

日本における出生率の低下の原因について簡単に説明する。育児休業制度が普及する一方で、出生率の長期的低下傾向は依然として続いており、出生数の目覚ましい増加にはつながったとは評価し難い。また、25～39 歳既婚女性の半数は就業していない。

育児休業制度が出産に与える研究結果によると、2000 年以降の多くの研究では育児休業制度は出産を促すという結果を導いている。家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」を利用して、松浦・滋野 (2001)、滋野・松浦 (2003)、駿河・張 (2003)、阿部 (2005)、山口 (2005)、滋野 (2006)、坂爪・川口 (2007) などでは、育児休業制度の利用によって、出産を高めることを結論付けている。これらパネルデータの結論では育児休業制度は出産の促進や継続就業に有効としている。

一方で、コーホートデータを利用した研究では育児休業制度が女性の就業継続に与える効果は小さいことを導いている。慶応義塾家計パネル調査を利用して、四方・馬 (2006) では育児休業制度は必ずしも就業継続に有意な結果をもたらしているとは言えないことを示した。育休制度は就業継続を促進した可能性もあるが、1990 年代の不況の影響によって継続就業促進の効果が相殺された可能性を指摘している。佐藤・馬 (2008) では、2000 年以降について育休制度の利用は継続就業に有意な効果をもたらしている。ただし、景気回復による労働需要の増加や保育サービスの充実が原因である可能性も示している。

d'Addio and d'Ercole (2005) では、日本を含む OECD 16 か国のパネルデータ分析の結果、育児休業の期間が長いと、子どもを産んだ女性は労働市場に参入しなくなる。そのため、女性の労働供給が減り、女性の平均賃金が上がる。女性就業者にとって、育児の機会費用が大きくなる。その結果、出生率

が下がることを示している。柴田（2016）でも OECD 諸国のパネルデータ分析の結果から、「児童手当支出が増えると、翌年の出生率が上がる」、「産休育休支出が増えると翌年の出生率が上がる」という傾向は見られないが、「保育サービス支出が増えると、翌年の出生率が上がる」という傾向は見られることを示している<sup>6)</sup>。この結果から、先進諸国の母親は、仕事と育児の両立を求めることが多いため、仕事を中長期的に中断するような育児休業は、必ずしも出生率の向上には寄与しないと解釈している。

以上の知見をふまえると、出生率向上につながるような経済モデルはいまだ定かではない。とりわけ育児休業制度が出生率にプラスの効果をもたらすのか、それともマイナスの効果をもたらすのか、も明確ではない。今後さらなる研究成果の蓄積が望まれる。

なお、欧米先進諸国と異なる日本の特徴として、結婚と出産の関連が強いという事実がある。厚生労働省『人口動態調査』によると、父母が結婚生活に入ってから第1子出生までの期間が5年以内の割合は2014年に82.7%である。同調査から1年以内に子どもが誕生している割合は30.3%である。

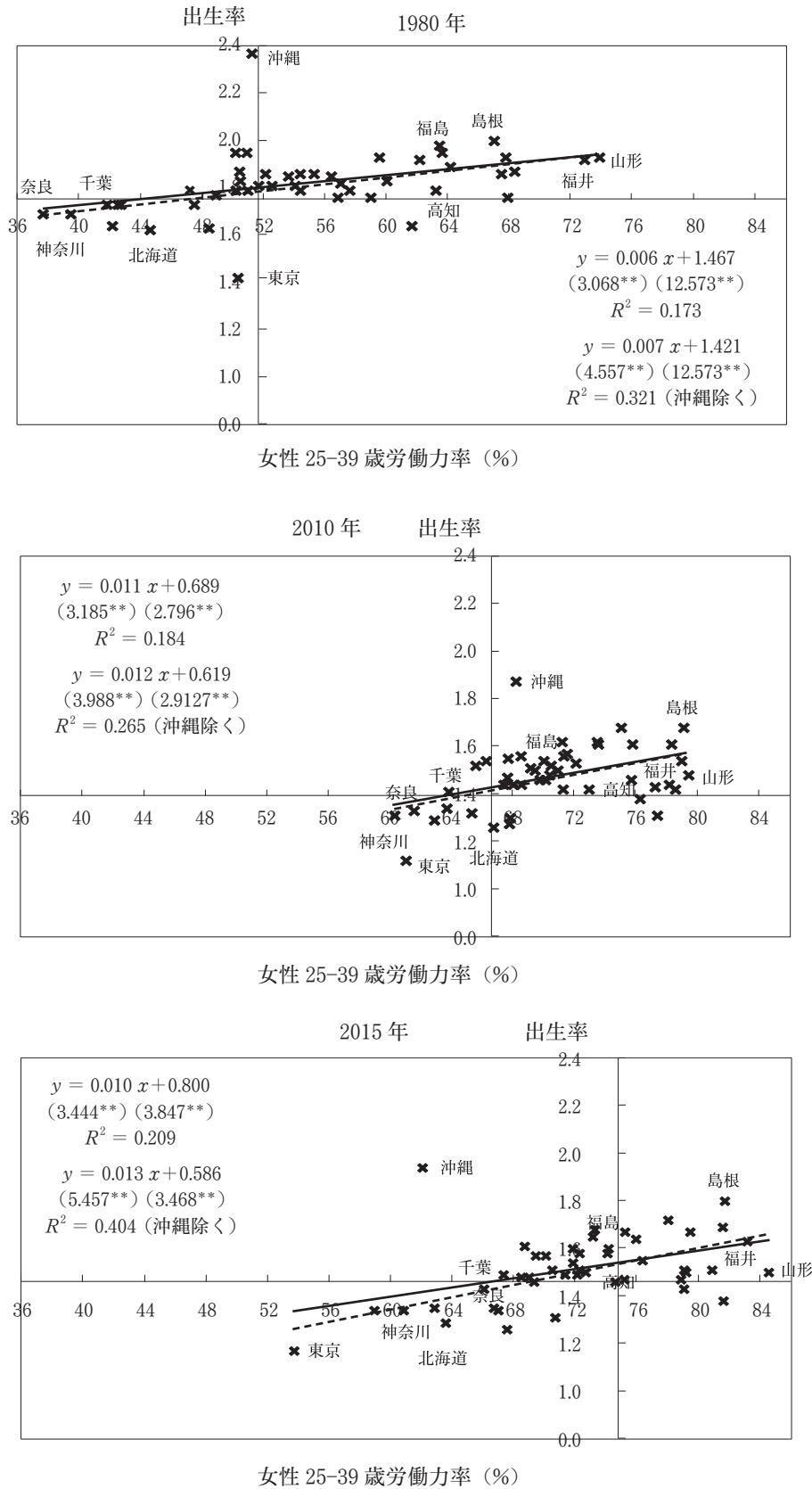
婚外子の割合は、Eurostatによると2013年にフランスで56.4%、スウェーデンで54.4%、EU諸国で39.7%であり、婚外子はごく普通の存在である。一方で、同割合は、日本では2014年に2.3%と極めて少ない。日本では未婚女性のまま子どもを持つことよりも、子どもができれば結婚するのが一般的である。したがって、日本の出生率低下の背景には未婚率上昇による影響が大きいと解釈できよう。

### 3. 出生率と女性労働力率の都道府県別比較

続いて、都道府県データから出生率と女性労働力率との関係を見よう。総務省統計局『国勢調査』から女性25～39歳の労働力率を、厚生労働省『人口動態統計』から合計特殊出生率を、単回帰の結果及び決定係数を図3に示した。なお、2015年の女性労働力率の数値は速報値である。また、図中には、出生率の高い地域及び低い地域を特徴的な地域として示している。散布図から、各都道府県が全国平均値と乖離が分かるように、両軸は全国平均値の数値に固定した。以下の散布図も同様の処理をしている。図3の都道府県データから、1980年、2010年、2015年について、若い女性労働力率の高い地域ほど、出生率が高いという有意な正の関係が見られる。大都市を抱える地域、東京、神奈川、千葉県などでは、出生率は低く、また若い女性の労働力率も小さい。一方で、山形、福井、島根県などでは、出生率は比較的高く、また若い女性の労働力率も大きい。さらに、女性労働力率の高い地域では、出生率の低下が比較的小さく抑えられていることが、正の関係を示す要因となっているのであろう。

また、図中には沖縄を除いた場合についても示した。沖縄は全国で最も高い出生率であり、散布図を見る限り外れ値として処理する方が適切と言えよう。沖縄を除いた場合の回帰式の係数や決定係数の数値はいずれの年も良くなり、係数の符号にも変化はない。出生率の高い沖縄の数値を取り除いても、出生率と女性就業率との間に何らかの有意な正の関係が存在していることを示している。この結果からも、近年少子化対策として、積極的に女性の就業支援策を推進されている。出生率と若年女性の就業率との間には、前述した時系列データでは有意ではないが負の関係が見出されるが、地域別データでは有意な正の関係が見出される。時系列データと地域別データとではデータの性質が異なるため、必ずしも同列に扱うことはできないが、地域別データからの有意な関係に基づけば、女性の就業支援は出生率の低下

図 3 都道府県別の出生率と女性 25～39 歳の労働力率



資料：総務省統計局『国勢調査』、『平成 27 年国勢調査 抽出速報集計』，厚生労働省『人口動態統計』。  
備考：全国平均値を原点とする。回帰式の( )内は  $t$  値を，\* は有意水準  $P < 0.05$ ，\*\* は  $P < 0.01$  を示す。

には必ずしもつながらないことになる。近年男女共同参加社会の建設やワーク・ライフ・バランスの諸施策が推進されていることも地域別データからの分析結果によるところが多い。

金子（2016）では、都道府県別の数値から少子化の要因を以下のように指摘している。持ち家率、世帯人員、共働き世帯割合、保育所数、一人当たり教育費、一人当たり住民税、男30～34歳未婚率、女25～29歳未婚率、女子労働力率、離婚率（千人当たり）と、被説明変数の合計特殊出生率との間で単相関係数を算出した。単相関係数の数値からであるが、出生率と世帯人員、共働き世帯割合、保育所数、一人当たり教育費、女子労働力率との間には正の関係を認めている。また出生率と女子労働力との間に正の相関が確認されたことを強調しており、女性の就業参加は少子化を加速するものではないことを示唆している。ただし、「第1次産業が未だ残っている地域社会では、家事労働として農業に従事する女性が多く、その合計された労働力率は高くなる」<sup>(7)</sup>ことに留意する必要性を指摘している。

一方で、金子（2016）では、出生率との間に一人当たり住民税、男30～34歳未婚率、女25～29歳未婚率は負の相関関係を得ている。結婚しないと子どもが産まれない特徴は日本だけでなく、東アジアにも多くみられる。結婚しない人が増えれば増えるほど、子どもは産まれなくなる。結婚・出産による労働市場からの退出によって将来的な稼得収入が減少する。そのような経済的な損失を受けて、出生率と未婚率の間には強い負の相関関係が存在する。一人当たり住民税という形で、日本社会では若者や若い家族に対する公的社会支出が少ないことも、若者が結婚することを減らしている可能性を指摘している。

#### 4. 育児休業制度の変遷

育児休業の規定は、教育職員等、看護婦、保母等の女性を対象として1975年に国・公立学校や施設の現場で初めて制度化された。民間企業においても、大企業で働いている女性を対象として、女性の定着を図るため育児休業制度が個別企業に導入されてきた。その後、合計特殊出生率が89年に「1.57」を記録したことを契機として、男性を含めた労働者の権利として育児休業制度が規定された。この規定は、92年に施行された「育児休業等に関する法律」の中に、男女の労働者に対して育児のための休業権保障として設けられた。厚生労働省（2016）によると、95年に介護休業制度を創設して「育児・介護休業法」として施行された。

2002年に施行された改正育児・介護休業法では、育児・介護を行う労働者に対して時間外労働の制限が設けられた。また、育児のための勤務時間短縮等の措置の対象となる子の年齢も1歳未満から3歳未満に引き上げられた。

その後の2005年に施行された改正育児・介護休業法では、年5日の子の看護休暇が制度化された。育児休業者の対象となる労働者の範囲拡大が図られた。有期間の労働者であっても、同一の事業主に1年以上雇用されており、子が1歳に達する日を超えても継続雇用される見込みがあることを条件として、育児休業が認められるようになった。子どもが保育所に入所できないなどの場合には、育児休業期間を1歳から1歳半年まで延長できるようになった。その後も、父親の育児休業の取得の促進及び有期契約労働者に対しての育児休業取得の適用拡大を目的として、育児・介護休業法はたびたび改正されている。

育児・介護休業法に加えて、雇用保険による育児休業給付金制度の創設や拡充を通じて、育児休業取得の促進が図られてきた。育児休業取得を促進させるために、育児休業中の雇用保険による給付金及び育児休業中の社会保険料の扱いの変遷を表 1 に取りまとめた。

育児休業法の制定当初には、休業中の所得補償の公的な仕組みは存在しなかった。育児休業の取得によって休業中に無給になると、育児休業取得の促進にはつながらない。そこで、雇用保険を利用して育児休業給付として休業前賃金の 25% を給付金として支給して、休業中の所得補償を行う仕組みを始め

表 1 育児休業給付金制度の変遷

## 育児休業給付金制度

1995 年 4 月 育児休業給付の創設 給付率 25% (育児休業基本給付金 20%, 育児休業職場復帰給付金 5%)
2001 年 1 月 給付率を 40% に引上げ (育児休業基本給付金 30%, 育児休業者職場復帰給付金 10%)
2005 年 4 月 給付期間の延長 (養育する子が 1 歳までから、一定の場合には 1 歳 6 か月まで)
2007 年 10 月 少子化対策として、給付率を 50% に引上げ 育児休業者職場復帰給付金 (20%) (2009 年度末までの暫定措置)
2010 年 4 月 少子化対策として、暫定措置の期限を「当分の間」に延長 育児休業を取得しやすく、就業継続を援助・促進するため、休業中と復帰後 6 ヶ月に分けて支給していた給付を統合し、全額 (50%) を休業中に支給
2010 年 6 月 同一の子について配偶者が休業をする場合には、子が「1 歳 2 ヶ月」に達する日まで最長 1 年間支給 (パパ・ママ育休プラス)
2014 年 4 月 育児休業取得を支援するため、休業開始後 6 月の間は給付率を 67% に引上げ

## 育児休業中の保険料免除

1995 年 4 月 厚生年金：育児休業期間中の保険料の免除制度の導入 健康保険：(被保険者負担分のみ免除)
2000 年 4 月 厚生年金：育児休業期間中の保険料の免除制度の改正 (事業主負担分も免除)
2001 年 1 月 健康保険：育児休業期間中の保険料の免除制度の改正 (事業主負担分も免除)
2005 年 4 月 厚生年金：育児休業期間中の保険料の免除制度の改正 健康保険：(子の対象年齢を 1 歳未満から 3 歳未満に拡充)
2014 年 4 月 厚生年金：産前産後休業期間中の社会保険料の免除制度を導入 健康保険：

資料：厚生労働省職業安定分科会雇用保険部会資料から作成。



た。育児休業中に支給される「育児休業基本給付金」及び育児休業終了後に職場に復帰したときに支給される「育児休業者職場復帰給付金」の2つの給付金で運営されていたが、2010年に「育児休業給付金」として一本化された。育児休業中の賃金補償率は、25%からその後40%、50%、67%と次第に引き上げられている。また、育児休業中の社会保険料（健康保険や厚生年金保険）の労働者負担分は免除されており、事業主負担分も免除されている。

第2次安倍晋三政権は発足当初「育児休業3年」<sup>(8)</sup>を掲げており、育児休業期間を2年に延長する<sup>(9)</sup>政府案を議論している。現在の育児休業期間を延長した場合には、育児休業給付金の支給期間も延長<sup>(10)</sup>となる。

## 5. 都道府県別に見た育児休業の利用率と出生率との関係

最後に、都道府県別に育児休業の取得率と出生率との関係を見よう。本稿で取り扱う育児休業の取得率について説明する。一般に民間企業の育児休業取得率は、厚生労働省『雇用均等基本調査』から求められる。この調査による育児休業取得率の定義及びその変遷を野城（2013）がよく整理している。なお、この調査では出産前に離職した女性を調査対象にしていない。また、厚生労働省は労働者の入職・離職理由を『雇用動向調査』で毎年調査している。離職理由として「出産・育児のため」とした25～34歳女性は2012年に7.7万人に上り、同年齢の離職者のうち8.2%に達する。そのため、離職者を含めて育児休業の取得率を算出した場合と比べて、継続就業している女性のみを対象とした『雇用均等基本調査』による女性育児休業取得率は過大推計の可能性がある。このことを畠中（2015）は「出産前に離職した従業員はカウントされない」と指摘している。

厚生労働省『雇用均等基本調査』は、全国集計の数値が公表されており、都道府県別の結果は公表されていない。多くの都道府県労働局では同調査に準じた都道府県単位の調査を実施している。しかし、調査時期や対象、手法などが必ずしも各地域で統一されていない。また、育児休業取得率を調査しているとは言えない地域も見受けられる。また、地域ごとの調査結果が全国的に報道されているものではない。以上から、都道府県単位別に育児休業の取得状況を厚生労働省関連の調査から見ることは困難と言えよう<sup>(11)</sup>。

総務省『平成24年就業構造基本調査』では、育児者<sup>(12)</sup>の実態として育児休業制度の利用状況<sup>(13)</sup>を調査した。この調査での育児休業の利用者は、1歳未満の子どもに限っている。そのため、育児休業の利用率を求める際には、母数は1歳未満の子どもをもつ人に限る方が適切であろう。畠中（2015）では、末子年齢1歳未満の夫婦と子供の世帯、夫婦と子供と親の世帯からの数値を母数として育児休業の利用率を推計している。しかし、育児休業の利用は必ずしも夫婦に限らず、一人親で利用している場合もある。また、公務員の場合には、育児休業を最大3年間取得できる。従業員への福利厚生支援策として、民間企業には育児休業期間を1年以上取得できるところもある。そこで、母数として育児者の数値をそのまま利用する。なお、この育児者は小学校入学前の子供の世話を含んでいる。そのため、育児休業の利用は1歳未満に限っているとした場合には比べると、6歳未満までを含めたこの育児休業の利用率は過小推計している可能性はある。しかし、この調査結果を利用すれば、都道府県単位で男女別に育児休

業の利用状況が分かること、育児者の中に働いていない女性も含まれていることから、地域ごとの就業と育児との関係を把握することができる。都道府県ごとに出生率と女性育児者の有業率<sup>(14)</sup>、出生率と女性育児休業の利用率を図 4 に示した。なお、これまでと同様に 25～39 歳に絞る。また、図には、出生率の高い沖縄を除いた場合の回帰結果及び決定係数も示した。

図 4 から、女性 25～39 歳の育児者の有業率は、有業率が高くなると出生率は上がるという有意な関係が見出される。沖縄を除いた場合であっても、係数の符号関係は変わらず、有意な正の関係が見られる。先の図 3 に示した 25～39 歳女性全体の労働力率と出生率との間の正の関係と同じく、育児者についても有業率と出生率にも有意な正の関係がある。

しかし、女性育児休業利用者の有業率に限ると、有意性は認められないが回帰式の符号は負になる。すなわち、育休利用者の有業率が高くなると出生率は下がることになる。育児支援策としての育休利用者が増えれば、出生率にプラスの効果が本来期待される。しかし、回帰結果からそのような有意なプラスの効果は見出されない。育休利用者は仕事を休業中であっても、厳密には就業者に分類される。したがって、育休利用者が増えるから、その分仕事をしていない無業者が増えることには必ずしもならない。しかし、調査への回答者が十分説明を理解せずに育休中だから無業と答えている可能性もあるかもしれない。ただし、そのような回答エラーによって、女性育休利用者の有業率と出生率の関係が大きく変化することは考えにくい。

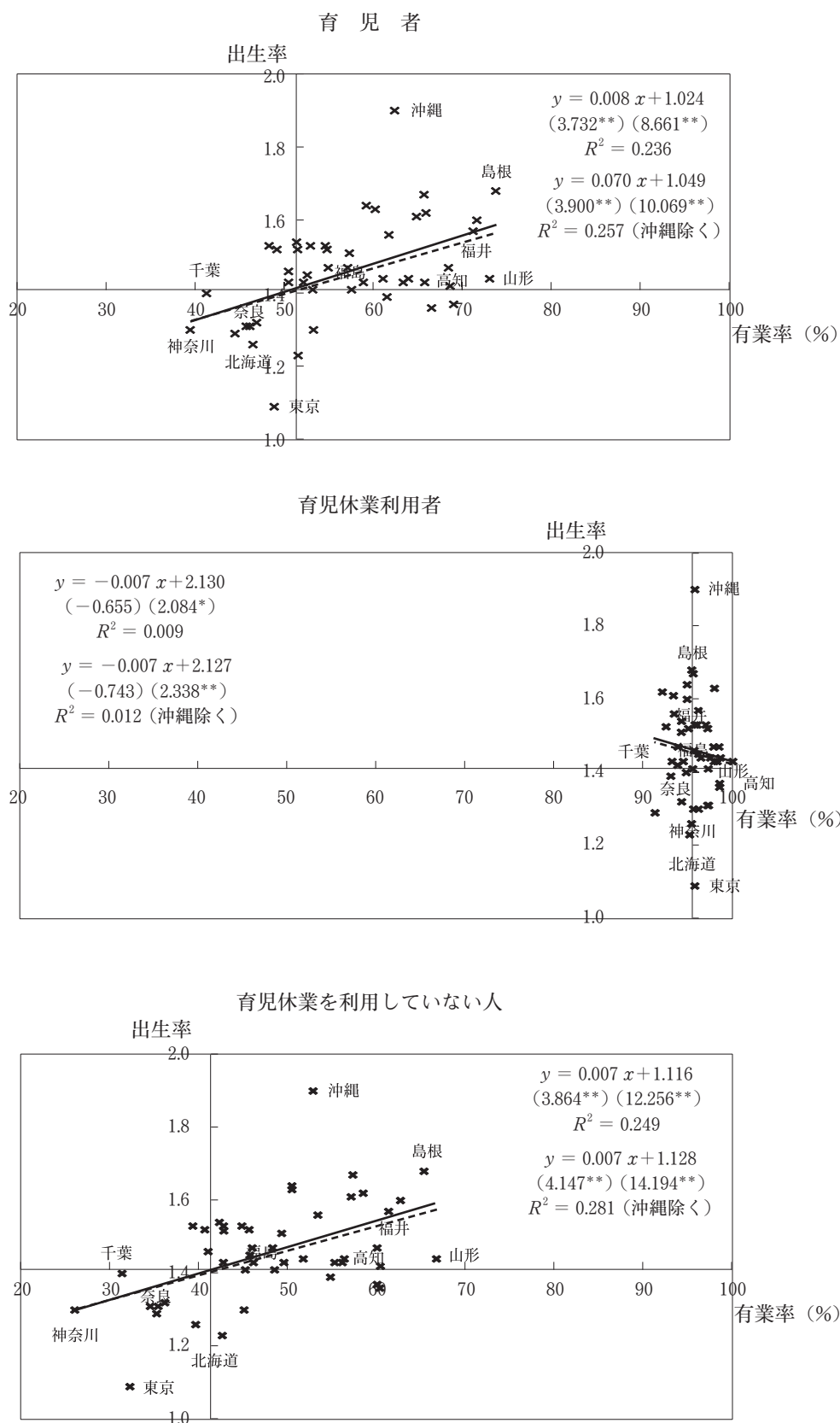
他方で、育児休業を利用していない人に限ると、有業率が高くなると出生率は上がるという有意な関係が示される。図 4 の中では決定係数の数値はもっとも良い。このことは、女性の就業支援として育児休業の利用よりも保育所の利用の方が適している可能性を示している。少子化対策として、育児休業の代わりに保育所の整備が重要であることがしばしば強調されていることにもつながろう。

続いて、都道府県ごとに就業状態別に育休利用率と出生率の関係を、女性について図 5 に、男性について図 6 にまとめた。就業状態として、無業者を含めた育休利用率、雇用者の育休利用率、正規雇用者<sup>(15)</sup>のみの育休利用率の 3 つである。図 5 と図 6 を見る限り、育休利用率が増えると、出生率が上がる有意な正の関係が見出されたのは、無業者を含めた女性育休利用者の場合のみである。残りの 5 つの図では、育休利用率が増えると、出生率が下がるという負の関係であるが、有意な負の符号が示されたのは男性育児雇用者に占める育児休業利用者の割合及び男性育児正規雇用者に占める育児休業者の割合の 2 つである。

なお、図 5, 6 について、無業者を含めた数値には次の点に注意する必要がある。統計調査結果の都合上、育児休業のみの利用率ではなく、短時間勤務や子の看護休暇利用なども含めた育児休業等利用率である。一方で、育児休業のみの利用者を求めることができる雇用者については、育児休業のみの利用率を算出した。そのため雇用者の育休利用率と雇用者以外の利用率には、利用率の内容が異なる。なるべく育児休業のみの利用者が出生率や就業率に与える効果を見たいために、そのような利用の指標を算出した。

図 5 から、女性の育休利用率が増えても、出生率にプラスに作用するとは限らない、という結果は先行研究の結果とも一致している。例えば、宇南山（2011）では、過去の総務省統計局『国勢調査』から、結婚・出産をする人が多い都道府県の方が女性労働力率は高い。結婚によって労働市場から退出する女

図4 女性育児者（25～39歳）の有業率と合計特殊出生率（2012）

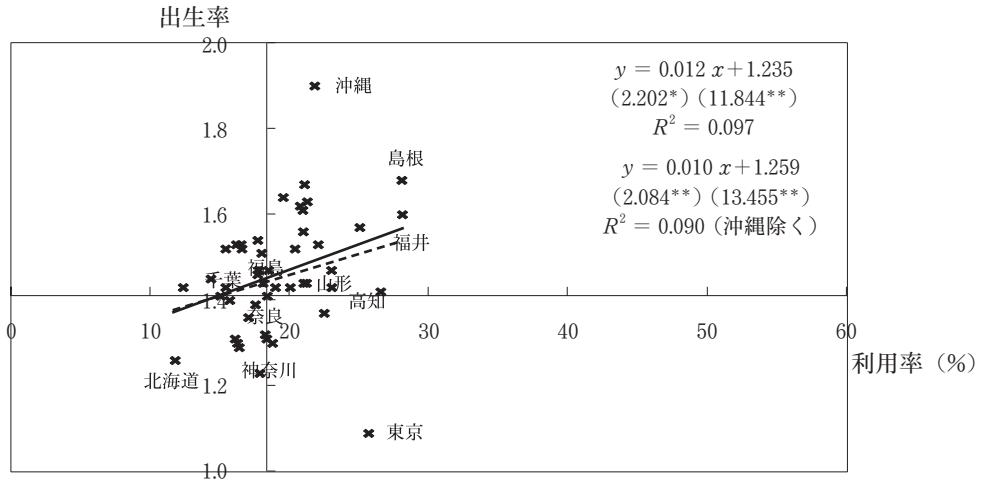


資料：総務省統計局『平成24年就業構造基本調査』、厚生労働省『人口動態統計』。

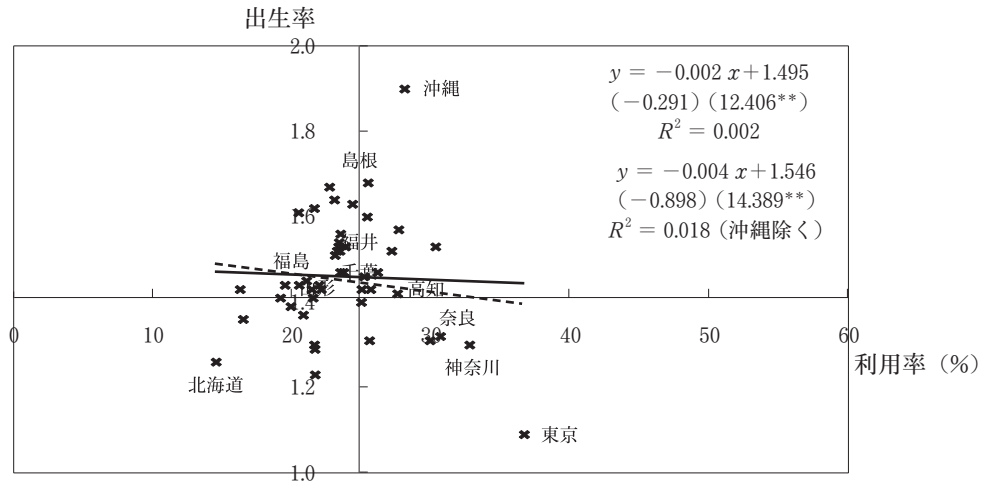
備考：全国平均値を原点とする。回帰式の( )内はt値を、\*は有意水準 $P < 0.05$ 、\*\*は $P < 0.01$ を示す。

図 5 育児休業利用者の割合と合計特殊出生率 (2012)

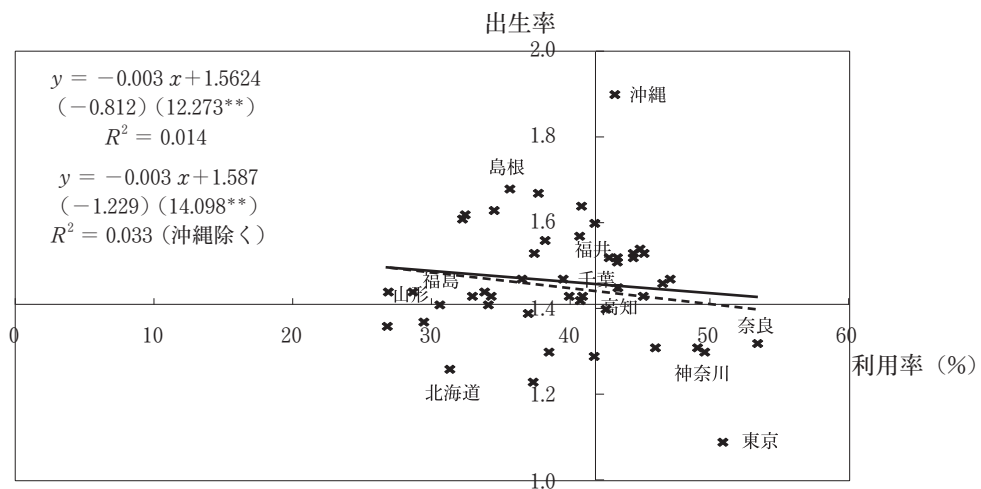
女性育児者に占める育児休業等利用者の割合



女性育児雇用者に占める育児休業利用者の割合



女性育児正規雇用者に占める育児休業利用者の割合

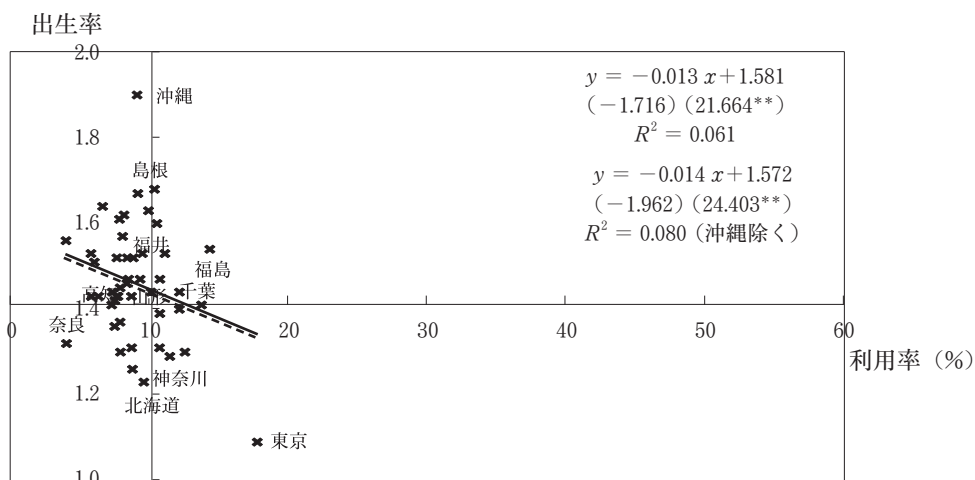


資料：総務省統計局『平成 24 年就業構造基本調査』，厚生労働省『人口動態統計』。

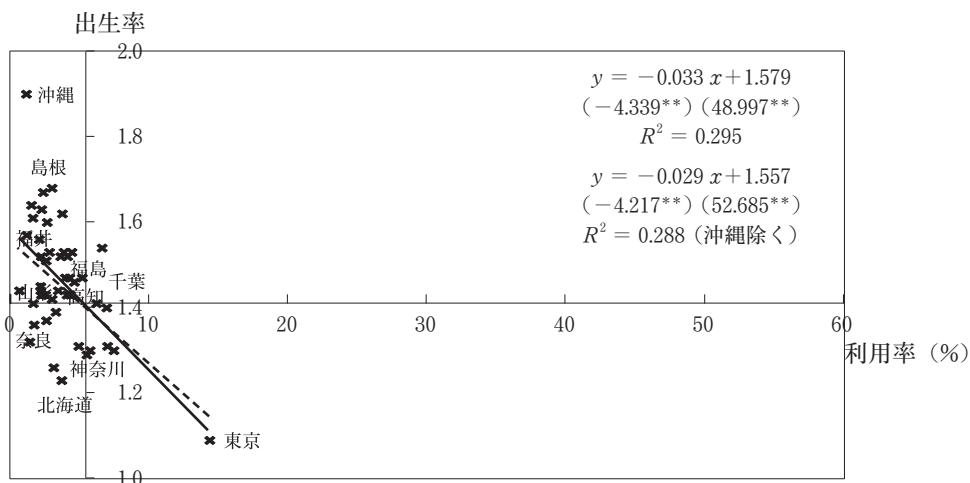
備考：全国平均値を原点とする。回帰式の( )内は  $t$  値を，\* は有意水準  $P < 0.05$ ，\*\* は  $P < 0.01$  を示す。

図6 育児休業利用者の割合と合計特殊出生率（2012）

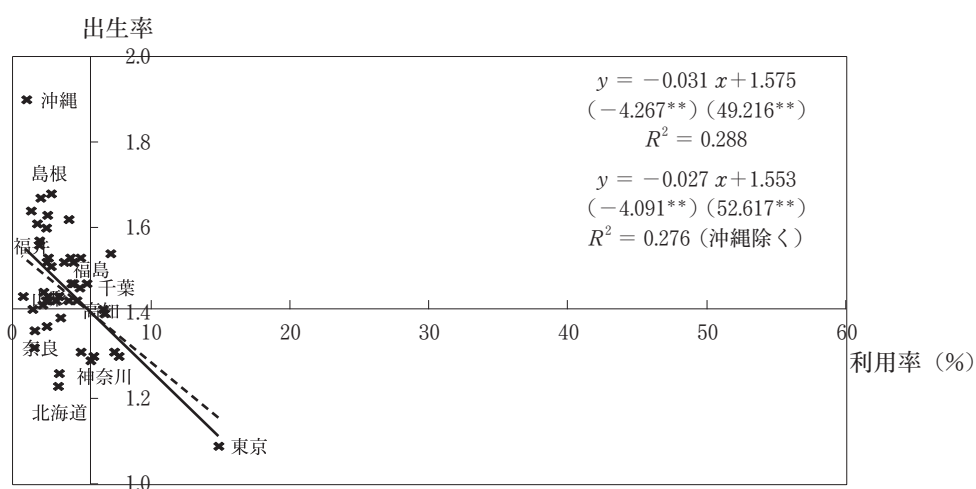
男性育児者に占める育児休業等利用者の割合



男性育児雇用者に占める育児休業利用者の割合



男性育児正規雇用者に占める育児休業利用者の割合



資料：総務省統計局『平成24年就業構造基本調査』，厚生労働省『人口動態統計』。

備考：全国平均値を原点とする。回帰式の( )内はt値を，\*は有意水準 $P < 0.05$ ，\*\*は $P < 0.01$ を示す。

性が多い都道府県ほど、結婚経験率の低下が大きい。少子高齢化への有効な対策として、女性の結婚・出産による労働市場からの退出を小さくすることを指摘している。そのための保育所整備の必要性を説明している。待機児童の解消のため、2000 年代に実施された保育所の整備は、女性の潜在的保育需要に対して不十分なものであり、少子化対策として保育所の更なる整備の必要性を強調している。また、育児休業制度の充実や 3 世代同居の補助などは、少子高齢化に対する政策的効果は小さいことを指摘している。

大石（2014）では、育児休業の取得は女性に偏っていることを指摘している。この結果、女性は採用時に不利に働く可能性がある。また、育児休業取得者が昇給や昇進の面での不利な扱いを受ける可能性もある。先の『雇用動向調査』からの女性離職者数や待機児童数を考慮すれば、女性自身のキャリア形成のためにも、育休取得の代わりに保育所整備によって、女性が継続就業できる環境整備の必要性は高い。

『平成 24 年就業構造基本調査』による育休利用率について、畠中（2015）は「育児休業等には年次有給休暇を取得した場合は含まないとしているものの、実際には育児等を目的とした年次有給休暇取得を育児休業と混同した回答者が多数いる」<sup>(16)</sup> 可能性を指摘して、『平成 24 年就業構造基本調査』の育休利用率が過大推計されていることを論じている。図 5 から正規雇用者に占める女性育休利用率は全国平均で 41.8%，最大値は奈良県で 53.4% である。一方で、図 6 から正規雇用者に占める男性育休利用率は、最大値の東京で 14.8% と 10% を超えており、全国平均でも 5.6% と 5% を超えている。厚生労働省『平成 27 年雇用均等基本調査』による育児休業取得率は、男性で 2.65%，女性で 81.5% である。この『就業構造基本調査』と『雇用均等基本調査』による育休の利用率には男女共に大きな差が生じている。2 つの調査は、調査対象、調査方法、調査内容等が異なるため、数値の比較は単純にはできず、『就業構造基本調査』から育休の利用率を算出すること自体に問題があるのかもしれない。しかし、都道府県別に統一された調査結果を利用して、男女別に育休利用率を算出して、少子化対策への基礎データとして活用する上で有意義である。

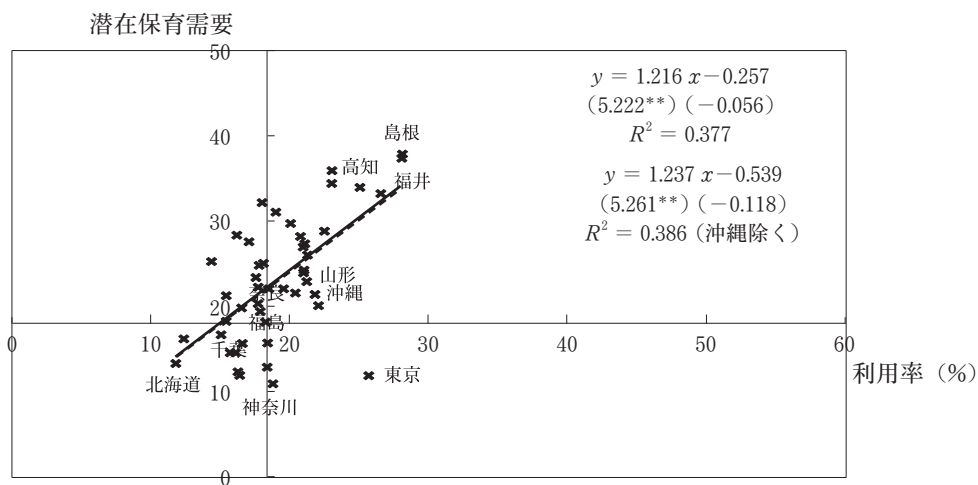
宇南山（2011）が強調する保育所の充実策と育休利用率の関係を図 7 にまとめる。保育所への需要として、保育所定員と女性人口との比（潜在保育需要）を地域ごとに算出する。女性人口は、総務省統計局『人口推計』から女性 25～39 歳人口を、保育所の定員は厚生労働省『社会福祉施設等調査』から利用できる。育児期に当たる女性 25～39 歳に対してどれくらい保育所が整備されているのか、育休利用率の間にどのような関係が見られるのかが分かる。

図 7 から、無業者も含めた場合には、女性の育休利用率が高まるほど潜在保育需要が高まるという有意な関係が認められる。一方で、雇用者または正規雇用者に限れば、育休利用率が高まるほど、潜在保育需要は必ずしも増えないという関係にあるが、この関係は有意な関係ではない。

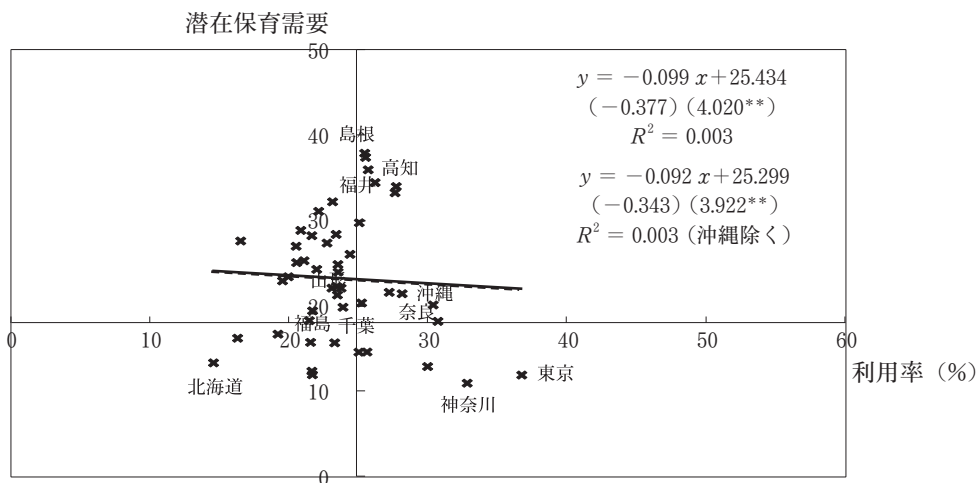
これまで都道府県別に出生率、女性就業率、育児休業の利用率などについて記述的な説明をしてきた。これまでに取り上げた指標を利用して、出生率あるいは女性有業率をどの程度説明できるのかを簡単な重回帰分析から確認する。被説明変数として、出生率及び女性 25～39 歳有業率を取り上げる。また、育児休業の指標として、育児休業のみを利用した雇用者割合（育休利用率）と、無業者を含めた育児休業等の利用者の割合（育休等利用率）の 2 つを使用する。水落（2016）も『平成 24 年就業構造基本調

図7 潜在保育需要と女性25～39歳女性の育児休業利用率

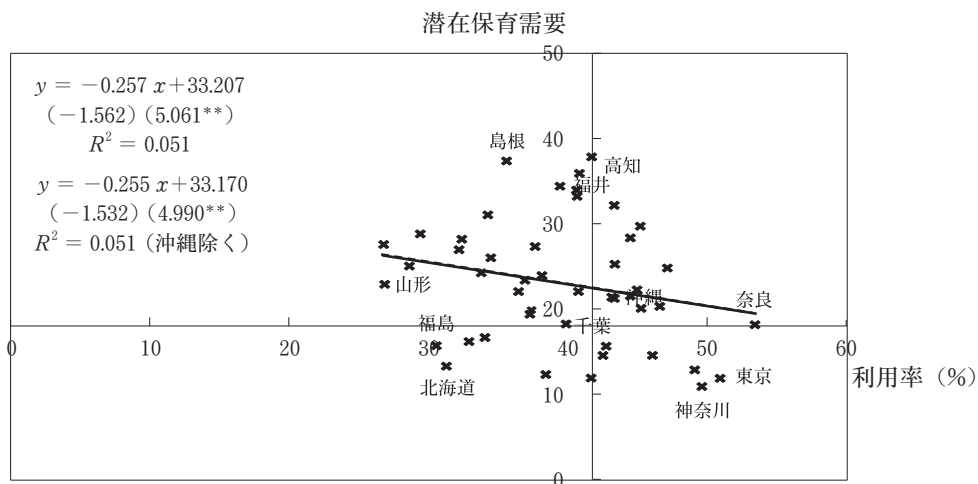
女性育児者に占める育児休業等利用者の割合



女性育児雇用者に占める育児休業利用者の割合



女性育児正規雇用者に占める育児休業利用者の割合



資料：総務省統計局『平成24年就業構造基本調査』、『人口推計』，厚生労働省『社会福祉施設等調査』。

備考：潜在保育需要=(保育所定員数)÷(女性25～39歳人口(万人))。全国平均値を原点とする。回帰式の( )内はt値を，\*は有意水準 $P < 0.05$ ，\*\*は $P < 0.01$ を示す。

査』を利用して、地域ごとの育児休業等の利用率を算出しており、女性有業率を被説明変数として男性育休等利用率や保育所定員率などを説明変数に加えた回帰分析を行っている。その結果から、男性育休等利用率は統計的に有意ではないが、保育所定員率の係数は正で有意な関係を導いている。

推定結果を表 2 に示す。出生率を被説明変数とした 2 つの推計結果は良くなく、決定係数も 0.399, 0.270 と低い。女性有業率の係数は共に有意ではなく、女性の育児休業の利用に関する指標の係数も共に有意ではない。一方で、男性雇用者の育児休業利用率は負で有意となっており、無業者を含めた育児休業等の利用率の係数は負であるが有意ではない。出生率を説明する回帰式として、女性有業率、女性の育児休業の利用や潜在保育需要以外に重要な要因が存在していることを示唆している。

一方で、女性有業率を被説明変数とした回帰式は、出生率の回帰式に比べれば推計結果は良く、決定係数も 0.685, 0.728 とそれなりの数値である。潜在保育需要の係数は正で有意である。潜在保育需要は、未婚女性も含めた保育所の整備状況を示している。保育所の整備が進めば、女性の有業率は増える。また、無業者も含めて女性の育児休業等の利用率が増えれば、女性の有業率は増える。この女性の育児休業等の利用率には、短時間勤務の利用や子の看護休暇の利用などの就業支援も含まれている。このような育児者への就業支援は女性の就業支援として役割を十分に果たしていることが示唆される。

この分析結果に基づくと、育児を理由に離職する女性が存在していることも考慮する必要性があらう。雇用者のみの育休利用率は有意な係数ではないが、無業者も含めた育休の利用率は有意な係数を示している。このことは、育児休業が利用できない女性が少なからず存在している。女性であっても、育休を利用できない、育休を利用しにくい職場環境に依然として直面している。そのため、女性全体に対して育児支援を実施することが就業率の増加につながる可能性を示していよう。このような無業者を含めた育児者を見た結果、継続就業しなかった人への育児支援及び就業支援策が今後の課題としてあげられよう。

女性有業率を説明する要因として、出生率の係数は有意ではない。このことは、育児支援政策は必ずしも出生率の上昇にはつながっていないことを示唆している。育児者への就業支援策は、女性を働きやすくすることにはつながっているが、現時点では子どもを増やすことには必ずしもつながっていない。

表 2 回帰分析結果

被説明変数	出生率			出生率			女性有業率			女性有業率		
	係数	標準誤差	有意水準	係数	標準誤差	有意水準	係数	標準誤差	有意水準	係数	標準誤差	有意水準
出生率							7.690	7.018		6.999	5.901	
女性有業率	0.004	0.003		0.005	0.004							
女性育休利用率	0.008	0.005					-0.281	0.222				
男性育休利用率	-0.031	0.010	**				-0.087	0.502				
女性育休等利用率				0.001	0.008					0.836	0.271	**
男性育休等利用率				-0.007	0.008					-0.299	0.328	
潜在保育需要	0.000	0.002		0.002	0.003		0.528	0.077	**	0.374	0.087	**
定数項	1.159	0.181	**	1.165	0.158	**	32.924	10.586	**	19.414	8.824	*
N	47			47			47			47		
R <sup>2</sup> 乗	0.399			0.270			0.685			0.728		
修正 R <sup>2</sup> 乗	0.341			0.200			0.655			0.702		

有意水準：\* :  $P < 0.05$ , \*\* :  $P < 0.01$



ただし、この回帰分析結果は説明変数の選択や推計方法などが十分洗練されたものではない。そのため、回帰分析の精度をより一層改善させる必要はある。

## おわりに

公的統計調査を利用して、都道府県ごとに出生率と育児休業利用率との関係を見た。本稿の育児休業の利用率は、広く利用されている厚生労働省『雇用均等基本調査』の数値とは大きく異なる。『雇用均等基本調査』では、都道府県別の数値は公表されておらず、民間企業の継続就業者を調査対象としている。そのため、育児を理由とした女性離職者が少なからず存在している現状では、この育児休業取得率は過大に算出されている可能性がある。『平成24年就業構造基本調査』では、無業者を含めた育児者の数値から育児休業の利用者割合を男女別かつ都道府県別に算出できる。都道府県別かつ男女別に育児休業の利用率を求めた研究は現時点では存在しておらず、都道府県別かつ男女別に育児休業利用率を算出して出生率との関係に迫ろうとしたことが本稿の貢献である。

育児休業の利用率を見る前に、女性有業率と合計特殊出生率との間関係について考察した。OECD諸国間のデータや日米仏の時系列データから、女性労働力率と出生率との関係について眺めた後、『国勢調査』の都道府県データを利用して、2010年、2015年において25～39歳女性の有業率と合計特殊出生率との間に有意な正の関係が見出された。さらに、『就業構造基本調査』の都道府県データから、育児をしている25～39歳女性の有業率と合計特殊出生率との間にも有意な正の関係が示された。しかし、育児休業の利用者に限ると、女性の有業率と出生率との間には有意な関係は見出されない。

また、25～39歳の育児休業の利用率と出生率の関係について、利用者を雇用者や正規雇用者に絞った場合には、女性では有意な正の関係を見出すことはできない。一方で、男性では有意な負の関係が示される。他方で、無業者も含めた育児者全体では、育児休業の利用率と出生率との関係を見た場合には、女性では有意な正の関係が示されるが、男性では有意な関係は示されない。

都道府県データを利用して出生率を説明する重回帰分析結果から、育児休業の利用は必ずしも出生率に有意なプラスの効果を与えているとは言えず、女性有業率も出生率に有意なプラスの効果をもたらしてはいないことを示した。一方で、女性有業率を説明する重回帰分析結果から、保育所の整備は、女性有業率に有意にプラスの効果をもたらす。また、女性の育児休業の利用者の増加は、女性有業率に有意なプラスの効果をもたらす可能性を示した。

女性有業率を説明する要因として、出生率の係数は有意ではなく、育児支援政策は必ずしも出生率の上昇にはつながっていないことを示唆している。育児者への就業支援策は、女性を働きやすくすることにはつながるが、現時点では子どもを増やすことには必ずしもつながっていない。

育児を理由とした女性離職者が依然として少なからず存在していることを踏まえて、育休を利用できない、利用しにくい女性に対する育児支援対策が女性の就業支援につながることも説明した。

育児休業の利用に関する調査項目は『平成24年就業構造基本調査』に新たに盛り込まれたため、過去の調査結果を利用することはできない。女性の就業行動や出生率の分析では、出生率や保育所定員などの差分の差分推計（Difference-in-Difference）を用いて頑健的な実証結果を得るものが近年増えて

いる。しかし、本稿の利用データには制約があるため、そのような手法を利用することはできなかった。今後の『平成 29 年就業構造基本調査』でも育児休業の利用に関する調査が継続されることが予想される。次回の調査結果を利用することで、より洗練された計量経済学の手法を利用して育児休業と出生率との関係をより明確できるように研究を進められよう。

また、本稿で利用した指標には改善の余地は多い。例えば、都市部において未婚化、晩婚化が進展している。未婚女性にとって、育児休業利用の必要性はない。合計特殊出生率は未婚女性も含めた数値である。未婚女性を除いた出生指標を算出して、その数値と育児休業制度の利用率との関係を見た方が育児休業の効果を検証する上では適切になるだろう。

さらに、育児休業制度の効果を検証する上では、第 1 子か第 2 子なのか出生順位も重要となるだろう。都道府県別に厚生労働省『人口動態調査』から母親の年齢別出生数や出生順位別出生数を求めることはできる。ただし、母親の年齢別かつ出生順位別の出生数は公表されていない。こうした統計調査の更なる活用によってより信頼性のある実証分析を試みる。

現時点では『平成 24 年就業構造基本調査』以外に都道府県別の育児休業利用者数を把握することはできない。統計調査を利用する上でも、様々な制約がある中で、できる限り実効性のある少子化対策につながる分析を進めていく。

\* 査読段階において匿名の審査員から有益なコメントを得た。ここに記して感謝の意を表したい。本稿のありうべき誤謬の責は全て筆者に帰するものである。

#### 〈注〉

- (1) 2015 年 9 月 25 日 日本経済新聞 朝刊 1 面
- (2) 1975 年は 10 カ国、フィンランド、フランス、西ドイツ、日本、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、米国、1985 年は 19 カ国、上記の 10 カ国に加えて、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、ギリシャ、イタリア、韓国、ルクセンブルク、英国、2013 年は 24 カ国、上記の 19 カ国に加えて、オーストリア、アイスランド、アイルランド、ニュージーランド、スイスである。
- (3) 韓国の数値は 1980 年からのものである。ドイツの数値は 1975～90 年は西ドイツ、91 年以降は統一ドイツのものである。
- (4) 少子化の原因を探る研究は膨大なものとなる。本稿は包括的なサーベイを行うものではなく、ごく一部の研究のみを取り上げる。
- (5) 内閣府 (2005)『少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書』を含めて 1980 年代半ばを転換点として指摘している。
- (6) 柴田 (2016) p. 160.
- (7) 金子 (2016) p. 108.
- (8) 安倍晋三首相は 2013 年 4 月 19 日「成長戦略スピーチ」の中で「3 年間抱っこし放題での職場復帰支援」を打ち出して、3 年間の育児休業を提案した ([http://www.kantei.go.jp/jp/96\\_abe/statement/2013/0419\\_speech.html](http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2013/0419_speech.html))。
- (9) 2016 年 9 月 14 日時事通信社によると、最長 1 年半の育児休業期間の延長に関する議論が 14 日、厚生労働省労働政策審議会雇用均等分科会で始まった。政府案では仕事と子育ての両立を支援するため、特例を 2 歳まで引き上げ、最長 2 年に延長することを念頭に置いている。
- (10) 2016 年 7 月 17 日付朝日新聞によると、「政府は雇用保険の積立金が財源の育児休業時の給付金も拡充する方針。受給できる育休の期間を、最長で 1 年半から、2 年にのぼすことを検討している。」(<http://www>.)

asahi.com/articles/ASJ7H4TZZJ7HULFA01K.html)

- (11) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 第7回 点検・評価分科会（2007年10月19日）渥美委員「例えば育児休業取得率の都道府県別データが非公開というのは残念である」（[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/priority/tenken/k\\_7/gijiyoushi.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/priority/tenken/k_7/gijiyoushi.html)）。
- (12) 総務省統計局『平成24年就業構造基本統計調査』による「育児をしている人」の定義は、未就学児（小学校入学前の幼児）を対象とした育児をいう。ただし、孫やおい・めい、弟妹の世話などは育児に含まない。ふだん育児をしているかはっきり決められない場合は、1年間に30日以上育児をしている場合とする。具体的には、乳児のおむつの取り替え、乳幼児の世話や見守り、就学前の子どもの送迎、つきそい、見守りや勉強・遊び・習い事などの練習の相手、就学前の子どもの保護者会への出席などである。
- (13) 総務省統計局『平成24年就業構造基本統計調査』による育児休業などの制度の利用した（取得した）制度の内容を以下のように区分している。なお、年次有給休暇を取得した場合はこれに含まない。「育児休業」とは、子が1歳になるまでの育児休業制度としている。その他に、「短時間勤務」、「子の看護休暇」、「その他（上記のいずれにも当てはまらない勤め先（企業）独自の制度など）」の利用状況について尋ねている。
- (14) 総務省統計局『平成24年就業構造基本統計調査』は、ふだんの就業・不就業の状態を調査している。有業者とは、ふだん収入を得ることを目的として仕事をしている人のことである。ふだんの就業状態がはっきり決められない場合には、1年間に30日以上仕事をしている場合を有業者としている。なお、無業者とは、ふだん仕事をしていない人、すなわち、ふだん全く仕事をしていない人及び臨時的にしか仕事をしていない人である。
- (15) 総務省統計局『平成24年就業構造基本統計調査』による「正規雇用者」とは、正規の職員・従業員と呼ばれている人である。
- (16) 畠中（2015）p.762.

#### 参考文献

- Becker, G. S. (1991) A Treatise on the Family, Harvard University Press.
- d'Addio, A. C. and d'Ercole M. M. (2005) "Trends and Determinants of Fertility Rates: The Role of Policies," OECD Social Employment and Migration Working Papers 27.
- Engelhardt, H. and A. Prskawetz (2004) "On the Changing Correlation between Fertility and Female Employment over Space and Time," European Journal of Population 20-1, pp. 1-27.
- 阿藤誠（1996）「人口学からみた少子化問題」日本精神衛生学会『こころの健康』11-2, pp. 1-16.
- 阿部正浩（2005）「誰が育児休業を取得するのか——育児休業制度普及の問題点——」国立社会保障・人口問題研究所『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会.
- 宇南山卓（2010）「少子高齢化対策と女性の就業について——都道府県別データから分かること——」RIETI Discussion Paper 10-J-004.
- 宇南山卓（2011）「結婚・出産と就業の両立可能性と保育所の整備」『日本経済研究』第65号, pp. 1-22.
- 大石亜希子（2014）「少子化対策のあり方：経済学的見地からのサーベイ」小峰隆夫, 21世紀政策研究所『実効性のある少子化対策のあり方——少子高齢化への対応は日本に与えられた世界史的な役割——』<http://www.21ppi.org/pdf/thesis/140602.pdf>
- 金子勇（2016）『日本の子育て共同参画社会——少子社会と児童虐待』ミネルヴァ書房.
- 厚生労働省（2016）『平成27年版働く女性の实情』<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/15.html>
- 坂爪聡子・川口章（2007）「育児休業制度が出生率に与える影響」『人口学研究』第40号, pp. 1-15.
- 佐藤一磨・馬欣欣（2008）「育児休業法の改正が女性の継続就業に及ぼす影響」樋口美雄・瀬古美喜・慶応義塾大学経商連携21世紀COE編『日本の家計行動のダイナミズムⅣ 制度政策の変更と就業行動』慶応義塾大学出版会.
- 四方理人・馬欣欣（2006）「90年代の両立支援策は有配偶女性の就業を促進したのか」樋口美雄・瀬古美喜・慶応義塾大学経商連携21世紀COE編『日本の家計行動のダイナミズムⅡ 税制改正と家計の対応』慶応義塾大学出版会.

- 滋野由紀子・松浦克己（2003）「出産・育児と就業の両立を目指して — 結婚・就業選択と既婚・就業女性に対する育児休業制度の効果を中心に —」『季刊社会保障研究』第 39 号(1), pp. 43-54.
- 滋野由紀子（2006）「就労と出産・育児の両立 — 企業の育児支援と保育所の出生率回復への効果 —」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所『少子化と日本の経済社会』日本評論社.
- 柴田悠（2016）『子育て支援が日本を救う — 政策効果の統計分析 —』勁草書房.
- 駿河輝和・張建華（2003）「育児休業制度が女性の出産と継続就業に与える影響について — パネルデータによる計量分析 —」『家計経済研究』第 59 号, pp. 56-63.
- 内閣府（2005）男女共同参画会議『少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書』.
- 野城尚代（2013）「育児休業取得率をめぐる動向 — 政策的観点から —」『東洋大学人間学総合研究所紀要』第 15 号, pp. 101-112.
- 畠中亨（2015）「育児休業取得における所得保障制度の役割」『中央大学経済研究所年報』第 46 号, pp. 755-767.
- 松浦克己・滋野由紀子（2001）「保育園, 育児休業制度と出産行動」『郵政研究所ディスカッションペーパーシリーズ』.
- 水落正明（2016）「都市と地方における女性の就業の違い」加藤久和, 財務省財務総合研究所『女性が活躍する社会の実現 — 多様性を活かした日本へ —』, 中央経済社.
- 山口一男（2005）「少子化の決定要因と対策について — 夫の役割, 職場の役割, 政府の役割, 社会の役割 —」『季刊家計経済研究』第 66 号, pp. 57-67.



## 後藤新平と自治の理論

高橋 力

### 要 約

「地方自治の担い手はいったい誰か」を考えるに当たり、「自治の原型」を求めると、それは、中世期に形成され確立された「村落共同体（ムラ）の自治」ということが識者共通の考え方である。農村集落の人々の共同生活がムラになり、やがて皆が守るべき「決まり」が定められ、そこには、村おさがいて、人々の考えをまとめ、皆が生活できるよう相談し合った。それが、室町時代から徐々に形成され徳川幕藩体制時代に確立されていった「村の自治」である。

そして、市制町村制の施行に先立って断行された「明治の町村合併」によって大字単位での集落が形成され「自治」というものになった。ただ、それが特定の人物による支配となりやがて官治色が強くなってきた。その流れを変えようとしたのが、「自治の議論」である。

長年の風俗、習慣を変えることは、この論文で述べるように、後藤新平が台湾で取り組んだように簡単なものではなかった。だから、地方分権の議論も、平成の合併を行ったにもかかわらず、いろいろな課題が生じてきている。自治の成り立ちのとおり推進していけばなにも問題がないように感じられるが、社会、経済の変化や住民の考え方の変化などにより近代国家になった今でも、「自治」をめぐる議論が盛んに行われているところである。

これらの時代の流れの中に生を受け、生きた後藤新平の生涯と新平が考えた自治の理論から自治の本質について述べたものである。

後藤新平は、「人間には、自治の本能がある。この本能を意識して集団として自治生活を開始するのが文明人の自治である。」としている。「自治」とは、狭義の地方自治にとどまらず、一人ひとりが、自分の生活を左右する判断を引き受け、責任をもってそこに参加することである。自治の基調は、生命を愛護し、その生命を愛護するために、経済生活において徹底的に浪費しないことであるとしている。

自治を単に官治的の地方自治に限るものではないとする「生物学的自治」、「各種の職業組合ももちろん、自治でなければならない。「産業」もまた、いうまでもなく自治でなければならない。繁盛すれば有頂天になり、少しばかり逆境に陥ればたちまち行政に救済を叫ぶなどというのは、自治とはほど遠い。隣人とともに、生活するとなれば、隣人との相互扶助がなくてはならない。相互扶助がなければ相互制裁もなければならない。

これは、後藤の自治の精神であるが、これからの日本、経済のグローバル化、貧困、安全保障などの世界的課題を解消していくには、自分の主張ばかりは通らない。国益ばかりではなく、相互扶助の精神で対応していかなければならない。

二十一世紀は、「有限」、「環境重視」、「少子高齢化」、「人的交流」「ハードからソフトへ」がキーワードである。このようななかで、これから日本はどのように進むべきだろうか。この時代、改革の時代に向かうことが「問われている」時代である。

このような時代には、新たな理念、目標に取り組む「構想力」、「勇氣」、「決断力」、「リーダー性」そして「実行力」が強く求められている。従来の社会システムを改革していく必要がある。国民に、「新しいビジョン」を示し、リードするのが政治家の役割である。

今こそ、自治三訣が生き、求められる大事な時代はない。「時代の先覚者」後藤の先見性と実行力に学ぶ必要がある。医師であればこそ、「人」を大事にする精神。それでいて「政治家」、「台湾近代化の父」、「都市計画家」、「外交家」、「鉄道の父」といろいろな顔は、後藤の努力の賜物といえる。後藤は、偉人である。渡辺幾治郎は、その著書『大隈重信居』のなかで、「偉人とは、時代の産児であり、時代の情勢、使命、要求及び苦悩を代表した者である。」と述べている。

いつの時代も、行政が、自助・互助・共助の領域まで求められる習性、守備範囲が限りなく拡大しつつある現代、自らに問い直し、地方自治の原点に立ち返り、行政と市民の「協働のまちづくり」を一步一步進めていかなければならない。

本論文は、後藤の生涯を通じ、「なぜ」、「どのようにして」と難局に正面から対処し、多彩な人物交流を展開し、明治、大正の危機的状況と格闘し、「後藤流」自治に取り組んできたかを述べ、「自治三訣」が「地方自治の基本精神として」しっかりと確立していく必要性について指摘するものである。

## 1. はじめに

「先見の政治家」と呼ばれ、数々の仕事を遺した後藤新平（以下「後藤」という）は、仕事の大きさに比較して、今日の人々に忘れられかけた政治家になってきてしまっているのではないだろうか。それは、彼の仕事が多岐の分野にわたっているため、その全体像を見渡すことが後世の私共にとって困難となってきたためである。

時には、「大風呂敷」と揶揄され、誤解されたこともあった後藤であるが、その業績は、近代日本の内外の要請に即応し、100年先の我が国の社会は当然のこと、併せて世界をも位置付け、先を見通した、複眼的思考から組み立てられていたことが理解できる。生誕160年を迎えようとしている今日、それらの仕事を遂行するときにつねに、根底に、そして動機付けていたのが、「自治、公共」の精神であった。

一方、生涯、執拗なまでに推進した科学的調査も、人材発掘や人材育成への力強い意志も、都市のランドデザイン設計者としての顔も、すべては「自治する公民」の創造に向けた活動の側面であったといえよう。その根本となった思想が、後藤を他の多くの政治家からはっきりと分かつ。

東日本大震災を期に関東大震災後の帝都復興に稀代のリーダーシップを発揮した後藤が再評価されている。後藤には、通信・鉄道、外交・国際関係、都市計画・帝都復興という三つの分野の業績があるが、何といても後藤の最大の功績は、生涯を通じた自治と都市計画、帝都復興であろう。

しかし、私は、後藤の人々を愛し、人に愛された自治・教育（人材育成）が生涯、根底にあり、これらに対する情熱、意欲、指導力が、生涯を通じた功績として今に受け継がれるようであればたいへん幸せである。

後藤の足跡を訪ね、改めて、後藤の目指した、「自治三訣」を基本とした、「後藤新平と自治の理論」を考えてみたい。

## 2. 後藤新平の生涯

### 2.1 誕生から医学の道へ

後藤新平は、安政4（1857）年、現在の岩手県奥州市水沢区吉小路に生まれた。6歳のときに武下節



資料1 内務大臣時代の後藤新平<sup>(1)</sup>

山の塾で漢学と書道を学んだ。腕白でいたずらが激しく、先生に強く叱られることもしばしばであったと言う。負けじ魂の強い後藤は、暮らしは楽ではなく、つつましく、質実堅固の生活のなかで育ったが、後藤の祖父は、蘭学者高野長英の親戚に当たり、この人脈は、後の生き方に大きな影響を与える。

慶応3（1867）年、12歳のとき、仙台藩は深刻なリストラが実施され、後藤家も武士の身分を失い平民となった。明治維新により、当地は、胆沢県庁が置かれ、生涯の恩人大参事（副知事に相当）安場保和が着任、県庁で安場の学僕となり、夜は、安場の部下、阿川光裕に学問と生活指導を受けた。

後藤は、阿川のすすめで、福島県須賀川医学校に入学し、学資の支援を受けながら猛勉強し、明治9（1876）年、優秀な成績で、医学校を卒業した。ただし、学歴エリートとは異なった「変則医学」であり、独学で学問を身につけた。

ちょうどその頃、恩師安場が愛知県令に、阿川もまた、警備部長として名古屋に転任していた。後藤は、二人に名古屋に呼び寄せられた。そして愛知病院の三等医に採用された。指導者はオーストリア出身のローレッツ博士で、西洋医術と衛生学を学ぶことが出来た。24歳の若さで愛知病院院長と医学校長に就任した。

## 2.2 自由党総裁板垣退助との出会い

明治15（1883）年、後藤27歳。人生の大転機が訪れる。岐阜で遊説中の自由党総裁板垣退助が暴漢に襲われ負傷した。後藤は、名古屋から岐阜に往診して適切な治療を行い完治した。これが評判となり、長与専斎、石黒忠憲が、後藤の自ら率先して実行に移す指導力と行動力を高く評価した。そのことから内命もあったこともあり、内務省衛生局に採用されることとなった。異例の抜擢人事である。

その後、明治22（1889）年、著書『国家衛生原理』を出版した。そして、翌23（1890）年からドイツ留学を許され、北里柴三郎とともにコッホ博士の研究室で学び、たいへん難問であるミュンヘン大学で医学博士を取得した。この間、他分野の研究者と交流し、「人を使い、人を動かす包容力、器量」を身につけたと言われている。

## 3. 台湾総督府の民政長官

### 3.1 台湾の歴史

台湾は、大陸にとっては長らく中華文明の教化の及ばない「化外の地」であり、そこに住む人々は「化外の民」とみなされ、大陸がその領有に関心を示すことはなかった。「台湾」という文字が使われたのは、万暦年間（1573～1620）に秀戯光によって書かれた「蓉洲文稿」といわれている。1590年頃ポルトガル人が「発見」して、ここをイラ・フォルモサ（美しき島なるかな）と台湾を襲用してきたとされている。

しかし、台湾における原住民族についての研究はいろいろ進められているが、それは台湾が日本の統治になってからである。

台湾はその後、オランダ、スペインの支配を受けるが局地的、一時的なものであり、大陸が台湾に関心を持っていなかったと言う事実を証している。



### 3.2 台湾の基礎を築いた後藤ら日本人たち

下関条約により、明治28(1895)年、210年余続いた清朝の統治が終わり、日本の割譲が決定すると各地で武装蜂起した。このため日本の台湾接收は難航し、全島の要地を占領するまでおよそ半年を費やすことになった。

日本が台湾統治後、台湾総督府が最初に行ったのは台湾全島の地理、地形、地勢などの調査であり、それらに基づいた都市計画によって道路、鉄道、港湾、電信、電力、上下水道の整備が進められた。

そうした台湾近代化の基礎と道筋づくりを推進したのは、第4代総督・児玉源太郎とその下で明治31(1898)年、一般行政を担当する民政長官に任命された後藤である。特に後藤による台湾統治の考え方と実践は、台湾の近代的な基盤整備における土台を築いただけでなく、あとに続いた若き技術者たちの道標ともなった。後藤は、台湾統治に当たって「生物学の原理」に従い「タイの目を鯛の目にする

ことはできない」と語った。社会の習慣や制度は、生物と同様で相応の理由と必要性から発生したものであり、「無理に変更すれば当然大きな反発を招く」とし、日本人と台湾人の分離政策を遂行した。これにより、日本人と台湾人の融和が図られ、インフラ整備、衛生、教育制度が進め易くなっていったのである。

児玉源太郎、後藤を除く台湾近代化の基礎を築いた主な日本人たちを上げると、次のとおりである。

桂太郎(軍人政治家、総理大臣)・新渡戸稲造(農学博士)・八田與一(水利技術者)・三田定則(医学博士)・西郷菊次郎(宜蘭庁長)・浜野弥四郎(水道技術者)・伊能嘉矩(人類学者) 順不同

## 4. 満洲の開発から日本の近代国家に向けて

### 4.1 南満洲鉄道初代総裁に就任

後藤は、台湾から帰国するや、落ち着く暇もなく、明治39(1906)年、新たに設立された「南満洲鉄道株式会社」(以下、「満鉄」という)の初代総裁に就任した。鉄道事業を中心として広範囲にわたる事業を展開し、日本軍による満洲経営の中核となった。鉄道、港湾、都市づくり、住民生活の安定に努めた。後藤の「午前八時の男でやろう」というスローガンは、リーダーの精神として有名である。

ことに、鉄道の、レールの間隔の変更(改軌)は、初期満鉄の大きな問題であった。いわゆる広軌である。後藤は、在任中、明治41(1908)年、大連から長春まで国際標準軌間の1,435mm改築を完了させた。この事業に当たった人物、技術が、後の東海道新幹線等、我が国の幹線鉄道の整備を担うこと



資料2 児玉源太郎と後藤新平<sup>(2)</sup>

になった。

なお、後藤の発案で設けられた満鉄調査部は、当時の日本が生み出した最高のシンクタンクのひとつであった。

## 4.2 日本の近代化・東京大改造計画

後藤は、明治31（1908）年、初めて逓信大臣となつてから、内務・外務大臣を務め、近代日本を築くために活躍した。特に、鉄道院総裁を三度も務め、鉄道の広軌化や中央駅（現東京駅）の建設等に情熱を傾けた。現在の全国新幹線鉄道敷設計画の基本である。

大正時代は、海外、我が国にとっても激動の時代であった。大正9（1920）年、東京市長になると日本の首都東京の近代都市化を目指し、当事としては、大規模な8億円の大事業計画を立案、それは東京改造ビジョンを示したもので、その大きな構想力は、日本近代都市計画の父と呼ばれ、世評「大風呂敷」と言われた。

後藤の特徴は、調査重視である。市長時代、都市自治・都市問題を研究するシンクタンク「東京市政調査会（現後藤・安田記念東京都市研究所）」を設立した。これは、アメリカの政治外交史学者チャールズ・ビアードの指導によるものである。また東京市職員、教員研修所を設置し、人材育成にも努めた。

さらに大正8年（1919）年、拓殖大学第三代学長に就任し、亡くなるまで務めた。そのときの学監は、新渡戸稲造である。

## 4.3 少年団（ボーイスカウト）設立と自治の精神

大正11（1922）年、日本ジャンボリーが開催され、少年団活動に理解のある後藤は臨時総裁を引き受け、どんな相談にも熱心に応じ大盛會に終わると、正式の総裁に就任している。同時に後藤は、全国各地に出向き自治の精神を広めようと努力した。

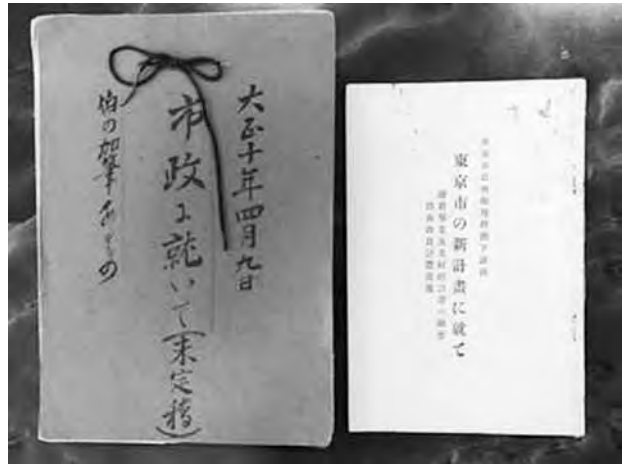
これが、自治三訣、「人のお世話にならぬよう、人のお世話をするよう、そして酬いをもとめぬよう」、そして、「政治の倫理化運動」であり、多くの人たちに伝えている。

本論文では、後藤の自治の精神で詳しく考察することにする。

## 5. 関東大震災と帝都復興計画

### 5.1 復旧ではなく復興を

関東大震災については数多くの出版物が発行され、震災から復興まで紹介されており、この項では概括的内容について述べる。



資料3 東京市の新計画に就て<sup>(3)</sup>

大正12（1923）年9月1日、後藤が東京市長を退いてまもなく、関東地方に大地震が発生した。これが関東大震災で、地震後に生じた火災で東京と横浜では市街の大半が焼失した。東京市では30万8,000世帯、133万4,000人（ほぼ6割）が罹災し、また死者は5万8,000人に達する未曾有の大災害であった。東京では、都心部と下町のほぼ全域が焦土と化したのである。

政府は新たに組閣し、後藤は、山本権兵衛内閣の内務大臣となり、帝都復興のための復興院を創設、自ら総裁となって陣頭指揮を執ったのである。親任式は赤坂離宮の広芝でローソクの灯りの下で実施された。

後藤はその日一日で復興基本方針を練り上げた。「遷都を否定する」、「復興費は30億円とする」、「欧米の最新の都市計画とする」、「都市計画の実施のために地主に断乎たる態度をとる」という四つの原則である。後藤の計画は都市計画を実施し、抜本的な都市改造を実現する「復興」であった。

帝都復興計画の事業費は余りに膨大であったため、復興計画に対する各審議会、議会の政治的攻撃は大きくなり、最終的には7から8億円の削減を余儀なくされた。区画整理の手法も取り入れ、後藤自らも地権者の説明に当たったが、理解には時間を要した。

帝都復興では幹線道路、橋梁、公園、学校もアパート整備されたが、計画実現には至らなかった。後の市長永田秀次郎は、昭和5（1930）年10月1日を自治記念日として復興の一つの区切りにしたが、今も当時の計画事業が行われている。

後藤は、大正13（1924）年、NHKの前身である東京放送局総裁となり、文化の機会均等、家庭生活の革新、教育の社会化、経済活動の敏活化を述べている。

昭和3（1928）年伯爵に叙され、昭和4（1929）年、「政治の倫理化」の全国行脚で岡山に向かう途中、京都で発病、府立病院で逝去した。71歳の生涯を閉じた後藤は、青山墓地に和子夫人と並んで埋葬されている。

## 6. 現在の自治・分権に生きる後藤の精神

### 6.1 後藤の自治とは

後藤の本、『国家衛生原理』、『衛生制度論』が刊行される前後、明治憲法体制の下で地方制度が整備され、明治22（1889）年の町村制、翌年の府県制の公布によって、地方分権制度が一応法的には確立された。

後藤の自治の基本は、「生物学的原理」から導き出されていたのである。後藤は、「人間には自治の本能がある」この集団が、つまりは、社会や国家はあくまで人間の衛生のためのものであり、「自治の本能」の延長上にあるという訳である。医学から出発した後藤ならではの指摘といえよう。



資料4 後藤新平の衛生制度論<sup>(4)</sup>

後藤にとって公共とは、まさに有機的自治組織体での生活そのものを指している。「ゆい（結）」や「もやい（催合）」などと呼ばれる自治的な組織体における生活である。今の町内会、自治会等に当たり、それが現在の行政と市民等による「協働のまち」の基本になっていると言って間違いのないであろう。

さて、衛生の分野では、内務省衛生局長長與与專齋がかねてから「自治衛生」を衛生行政の「二大支柱」の一つとして掲げ、地方自治の発展を促進してきた。その影響を受けた後藤の『衛生制度論』も、地方分権の拡大を照準にして展開されたものであった。

「中央政府ハ専ラ行政ノ指導監督ヲ掌ルモノナレバ衛生制度上ノ中央機関ノ職務亦然リ」<sup>(5)</sup>。後藤は、衛生の中央機関（内務省衛生局）の役割を、衛生行政の「指導監督」に限定し、実際の衛生行政の担い手は、府、県、郡、市、町、村など地方自治体であるべきと見ており、論の冒頭において自治の重要性について次のように指摘している。

「自治制ト衛生制度トハ頗る重要ノ関係ヲ有セリ、何トナレバ日ニ遂テ繁雑ナル衛生上危害ノ存スル所ハ地方（即市町村）ニ在リ、其除害ヲ直接ニ実施スルノ機関モ亦地方ニ存ルヲ以テナリ。若シ今日ニ於テ衛生制度ヲ等閑ニスルノ旧弊ヲ脱セズンバ自治ノ良習ヲ完成スル所ノ要素既ニ缺ケタルモノナリ焉ゾ能ク代議制ノ美ヲ致スコトヲ得ンヤ。此ニ衛生制度論ヲ講ズルノ急務タルコト知ルベキナリ」<sup>(6)</sup>。

このように、後藤は、まず衛生軽視の旧弊からの脱出と地方の自治精神を、衛生制度発達の保障と見ていたのである。この地方自治の思想は、近代的個人主義、人間の自立精神に根拠し、これらの自治、自立の思想は、『衛生制度論』に通底した精神であった。そのほか、後藤が構想した衛生制度は、主として地方分権の精神に富むイギリスの公衆衛生制度をモデルにしていることから、彼の地方自治への関心の高さが窺える。

## 6.2 次世代を担う人材の育成

後藤は、生涯を通じて「人材育成」、「事業に係る徹底した調査」を基本とした。この世のなかを作っているのは人であるとおつねに言っていた。どんな仕事、どんなときも「人」に尽きると考えていた。そのためには、人材を育てなければならないとした。「一に人、二に人、三に人」はあまりに有名である。そこで、いかにして当時の、また、次世代のために、自らの経験をもとに人材の育成に努めたかを述べたい。

### 6.2.1 訓戒和歌集 — 自治に係わる生活

後藤は、保田光則が編んだ和歌集を父母の指導のもとに愛誦。これを後藤家の家訓・庭訓とした。後藤は、物心つく以前からこれらの和歌を誦じ、幾首かを常に朗吟して自らを戒め、後年は近親者に訓えることを常としている。自治意識の始まりである。

### 6.2.2 台湾治政 — 一つの自立国家

明治31（1898）年、台湾着任まもなく児玉から、台湾治政について施政方針演述の草稿を命じられたが、後藤は、「鯛の目をにわかひらめの目にしろと言っても出来るものではない」、「生物学の原則によらなければならない」と台湾の長年の慣習を重んじた。その上で、台湾に足りないもの、ないもの、

三大事業（鉄道、築港、土地調査）、三大専売制（阿片、樟腦、食塩）はもちろんのこと、ことに、台湾の学制の目標は、島民の「教化」であった。総督府は、基本的には、現地人教育を除き、他はすべて公学校とし、教員の俸給などを除き一切地方人の負担とした。そのほか、12市に内地と同組織の高等尋常小学校、師範学校、島民の官吏養成のため、国語学校等を設け、教育の振興に勤めた。台湾自治は、撰取するのではなく、一つの自立国家形成にある。

### 6.2.3 台湾医学校 — 台湾医学専門学校、台湾大学

世界流行病の根拠地の一つであった台湾では、ペスト、マラリア、熱帯赤痢、コレラなどの予防が、緊急の課題であった。これら流行病の根本的要件として検疫、衛生化のため、下水道等のインフラ整備を行うとともに、明治32（1899）年、台湾医学校を設立して、台湾人医師を養成した。また、公医制度なども導入した。

### 6.2.4 台湾協会学校 — 拓殖大学

拓殖大学は、明治33（1900）年、桂太郎により台湾協会学校として創立された。当時、台湾民政長官であった後藤は、学校建設への協力・寄附の徴集・寄宿舍建設の推進等、創立者である桂太郎の相談にのるなど協力を惜しまなかった。

大正9（1919）年、後藤は、専門学校の良き理解者として第三代学長に就任した。そして、拓殖大学を当時発令された新大学令に基づく「新制大学」に昇格すべく拡販の整備に取りかかり、大正11（1922）年、念願であった大学昇格を成し遂げるなど、逝去するまで学長として拓殖大学の基礎づくりに尽力した。

大正6（1917）年、台湾の近代化でともに力を尽くした新渡戸稲造は、すでに、拓殖大学の教育に関する責任者「学監」に就任しており、東京帝国大学等で、日本初の植民地政策の講義を担当していたことから、後藤、新渡戸コンビが復活し、自立と自己責任といういわゆる「自治の精神」を指導していった。海外で働く優秀な人材を育て、大学の発展に尽力した。

### 6.2.5 満州国・関東洲 — ハルピン学院

南満洲鉄道（通称:満鉄）初代総裁を務めた後藤は、若く優秀な人材を抜擢し、鉄道の広軌化（内地は、計画挫折）、市街地整備、築港、炭鉱経営、病院、医学堂の建設、ホテルなどの都市機能の整備・充実に努めたほか、科学と文化に基づく世界政策を実現させるため、満鉄に「調査部」を置き、鉄道経営のための社員教育に努め、満洲経営の礎とした。

一方、日露戦争後から日本敗戦に至る時期、日本統治圏内にあった高等教育機関「哈爾濱学院（以下「ハルピン学院」という）がある。日露戦争後、日露協会が設立され、そのなかで、両国で働く人材育成を図るため、満州国・関東洲に設立を図った。大正8（1919）年、元満鉄総裁の後藤が日露協会学校創立委員長となり、開校に向け尽力、翌9（1920）年、日露学校（後のハルピン学院）が開校した。教科は、時勢の変転の中、ロシア語が主軸であった。

ハルピン学院の卒業生には、聴講生として入学し、ロシア語を学び外務省に入った「杉原千畝」がい

る。第二次世界大戦下、リトアニア総領事館代理であった杉原は、苦悩の末、国の意向に背いて6,000人の難民に通過ビザを発行し命を救った。この行為は現在においても全世界の人々から賞賛され尊敬を集めている。ハルピン学院は、国立大学になるものの日本敗戦に伴い解散され、後藤の日ソ協力関係は夢と消えた。

#### 6.2.6 鉄道院総裁 — 鉄道院教習所

後藤は、明治41（1908）年逓信大臣として入閣したが、鉄道との縁は切れず、12月に鉄道院が設置されると初代総裁となった。後藤は、鉄道管理局ごとに「鉄道院職員地方教習所」を、翌年には東京に「鉄道院職員中央教習所」を設置した。開所式に当たり、「そもそも教習所を設くるは、即ち人を作らなければならぬことに起因する。想うに諸般の事業は、その盛衰、興廢として人に俟たざるものなし。」と人格修養に一道の生気を注入した。その心は、「一も人、二も人、三も人」に集約される。

#### 6.2.7 東京市長 — 東京市職員・教員研修所

大正9（1920）年、東京市長に就任した後藤は、翌年、「東京市吏員講習所」、「東京市教員教習所」を設置した。市職員、教員が、党派や市民有力者の制圧にとらわれない積極的な自治の気風をもつ職員等の養成を目的とした。

後藤は市長講演において、「自治の観念は、自覚自衛より来る。自覚自衛（自営）は、即ち人生の本能に訴えざるべからず（訴えなければならぬ）。科学的基礎の上に生活すること即ち自覚自衛なり」と自治は本能であると強調している。

#### 6.2.8 夏期大学「学俗接近」 — 地方自治団構想

後藤は、人々が自ら考えよりよい社会を目指し、自立する「地方自治」を各地の大学で講演し、「自治」を説いた。党派を超越した地方自治団を構想した。また、学問というものを学生や研究者等の一部の者たちのものとせず、広く一般の人々へ行き届くこと「学俗接近」を試みた。大正4（1915）年、軽井沢に「夏期大学」を起こし、当時の各分野の第一人者を講師とし自らも講師を務めている。後藤は、「日本国民を将来の世界における大国民にするには、政治上の革新、経済上の発展、「富国強兵」だけでは不十分である」とし、「大学拡張」「大学殖民」を説いた。

その後、信濃通俗大学、木崎夏期大学を設立し、夏期大学は全国的な広がりを見せた。現行制度の社会教育を越え、すでに今流の自己研修・自己啓発に取り組んだ。その功績は、ことに、開設に当たっては、教育者である新渡戸稲造の役割は大きく、なくてはならない存在であった。

#### 6.2.9 ボーイスカウトの精神 — 自治三訣

大正11（1922）年、東京市長を務めていた後藤は、少年団日本ジャンボリーの運営指導に当たり、英国皇太子の来日を機に結成された日本連合少年団（のちに少年団日本連盟と改称）の総裁に就任した。

少年団には、モットー「そなえよつねに」、連盟制定の「宣誓」及び「おきて」があったが、直接少年たちに説いたのは、「自治三訣」であった。

### 自治三訣

- ・人のお世話にならぬよう（自主的自治）
- ・人のお世話をするよう（社会奉仕）
- ・そして酬いを求めぬよう（皇恩報謝）

後藤は、重要な言葉を残している。「少年の教育機関としては、学校があり、また家庭がある。しかしながら、学校教育は学校に限られ、家庭教育は、家庭内に限られ欠点を免れない」また、「何時とはなしに少年、青年にくだいなる感化を及ぼすのは、第三の力。すなわち社会の教化であり、この三要素を併用せる自治訓練場が少年団である」。

少年団の事業は、「実に国家に、また社会に、極めて重大なる使命を帯びたるものである。」と結んでいる。まさに、現代社会に忘れられ、忘れられつつある「精神」、「行動」であるといいたい。後藤は生涯の人生を振り返りつつ、自治の精神はこれだと言いきったと考える。

この項の終わりに、「実業の日本」編集顧問農学・法学博士新渡戸稲造、内閣総理大臣・公爵桂太郎らの名士方の新年特集号に通信大臣・男爵後藤の人材育成術が述べられているので紹介したい。

- ・人を使ふに巧みな人—
- ・動物的では人が使はれぬ—
- ・部下の言を容るゝ寛量が必要—
- ・見込みある部下には重荷を加へて鍛錬せよ—

#### 6.2.10 政治の倫理化運動

後藤は、大正15（1926）年、政治の倫理化運動を大衆の「自治」を呼び覚ます国民運動と位置づけ全国にわたり展開し始めている。この運動は、昭和3（1928）年に予定されていた最初の普通選挙権の基となる衆議院議員選挙施行のいわば前夜に、普通選挙準備と銘うって「政党の腐敗・議会の墮落・政治の弱点」を攻撃して政界浄化を志す一方で、「未来の無名の青年達に託する。」と民衆の自覚を促したものである。全国183回の講演会を実施、ほとんど自らが壇上で講演、聴衆は、35万人に及んだ。「政治の倫理化」のテキストは、100万部をベストセラーになった。

しかし、現在、「規則万能主義」、「責任回避」、「自己保身」、などから、汚職、法律違反が度々報ぜられている。「政治の倫理化はまだかまだか」、いつまでも何をやっているかと後藤の叱声が聞こえる。

## 7. 後藤の精神を継承するために

後藤の精神を後世に継承するため、後藤の生誕地、岩手県奥州市（旧水沢）には、平成14（2002）年、「後藤新平顕彰会」が、また、同17（2005）年、東京に「後藤新平の会」が、後藤が医学を学んだ



資料5 ボーイスカウト初代総長の後藤新平<sup>(7)</sup>

福島県須賀川市には平成 25（2013）年に「須賀川後藤新平の会」が相次いで組織化された。

いずれも、後藤新平の思想、業績、関係した人物の調査・研究、そして交流を目的としている。このため、東京の後藤新平の会による、後藤新平賞の授賞、シンポジウムの開催、研究図書の発行、会報の発行など後藤の多くの顕彰活動を行っている。

活動の一環として、東京都、奥州市、須賀川市においても小学校社会科副読本を発行し指導に努めているが、顕彰組織も、ご多聞にもれず、会員の高齢化が進み、若い人たちの参画が強く求められている。さらに、市民はもちろんのこと、海外、ことに台湾の方々をはじめ誘客に努めていかなければならないと考えている。

なお、平成 28（2016）年 9 月、小池百合子東京都知事が、就任後初となる都議会定例会における所信表明において、第 7 代東京市長後藤新平の「自治三訣」にふれ、その言葉を都政運営の基本として努力する旨の演述を行っている。テレビ等を見、新聞を読んだ国民に訴えるものがあつたのではないだろうか。

## 8. 終わりに変えて ― これからの自治 ―

日本は今や政治の大変換期にある。グローバル化が著しい世界情勢のなかで、政党政治がどのような形態になるにせよ、有権者である国民が日本政府の政策にとってどんな意味を持つものになるか真剣に検討する必要がある。政治の変化によって有権者には新たな選択肢が与えられるのか、その選択肢とはどのようなものなのかということである。

今の政治は、「政治的競争」と「政策論争」の時代である。リーダーの不在、官僚主導の政策決定、利権的な体質など、日本の政治は多くの批判にさらされている。これらの問題は日本に特異なものなのか。また、解決策は何か、民主主義の原点にたちかえり、内政的には、日本の地域間格差、地方創生が引き続き議論されてくると考える。

地方自治の在り方については、地方制度調査会をはじめ地方分権一括法の成立により、機関委任事務制度、国の関与の新しいルール の 制定、権限委譲などが進められてきたが、今後は、地方の独自の政策展開が推進できるよう新たなシステムづくりの創出が求められており、今、まさに、地方創生・まちづくり、地域福祉とボランティア活動、NPO、市民参加・協働のまちづくり、自治体計画と環境指標、市民と公務員などの議論が進められている。

すでに、後藤が自治の本質を捉えていたように、自治の原形は「共同体の自治」である。

そういう意味で、後藤の描いた自治論は、百年先をも見据えた優れたものであったといえる。

2017 年は、後藤の生誕 160 年を迎える。さらに 2023 年は、関東大震災から 100 年となる。後藤の仕事のうち、関東大震災に関するものはその中核のひとつといてよいであろう。越澤明は、後藤を「大風呂敷」と形容・揶揄することはやめ、大震災の極めて困難な状況から首都東京を見事に復興させた大恩人として、その偉大な業績を素直に評価すべきであると述べている<sup>(8)</sup>。

自治三訣の「訣」は、「極める」という意味がある。単なる「決」ではない。公共心を備えた有徳な市民を育てるという考え方、国民一人ひとりの自治的自覚を極める生き方をぜひ現代に生きる私たちも



見習いたいと思う。これからの日本の国づくりにあたる方たちに強く望んで本論の終わりの言葉に代えたい。

〈注〉

- (1) 「内務大臣時代の新平」奥州市立後藤新平記念館所蔵
- (2) 「児玉源太郎と後藤新平」奥州市立後藤新平記念館所蔵
- (3) 「東京市の新計画に就て」奥州市立後藤新平記念館所蔵
- (4) 「後藤新平の衛生制度論」奥州市立後藤新平記念館所蔵
- (5) 後藤新平『衛生制度論』p. 145.
- (6) 後藤新平『衛生制度論』pp. 2-3.
- (7) 「ボーイスカウト初代総長の後藤新平」奥州市立後藤新平記念館所蔵
- (8) 越澤明 (2011)『後藤新平』p. 290.

参考文献

- 岡田彰 (2009)『資料から読む地方自治』法政大学出版局  
緒方英樹 (2013)『台湾の礎を築いた日本人たち』ユニテッド・ツアーズ  
越澤明 (2011)『後藤新平』筑摩書房  
後藤新平 (1889)『國家衛生原理』忠愛社  
後藤新平 (1890)『衛生制度論』對育舎  
後藤新平 (1922)『自治生活の新精神』民力涵養協下位會  
佐藤宏 (1897)『臺灣事情』和田篤太郎  
佐野幸夫 (2002)『西郷菊次郎と台湾』南日本新聞開発センター  
澤田謙 (1923)『東京市政論』帝國地方行政學會  
実業の日本 (1910)『後藤新平——余は新人材を如斯して訓練す』実業之日本社  
高野澄 (2001)『廃藩置県物語』新人往来社  
東京市政調査会 (2009)『地方自治史を掘る』東京市政調査会  
信夫清三郎 (1941)『後藤新平——科学的政治家の生涯』博文社  
橋本五郎 (2010)『範は歴史にあり』藤原書店  
藤渡辰信 (2011)『後藤新平——背骨のある国際』拓殖大学  
古川薫 (1999)『山河ありき』文藝春秋  
御厨貴 (2007)『後藤新平大全』藤原書店  
渡辺利夫 共著 (2010)『台湾經濟読本』勁草書房  
渡辺利夫 (2011)『後藤新平の発想力』成文堂

室崎益輝 幸田雅治 編著

## 『市町村合併による防災力空洞化』

(ミネルヴァ書房, 2013年)

濱口和久

平成11年から始まった「平成の市町村合併」により、同年4月時点で3,229あった市町村数は、平成28年10月10日時点では1,718となり、市町村数はほぼ半減した。

行政の効率化を目指して行われた市町村合併であったが、合併後の自治体では、住民サービスの量および質の低下や、基礎自治体と住民の距離が広がるなど、団体自治及び住民自治の両方の観点から見て、地方自治の劣化が進んだとの批判がある。それに対して、合併の功罪についての検証が十分になされてきたかは甚だ疑問だ。

平成の市町村合併は国が推し進めてきたとも言える。合併した市町村の首長は、合併後の自治体を担っているという立場上、合併の問題点を認識していたとしても、その問題点を明らかにすることを避けてきた。首長だけでなく自治体職員も同様である。

このような状況下で、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が起き、合併した市町村の防災力が問われることとなった。

本書は、合併した市町村の防災力について、防災、危機管理、地方自治の専門家6人により書かれた編著による1冊だ。防災力との関わりで市町村合併の問題点を検証しようとした論文集でもある。

東日本大震災では、津波により多くの人命が失われ、原発事故も起き、いまだに多くの人が避難生活を余儀なくされている。このダブルの災害は、これまでの日本社会の矛盾や問題点を顕在化させることとなった。また本書は、小規模市町村の合併・再編を必至とする道州制推進の議論にも一石を投じている。

『市町村合併による防災力空洞化』というタイトルからも分かるように、本書は、市町村合併には批判的だ。だが、6人の専門家は、被災地を歩き、合併市町村の防災力の実態を調査・考察し、分析を加えながら、問題点を炙り出している。単なる合併批判の1冊ではないことが一読すればよくわかる。

以下、6人の専門家が本書で触れている問題意識の一端を披露したい。

「東日本大震災は、まさに市町村合併に踏み出した途端、各種の問題点が顕在化し、結果的に被災者を苦しめることになったのである。それは、結果的には、“住民不在”の合併を推進したからそうなのである。市町村合併を推進した小泉政権の問題がそこにある。一言でいえば、拙速のあまり、制度設計とそれに要する“文化的”時間を過少評価したのである。効率一辺倒に考えるか

らそうなのは明らかだろう。」(河田恵昭)

「合併によって行政区域が広がった自治体は、どこかで被災する可能性が高まっているはずであり、平地、山地、海岸部、都市部などの地域特性も多様化しているために災害も多様化するはずである。同時に、地域の多様化によって、気候条件、地形条件から多くの災害に襲われる日本列島において、対応すべき災害の種類が増えてくる。つまり、自治体合併による行政区域の広域化は、複合的な災害に遭遇する可能性と広域巨大災害に巻き込まれる可能性が高くなるということなのだ。」(中林一樹)

「合併の行きつく先は、周辺部に位置する地域の更なる衰退と地域力の低下である。合併によって、地域の政治的発信力は低下する。地域のリーダーであった首長がいなくなったことの政治的意味は大きい。総合支所は、単なる市役所の一機関であり、単なる手足である。総合支所では、合併前の首長のような求心力は持ちようがない。」(幸田雅治)

「市町村合併に伴い旧市町の声が届きにくくなるという問題は、合併前から危惧されていた。防災・危機管理の専門部局を設置し、事前の対策を充実することも重要であるが、本来の意味での自治体の防災・危機管理能力は、災害発生時に的確な災害対応が実施できるかどうか、にある。的確な災害対応を行うためには、地域のハザード、さらには地域特性(どのような被害が発生しやすいか、高齢者は多いのか等々)を把握していること、すなわち地域についての土地勘を持っていることが不可欠であり、実際の対応を行う上では、地元の人との人間関係も重要となる。」(牧紀男)

「少なくとも財政面での合併自治体の優位性は、復興においてきわめて限定的であるという結論に至る。被災自治体に求められているのは、合併の有無にかかわらず、整備されてきた財政支援メニューを活かして、それぞれがいかなる復興ビジョンと具体策を描き実行に移すかということである。」(飛田博史)

「住民の安全に欠かせない、地域密着あるいは住民自治さらには地方分権という視点からみると、この間の経済性の効率の向上を大義名分として行われた自治体の広域合併は、地域の防災力の低下につながっていると断罪せざるを得ない。」(室崎益輝)

「東日本大震災で大きな被害を受けた地域では、広域合併が震災直後の態勢づくりや復興へのプロセスの足を引っ張っているという意見が、どれほど多くなっていることか。平成の大合併はほとんどの地域において愚挙でしかなかった。」(内山節)

「発災直後の被災地において機能していたのは基礎的自治体の行政機能や病院などの社会的インフラ、さらに地域における人々の互助力であり、国や県の行政機能は機能しなかった。『中央』の

認識は全く逆と言わざるをえない。むしろ被災地からみれば、道州制や市町村合併の動きはますます社会的脆弱性を増進させる無謀な主張のようにみえる。なぜなら、実質的に行政機能が崩壊して、緊急期の支援活動に支障を生じているのは、広域合併をした周縁部になった孤立地域の方だからである。」(今井照)

「いったん大規模自然災害が発生すれば、住民に最も身近な政府である市町村も機能不全に陥り、住民の目の前に無政府状態が現実のものとして立ち現れる。また、市町村合併が進むと、住民に最も身近なはずの市町村が物理的にも精神的にも遠い存在になり、とりわけ周辺地域住民にとっては役所・役場や議会までの距離が広がるうえ、そこに地元政治代表を送り込むチャンスが低減する。そこでいずれの場合も、そうした事態に対応するためにコミュニティ単位で近隣自治組織を備えるべしとする理屈が生まれる。平成大合併後の自治体とくにその周辺地域で、住民にとっていざというときに頼りになるのは『遠くの市町村より近くのコミュニティ』だと考えざるを得ない状況が色濃く現れつつある。」(小原隆治)

さらに6人の専門家の中で、幸田氏は東日本大震災の時の宮城県石巻市の対応についても検証している。

自治体には適正な運営規模というものがあると思うが、石巻市は、合併によって大きな面積を抱えることとなった自治体の1つである。石巻市は旧石巻市の面積137.27平方キロから4倍の面積となる555.64平方キロとなる基礎自治体(ちなみに全国の市の平均面積は273.9平方キロ)となった。そして、合併によって新しく誕生した石巻市を東北地方太平洋沖地震が襲ったのだ。

新石巻市は、平成17年4月に、1市6町が合併して誕生したが、旧市町は、地域ごとに産業構造、人口構造(高齢化率)など相当異なる特色を持った地域であった。そのため、合併しても旧市町意識から脱却できない市職員や住民が多かった。結果的に、このことが東日本大震災の復旧・復興にも大きな影響を与えたと幸田氏は述べている。

実際、石巻市に限らず、合併した全国の自治体では、石巻市と同じように合併前の住民意識が続いているところが数多い。石巻市の事例は大規模・広域の巨大災害に自治体が見舞われた時の対応を考えるうえでの貴重な教訓とも言える。

本書は「あとかき」で「大きな災害は、その時代、その社会が持っている歪みや問題点を露わにするものである。東日本大震災という未曾有の災害は、その社会的問題点の1つとしての、広域合併の防災上の問題点を、私たちに教えてくれている」と述べている。

まさに、合併が自治体の防災力や地域の安全性に与えた影響を明らかにして、市町村合併の問題点を浮き彫りにする最良の1冊である。



## 「拓殖大学 政治行政研究」投稿規定

### 1. 発行目的

拓殖大学地方政治行政研究所紀要「拓殖大学 政治行政研究」（以下、「紀要」という）は、国や地方の政治・経済・行政などの幅広い問題に関する理論的、実証的、実践的な研究や社会に貢献する創造的な研究成果の公刊を目的とする。

### 2. 発行回数

紀要は、原則として年1回12月発行とする。

原稿提出締め切りは、拓殖大学地方政治行政研究所（以下、「研究所」という）が毎年定めた日とする。

紀要冊子としての発行のほか、研究所のホームページにもその内容を掲載する。

### 3. 編集委員会

紀要の編集は、研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）が担当する。

編集委員会は、本規定が定める投稿原稿のほかに、必要に応じて寄稿を依頼することができる。

### 4. 投稿資格

投稿者（共著の場合、執筆者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の所員とする。

ただし、編集委員会が認める場合には、所員以外も投稿することができる。

### 5. 著作権

掲載された原稿の著作権は、研究所に帰属する。

したがって、研究所が必要と認めるときはこれを転載し、また外部から引用の申請があったときは研究所で検討のうえ許可することがある。

### 6. 投稿様式

(1) 原稿は、日本語あるいは英語によるものとし、政治・経済・行政等に関する未発表の論文、研究ノート、翻訳、書評、報告に限る。他の刊行物に投稿中の原稿は、投稿できない。編集委員会に投稿原稿表紙を付けた原稿および要約（2000字程度）を提出のこと。

(2) 原稿は、論文・研究ノートについては、図・表を含め400字原稿換算で100枚以内、英文はA4サイズ・ダブルスペース60枚以内とする。翻訳・書評・報告については、400字換算15枚以内とする。ただし、編集委員会が適当であると判断した場合には、この限りではない。提出原稿は、原則としてワープロ原稿とし、電子媒体も提出のこと（機種・使用ソフトも明記する）。

執筆の詳細は、「拓殖大学 政治行政研究」執筆要綱に定める。

### 7. 原稿の審査・採用

(1) 投稿原稿の採否は、編集委員会が委嘱するレフリーの審査に基づき、編集委員会で決定し、投稿者に通知する。投稿原稿は、採否に拘わらず返却しない。

(2) 掲載に当たっては、編集委員会が投稿者に修正を求めることがある。

(3) 本規定に定められていない事項については、編集委員会が判断する。

(4) 投稿原稿の提出先は、〒112-8585 東京都文京区大塚1-7-1 G館1F 学務部研究支援課

拓殖大学地方政治行政研究所紀要『拓殖大学 政治行政研究』編集委員会

### 8. 校正

投稿者が初校および再校を行い、編集委員会が三校を行う。校正の際の加筆・修正は、必要最小限にとどめなければならない。

### 9. 原稿料、別刷

投稿者には、一切の原稿料は支払わないが、別刷りを50部まで無料で贈呈する。それを超える場合には、有料とする。

### 10. その他

本規定に規定されていない事項については、その都度編集委員会で決定する。

### 11. 改廃

この規定の改廃は、編集委員会の議に基づき、地方政治行政研究所長が決定する。

### 附 則

本規定は、平成27年4月1日から施行する。

## 「拓殖大学 政治行政研究」執筆要綱

1. ワープロ原稿は、A4版1枚につき1行40字・36行、横打ちとする。  
手書き原稿の場合は、400字詰め原稿用紙に横書きとし、黒インクかボールペン・サインペンを使用し、鉛筆は使用しないこと。
2. 原稿の1枚目には、論文タイトル、著書名を記載する。目次は省略のこと。
3. 日本語原稿には、英文タイトルを付けること。
4. 各国の地名、外来語、外国の度量衡・貨幣単位はカタカナ表記にすること。
5. 数式は、タイプ打ちとし、大文字、小文字、数字、アルファベットの違いを明確にすること。
6. 注は、文中の該当するところに明示し、通し番号を付けて、論文末にまとめること。
7. 参考文献は、編著者名、刊行年、書名、出版社（雑誌論文については、論文名、掲載誌名、巻号、刊行年月）の順に記載し、外国文献もこれに準じる。外国文献の書名は、斜字にすること。
8. 図・表は、それぞれ表題を付け、通し番号を付けること。
9. この要綱に規定されていないことについては、拓殖大学地方政治行政研究所編集委員会で決定する。

## 執筆者の紹介（目次掲載順）

眞鍋 貞樹（まなべ・さだき）	政 経 学 部 教 授
白石 浩介（しらいし・こうすけ）	政 経 学 部 教 授
杉浦 立明（すぎうら・たつあき）	政 経 学 部 准 教 授
高橋 力（たかはし・ちから）	地方政治行政研究所客員教授
濱口 和久（はまぐち・かずひさ）	地方政治行政研究所附属防災教育研究センター 副センター長客員教授

本誌のタイトル『拓殖大学政治行政研究』は、本学第17代総長 藤渡辰信によって掲筆されたものです。

※本紀要の刊行年について第6巻までは刊行年度を表示しましたが、第7巻より実際の刊行年月を表示しております。

### 拓殖大学政治行政研究 編集委員会

委員長 白石浩介（地方政治行政研究所長）

委 員 秋山義継（政経学部教授） 眞鍋貞樹（政経学部教授）

---

### 拓殖大学 政治行政研究 第8巻

2017年2月15日 発行

発行所 拓殖大学地方政治行政研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595

印刷所 (株) 外為印刷

---



# *The Journal of Politics and Administration*

**Vol. 8 (February 2017)**

## *Contents*

### **Articles**

- Agency in Political and Social Systems .....Sadaki Manabe... 1
- Pass Through in Value Added Tax:  
Applications of Input-Output Analysis .....Kosuke Shiraishi... 19
- Childcare Leave as a Countermeasure  
to the Declining Birthrate  
and Birthrate Trends in Japan .....Tatsuaki Sugiura... 61
- The GOTO Shinpei's Theory of Self-government.....Chikara Takahashi... 85

### **Book Review**

- Murosaki Yoshiteru and Kouda Masaharu, ed. (2013)  
Decreasing Response Capability to Disasters effected  
by the Failure of The Heisei Municipal Merger.....Kasuhisa Hamaguchi... 97

**Instructions to Authors** .....101

**Instructions for Contributors** .....102